令 0 2 原機 (大安) 0 6 3 令 和 2 年 8 月 3 1 日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 (北地区) 原子炉施設保安規定の変更認可申請の補正について

令和2年5月11日付け令02原機(大安)024をもって申請した国立研究開発法 人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設保安規定の変更認可申請 書を別紙のとおり補正いたします。

原子炉施設保安規定の変更(補正)

1. 補正の内容

令和2年5月11日付け令02原機(大安)024をもって申請した国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設保安規定の変更認可申請書を、 別添1のとおり一部補正する。

また、既に認可を受けている保安規定に対し、一部補正を含めた変更の内容を別添2に 示す。

2. 補正の理由

- (1) 使用前事業者検査(溶接検査を含む。)及び定期事業者検査において、検査の独立性の確保の観点から検査対象となる設備の運転・保守に関与しない者が検査を行うことを明確にする。
- (2) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 (令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び同規則の解釈(原規規発第19122 57号-2 原子力規制委員会決定)の要求事項を品質マネジメント計画に反映する。
- (3) 施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標において、重要度の高い設備・機器がない場合においても除外することなく策定するよう変更する。
- (4) 核燃料物質の貯蔵について、臨界に達しない措置を講ずることを明確にする。
- (5) 火災が発生した場合の対応を明確にするため、火災時の措置を追加する。
- (6)周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリング の実施に関する事項を追加する。
- (7) 保安規定に定める管理区域を解除する際の措置を明確にする。
- (8) 管理区域から退出する者に係る表面密度の基準を明確にする。
- (9) 非常事態における活動について、周辺監視区域内の見学者等に対する避難指示等が含まれることを明確にする。
- (10) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号)第16条の14に定める事象に準ずる重大な事象が発生した場合の措置を明確にする。

- (11) 設計想定事象等に係る保全に関する措置を明確にする。
 - ① JMTRにおいては、当該事象の発生に係る保全に関する措置については、運転 手引に定め実施することを追加する。
 - ② HTTRにおいては、当該事象の発生に係る保全に関する措置については、運転 再開時に定めることを追加する。

(12) 記載の適正化を図る。

- ① 機構の本部組織の定義を実態に合わせるため変更する。
- ② 原子力施設検査室長の定義を明確にする。
- ③ 放射線測定機器を示す別表について、使用方法を含むことを明確にする。
- ④ その他、表記の見直しを行う。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

		(子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正 新旧対照	条义(下線部分は変更部分) 補正後
	亥当箇所	補正前(令和2年5月11日付け申請)	目次
目次		目次	日本 日本
		第1章 (省略)	第1章(補正なし)
		第2章 管理体制	第2章 管理体制
		第2章 官任任何 第1節~第3節 (省略)	第1節~第3節(補正なし)
		第1即~第3即 (音略) 第4節 独立検査組織(第13条の2・第13条の3)	第4節 独立検査組織(第13条の2)
		第3章~第8章 (省略)	第3章~第8章(補正なし)
		第3章~第3章 (首昭) (別表)	(別表)
		(別図)	(別図)
			(加)
		第2編~第4編 (省略) 第5編 JMTRの管理	第5編 JMTRの管理
			第1章~第5章(補正なし)
		第1章~第5章 (省略)	第1章~第3章 (側になり) 第6章 異常時の措置
		第6章 異常時の措置	第0早
		第1節~第5節 (省略)	第1即~第3即 (棚上なり) 第6節 地震又は火災時の措置(第69条)
- 2		第6節 地震後の措置 (第69条)	
		第7節(省略)	第7節 (補正なし) 第7章 (補正なし)
		第7章 (省略)	
		(別表)	(別表)
,		(別図)	(別図)
		第6編 HTTRの管理	第6編 HTTRの管理
		第1章 通則(第1条-第15条)	第1章 通則(第1条-第15条 <u>の2</u>)
		第2章~第4章 (省略)	第2章~第4章(補正なし)
*		第5章 異常時の措置	第5章 異常時の措置
		第1節~第4節 (省略)	第1節~第4節(補正なし)
l		第5節 地震後の措置 (第65条)	第5節 地震又は火災時の措置(第65条)
		第6節(省略)	第6節(補正なし)
		第6章 (省略)	第6章 (補正なし)
		(別表)	(別表)
-		(別図)	(別図)
		附則	附則
第1編	第5条	(組織)	(組織)
		第5条 大洗研究所の原子炉施設の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。	第5条 大洗研究所の原子炉施設の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。
		2 機構の本部組織(以下「本部」という。) は、 <u>理事長、</u> 統括監査の職、安全・核	2 機構の本部組織(以下「本部」という。)は、統括監査の職、安全・核セキュリ
		セキュリティ統括部長 <u>、</u> 契約部長 <u>及び中央安全審査・品質保証委員会</u> をいう。	ティ統括部長 <u>及び</u> 契約部長をいう。
第1編	第5条の2	(職務)	(職務)
		第5条の2 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。	第5条の2 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。
		(1)~(16) (省略)	(1)~(16) (補正なし)
		(17) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に	(17) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に
1		関する業務、放射線業務従事者の線量の評価に関する業務並びに施設管理者とし	関する業務、環境放射能の測定業務、放射線業務従事者の線量の評価に関する業
		て別表第1第6欄に掲げる機器の管理を行う。また、放射線管理第2課長の依頼	務並びに施設管理者として別表第1第6欄に掲げる機器の管理を行う。また、放
		に基づき、施設の放射線測定機器の保守及び校正を行うことができる。	射線管理第2課長の依頼に基づき、施設の放射線測定機器の保守及び校正を行う
			ことができる。
		(18)~(32) (省略)	(18)~(32) (補正なし)
		2~6 (省略)	2~6 (補正なし)
			<u> </u>

該当箇所	補正前(令和2年5月11日付け申請)	補正後			
51編 第13条の2	(独立検査組織の設置)	(独立検査組織の設置及び事業者検査の独立性の確保)			
第13条の3	第13条の2 原子炉施設の運転・保守担当課から独立性を持たせた者による事業者	第13条の2 <u>大洗研究所に独立検査組織を設置し、検査対象となる設備の運転・</u>			
	検査を行うために、大洗研究所に独立検査組織を設置する。	守に関与しない者による事業者検査を行う。			
	(事業者検査の独立性の確保)				
	第13条の3 所長並びに原子炉施設の運転・保守担当課及びその上司(部長等)	<u>2 第5条の2第1項に掲げる各職位</u> は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を			
	は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。	与えてはならない。			
1編 第14条	(品質マネジメント計画)	(品質マネジメント計画)			
	第14条 (省略)	第14条 (補正なし)			
		1 0 (+4-7-4-1)			
en e	1. ~2. (省略)	1. ~2. (補正なし)			
	A 4.36	19 点装			
	3. 定義	│ 3. 定義 : 本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、品質管理基			
	本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、品質管理基準				
	規則及び品質管理基準規則の解釈並びに JIS Q 9000:2015 品質マネジメントシステ	規則及び前負管理基準規則の解析並がに 113 0 9000・2013 前負、インバンドンバ ムー基本及び用語に従うものとする。			
	ムー基本及び用語に従うものとする。	「課長」とは、大洗研究所に属する課長 <u>及び廃止措置準備室長</u> をいう。			
	「課長」とは、大洗研究所に属する <u>室長及び</u> 課長をいう。	「株文」とは、人の例元所に属する味及 <u>次の売工用世年間主民</u> という。			
	4 口筋・みパントンフェン	4. 品質マネジメントシステム			
	4. 品質マネジメントシステム	4.1 一般要求事項			
	4.1 一般要求事項	4.1 放安水事分 (1)~(3) (補正なし)			
	(1)~(3) (省略)	(4) (補正なし)			
	(4) (省略)	a) ~h) (補正なし)			
	a) ~h) (省略) i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。	i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。これは、技			
	1) 健主は女主人化で育成し、維持するための収組で美胞する。	的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通			
		て、次の状態を目指していることをいう。			
		・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。			
•		・風通しの良い組織文化が形成されている。			
		・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、そ			
		業務に責任を持っている。			
		・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。			
		・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に交			
* *		る自己満足を戒めている。			
		・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告			
		れた問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。			
• .		・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全			
		<u>化を改善するための基礎としている。</u>			
		・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、			
		員が必要なコミュニケーションを取っている。			
	(5)~(6) (省略)	(5)~(6) (補正なし)			
	4.2 文書化に関する要求事項	4.2 文書化に関する要求事項			
	4.2.1~4.2.2 (省略)	4.2.1~4.2.2 (補正なし)			
	4.2.3 文書管理	4.2.3 文書管理			
	(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理	目 (1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管			
	9				

該当箇所	補正前(令和2年5月11日付け申請)	補正後
	し、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4 項に 規定する要求事項に従って管理する。	し、 <u>次の事項を含め、</u> 不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4 項に規定する要求事項に従って管理する。
		a) 文書の組織外への流出等の防止 b) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に
	(2) (省略)	基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 (2) (補正なし)
	4.2.4~5.2 (省略)	4.2.4~5.2 (補正なし)
	5.3 品質方針 (1) 理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの及び施設管理に関する方針を含む。 a) ~e) (省略)	5.3 品質方針 (1) 理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの(技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)及び施設管理に関する方針を含む。 a)~e) (補正なし)
,		a) ~ e) (無止なり) 5.4 計画
	5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標(業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標(7.1 項(4)項 b)参照)を含む。)が設定されていることを確実にする。 また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画(7.1 項	5.4.1 品質目標 (1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標(業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標(7.1 項(4)項 b)参照)を含む。)が設定されていることを確実にする。 また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための
	(4) 項参照)が作成されることを確実にする。	計画 (7.1項 (4) 項参照) が作成されることを確実にする。 <u>a) 実施事項</u> <u>b) 必要な資源</u> <u>c) 責任者</u> <u>d) 実施事項の完了時期</u> <u>e) 結果の評価方法</u>
	(2) (省略)	(2) (補正なし)
	5.4.2 (省略)	5.4.2 (補正なし)
	5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1~5.6.1 (省略)	5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1~5.6.1 (補正なし)
	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。 a)~f) (省略)	め報告する。 a) ~f) (補正なし)
	g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 <u>(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</u> h)~k) (補正なし)
	h)~k) (省略) l) 保安活動の改善のために実施した処置の有効性	1) ~ k) (補正なし) 1) 保安活動の改善のために実施した処置 (品質方針に影響を与えるおそれのある 組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む (8.5.2 項(3)項 a) において同じ。)。)の有効性

該当箇所	補正前(令和2年5月11日付け申請)	補正後
	5. 6. 3~6. 4 (省略)	5.6.3~6.4 (補正なし)
	 7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1)~(3) (省略) (4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更に<u>あたって</u>は、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。 a)~e) (省略) (5)~(6) (省略) 	7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1) ~ (3) (補正なし) (4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更(プロセス及び組織の変 更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含 む。)に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。 a) ~ e) (補正なし) (5) ~ (6) (補正なし)
	7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1~7.2.2 (省略)	7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1~7.2.2 (補正なし)
	7.2.3 外部とのコミュニケーション 所長、部長及び課長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。	7.2.3 外部とのコミュニケーション 所長、部長及び課長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。 <u>これには、次</u> の事項を含む。
		a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法
	7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (1) 工事等を担当する部長又は課長は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。 (2)~(4) (省略)	
	7.3.2~7.3.4 (省略) 7.3.5 設計・開発の検証 (1) (省略) (2) 設計・開発の検証 <u>に</u> は、原設計者以外の者又はグループが実施する。 (3) (省略)	7.3.2~7.3.4 (補正なし) 7.3.5 設計・開発の検証 (1) (補正なし) (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。 (3) (補正なし)
	7.3.6~7.3.7 (省略) 7.4 調達 所長は、調達する製品又は役務(以下「調達製品等」という。)の調達を <u>着実に</u> するため、「大洗研究所調達管理要領」(契約部長が所掌する事項を除く。)を定	7.3.6~7.3.7 (補正なし) 7.4 調達 所長は、調達する製品又は役務(以下「調達製品等」という。)の調達を <u>適切に</u> 実施するため、「大洗研究所調達管理要領」(契約部長が所掌する事項を除く。)

 該当箇所	補正前(令和2年5月11日付け申請)
	め、次の事項を管理する。
	また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する
	業務を実施する。
	7.4.1 調達プロセス
•	(1) (省略)
	(2) 部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、
	供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合して
	いることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。
	(3)~(5) (省略)
	(6) 所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安
	に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する 場合に必要な処置に関する方法を「大洗研究所調達管理要領」に定める。
	物目に必要は延慢に関する方はと「八世明/四川嗣足日生女原」に定める。
4	
	7.4.2~7.5 (省略)
	T. F. 4. INCOLUMN THE CONTROL
	7.5.1 個別業務の管理 所長、部長及び課長は、原子炉施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等
	の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。
	管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。
	a) 原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる。
	b)~f) (省略)
-	
	7.5.2~7.5.4 (省略)
	7.5.5 調達製品の保存
	部長及び課長は、調達製品の検収後、受入から据付、使用されるまでの間、調達 製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表
	示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品、予備品にも適
	用する。
	7.6~8.2.1 (省略)
	099 咕郊晚本
	8.2.2 内部監査 (1) (省略)
	a) 4.2.2 項において定める品質マネジメント計画書
	b) (省略)
	(2)~(8) (省略)

8. 2. 3~8. 2. 4 (省略)

補正後

を定め、次の事項を管理する。

また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する 業務を実施する。

7 4 1 調達プロセス

- (1). (補正なし)
- (2) 部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。)を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。
- (3)~(5) (補正なし)
- (6) 所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安 に係る技術情報を<u>調達先から</u>取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者 と共有する場合に必要な処置に関する方法を「大洗研究所調達管理要領」に定め る。

7.4.2~7.5 (補正なし)

7.5.1 個別業務の管理

所長、部長及び課長は、原子炉施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。 管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。

- a) 原子炉施設の保安のために、次の事項を含む必要な情報が利用できる。
- ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性
- ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果
- h) ~f) (補正なし)

7.5.2~7.5.4 (補正なし)

7.5.5 調達製品の保存

部長及び課長は、調達製品の検収後、受入<u>れ</u>から据付<u>け</u>、使用されるまでの間、 調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別 表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品、予備品にも 適用する。

7.6~8.2.1 (補正なし)

8.2.2 内部監査

- (1) (補正なし)
- a) 本品質マネジメント計画の要求事項
- b) (補正なし)
- (2)~(8) (補正なし)

8.2.3~8.2.4 (補正なし)

該当箇所	補正前(令和2年5月11日付け申請)	補正後
	8.3 不適合管理	8.3 不適合管理
	安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1)~(6) (省略)	関する管理 (不適合を関連する管理者に報告することを含む。) の手順及びそれに
	8. 4~8. 5. 1 (省略)	8.4~8.5.1 (補正なし)
	8.5.2 是正処置等 安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、不適合等の是正 処置の手順(根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。)に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) (省略) (2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。 a) 不適合等のレビュー及び分析 b)~e) (省略) (3) (省略) (4) 原子力の安全に及ばす影響が大きい不適合に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。 (5)~(6) (省略)	処置の手順(根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。)に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) (補正なし) (2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。 a) 不適合等のレビュー及び分析(情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。) b) ~e) (補正なし) (3) (補正なし)
林 1 / 京 林 0 0 / 8		
第1編 第23条	果を当該部長に報告する。ただし、別表第5に掲げる教育内容と同等以上と認められる教育を受けた者等、別表第6に掲げる者については、当該部長の承認を得て、その受講内容に応じた教育内容を免除することができる。 4~8 (省略)	掲げる教育内容と同等以上と認められる教育を受けた者等、別表第6に掲げる者については、当該部長の承認を得て、その受講内容に応じた教育内容を免除することができる。 4~8 (補正なし)
第1編 第29条	(非常事態における活動) 第29条 現地対策本部は、人命の救助、避難、非常事態の原因除去、拡大防止等に 関する防護活動を行う。	(非常事態における活動) 第29条 現地対策本部は、人命の救助、避難、非常事態の原因除去、拡大防止等 (周辺監視区域内の見学者等に対する避難指示等を含む。) に関する防護活動を行 う。

ij	亥当箇所	補正	前(令和2年5	月11日付け申	(請)				補正			
第1編	第35条	(故障等の報告)					(故障等の報告)					
		第35条 施設管理統括者 試験炉規則第16条の1 施設を所掌するセンター 2 所長は、前項 <u>に掲げる</u> 研究所担当理事の確認を	4 に定める事象が 長及び当該原子が 事象 <u>が発生した</u> 場	第35条 施設管理統括者又は放射線管理部長は、それぞれ所掌する施設について、 試験炉規則第16条の14に定める事象 <u>及びこれに準ずる重大な事象</u> が発生した場合には、その旨を所長、当該施設を所掌するセンター長及び当該原子炉施設の原子炉主任技術者に報告する。 2 所長は、前項の報告を受けた場合は、その旨を大洗研究所担当理事及び理事長に報告する。					発生した場 施設の原子 <u>び理事長に</u> <u>いて</u> は、速			
第1編	第37条	(定期的な評価の実施に 第37条 (省略) (1) (省略) (2) (省略) イ (省略) ロ 本号イの評価及び		10年を超え	ない期間ごと(こ再評価を行		(定期的な評価の実施に 37条 (補正なし) (1) (補正なし) (2) (補正なし) イ (補正なし) ロ 本号イの評価及こ う。		10年を超え	ない期間ごとに	こ再評価を行
hoter at Access	mil de Me a C	THE AND A CO. (A) SERVER	I-40 0015 44 - 3 2 2	The late of the	90 K		\bot	Til + 67 1 0 (1) = 1 EA	E-Hannatt - 3 / 2	7	18 K \	
214. — IPIN	別表第10	-	炉規則に基づく記			Ten 4-44000	1		炉規則に基づくii			/rz
(1)		記録事項	記録すべき場合		保存責任者	保存期間		記録事項	記録すべき場合	'	保存責任者	保存期間
			(省田	格)					(補正/	まし)		
		8. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画 (第1編第23条)	策定の都度	各部長	各部長	3年間		8. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画 (第1編第23条)	策定の都度	各部長	各部長	3年間
		ロ 保安教育の実施日時、 項目(第1編第23条)	実施の都度	<u>各室長</u> 及び各 課長	<u>各室長</u> 及び各 課長	3年間		ロ 保安教育の実施日時、 項目(第1編第23条)	実施の都度	查室長、廃止 措置準備室長	原子力施設検 査室長、廃止 措置準備室長 及び各課長	3年間
		ハ 保安教育を受けた者の 氏名 (第1編第23条)	実施の都度	<u>各室長</u> 及び各 課長	<u>各室長</u> 及び各 課長	3年間	•	ハ 保安教育を受けた者の 氏名(第1編第23条)		原子力施設検 査室長、廃止 措置準備室長 及び各課長	查室長、廃止	3年間
			(省田		-			*	(補正力			
		11. 品質管理基準規則 第4条第3項に規定する品質の 書及では、 書及では、 を もシステムに従ったか を は、 と、 を を は、 と、 を を は、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	録の作成又は変更の都度	、安全・核セ キュリティ統 括部長、契約 部長、各部長		又は記録 の作成又 は変更後 5 年が経		11. 品質管理基準規則 第4条第3項に規トンス 書のでは、 ではないではない。 を を を を を を を は い の に の に の に の に の に の に の に の に の に の	録の作成又は変 更の都度	、キ括部、検査では、大きのでは、たらのでは、大きのでは、たら	、安全・核セ キュリティ ・ ・ ・ ・ ・ 核イ 統 長 、 表 部 長 、 部 長 、 部 長 、 部 長 、 部 の も の も の も の も の も 。 の も る り た り た り た り た り も り も り も り も り も り も	又の作成更が おま と な り 変 年 が る を と る る る る る る る る る る る る る る る る る
		注1~注4 (省略)					-) 注1~注4 (補正なし)		長及び各課長		

該当箇所	補正前(令和2年5月11日付け申請)	補正後
第2編 第2条	(管理区域) 第2条 原子炉施設の管理区域は、別図第1に示すとおりとする。ただし、それぞれ	(管理区域) 第2条 原子炉施設の管理区域は、別図第1に示すとおりとする。ただし、それぞれ
	第2条 原丁炉肥設の管理区域は、加凶第1に示りとおりとりる。たたし、それぞれ の原子炉施設に係る管理区域の詳細は、第4編、第5編及び第6編に示す。	別と来 原丁炉旭設の管理区域は、別凶第1に示すとわりとする。 たたし、それぞれ の原子炉施設に係る管理区域の詳細は、第4編、第5編及び第6編に示す。
	2 前項の管理区域は、別表第1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管	2 前項の管理区域は、別表第1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管
	2 前項の管理区域は、別表第1に拷りる基準により、第1種管理区域及の第2種管 理区域に区分する。	2 前項の自住区域は、別表第1に拘りる基準により、第1種自住区域及の第2種自理区域に区分する。
	- 住区域に区ガする。 	3 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第2に掲げる値以下に維持する区域であ
	3 第1種皆は区域のうち、衣面街及を加衣第2に拘りる値以下に維持する区域にのって、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とする。	って、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とする。
	うし、かり、全気行朱の光生のおてものないと思いる。	14 施設管理統括者は、第1項の管理区域を解除する場合は、線量告示に定める管理
		区域に係る値を超えていないことを確認する。
		<u> </u>
第2編 第11条	(管理区域の出入り管理)	(管理区域の出入り管理)
	第11条 (省略)	第11条 (補正なし)
	2 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させ	2 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させ
	る。	3.
	(1) 所定の出入口から出入すること。	(1) 所定の出入口から出入すること。
,	(2) 個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって、代表者に着用させ	(2) 個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって、代表者に着用させ
	ることをもって足りる場合は、この限りでない。	ることをもって足りる場合は、この限りでない。
	(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。ただし、第16条第1項ただし書きに規定する	(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。ただし、第16条第1項ただし書きに規定する
,	場所における喫煙又は飲水については、この限りでない。	場所における喫煙又は飲水については、この限りでない。
	(4) 第1種管理区域に立ち入るときは、保護衣、保護靴等を着用すること。	(4) 第1種管理区域に立ち入るときは、保護衣、保護靴等を着用すること。
	(5) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服等に汚染のないことを確認	(5) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服等に <u>別表第4に掲げる表面</u>
	すること。	<u>密度を超える</u> 汚染のないことを確認すること。
	3~8 (省略)	3~8 (補正なし)
第2編 第17条	(管理区域外への物品の持ち出し)	(管理区域外への物品の持ち出し)
	第17条 管理区域管理者は、第1種管理区域から持ち出そうとする物品(核燃料物	第17条 管理区域管理者は、第1種管理区域から持ち出そうとする物品(核燃料物
-	質等を除く。以下「一般物品」という。) について、当該物品の表面密度が別表第	質等を除く。以下「一般物品」という。)について、当該物品の表面密度が別表第
	4に掲げる値を超えているときは、持ち出させない。	501に掲げる値を超えているときは、持ち出させない。
	2 課長は、その課に所属する職員等(以下この条において「持出者」という。)	2 課長は、その課に所属する職員等(以下この条において「持出者」という。)
	が、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、当該物品の表面密度	が、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、当該物品の表面密度
	が別表第5に掲げる値を超えないようにする。ただし、汚染を除去することが困難	が別表第502に掲げる値を超えないようにする。ただし、汚染を除去することが
	な場合であって、別表第4に掲げる値を超えていないことが確認され、かつ、放射	困難な場合であって、別表第5の1に掲げる値を超えていないことが確認され、か
	線管理上必要な措置が講じられていることが課長により確認されているときは、こ	つ、放射線管理上必要な措置が講じられていることが課長により確認されていると
e	の限りでない。	きは、この限りでない。 3 課長は、持出者が第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、その
	3 課長は、持出者が第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、その	3 課長は、存出者が第1種官理区域から一般物品を行られてりこうることは、ての 者に管理区域管理者の許可を受けさせる。ただし、当該物品の表面密度が別表第5
	者に管理区域管理者の許可を受けさせる。ただし、当該物品の表面密度が別表第5	るに管理区域管理者の計可を受けるせる。ただし、当該物面の表面密度が加表系すの2に掲げる値を超えていないことを放射線管理第2課員によって確認されたとき
	に掲げる値を超えていないことを放射線管理第2課員によって確認されたときは、 この限りでない。	<u>の</u> クに持りる値を超えていないことを放射線管理第2歳負によって確認されたとさ は、この限りでない。
	この限りでない。 4 管理区域管理者は、前項の許可をしようとするときは、放射線管理第2課長の同	4 管理区域管理者は、前項の許可をしようとするときは、放射線管理第2課長の同
	4 官理区域官理者は、前項の計画をしよりとするとさは、放射線官理第2課長の同意を得る。	4 自住区域自住有限、削損の計判をしようとするとされ、放射線自住第2歳長の円 意を得る。
	息を行る。 5 放射線管理第2課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表	「
	3 放射線管理第2課式は、前項の回息をしようとするとさば、その表面否反が加衣第4に掲げる値を超えていないことを確認する。	第5の1に掲げる値を超えていないことを確認する。
	<u>物性に関ける順に</u> 促んしv 'なv'しこで確認する。	20 0 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1
第2編 第32条	(周辺監視区域内外における線量率等の測定)	(平常時の環境放射線モニタリング)
	第32条 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域において、別図第	第32条 環境監視線量計測課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、
	2に示す地点について、別表第13に掲げるところにより、線量率を測定する。	平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評
		<u>価</u> する。
	2 (省略)	2 (補正なし)

	 該当箇所		補正前	(令和2年5月1	1 日付	け申請)	<u> </u>	補正後
	第34条の3	第34条の3 備・機器の	の重要度が高い系 環境監視線量記 うち重要度の高い	統に対する定量的 計測課長は、前条のものについて、	な目標 の施設 定量的	原の策定) 管理目標を踏 な施設管理目	標を策定する。 <u>た</u>	(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定) 安第34条の3 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する記
		2 環境監視	記線量計測課長に いて、放射線管理	Eの高い設備・機器 は、前項の定量的 里部長の承認を得	な施設	と管理目標 <u>(第</u>	策定した場合に 関	
第2編	第35条	(放射線測) 第3:5条 (2 放射線管	を機器の管理) 省略) 理第2課長は、前	「項に規定する放射 週間以上連続して				(放射線測定機器の管理) 第35条 (補正なし) 2 放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器を毎週1回巡視する。た
		機器による	監視を必要とした ものとする。	いときは、この関				
第2編	(新設)	(新設)_						別表第4 管理区域からの退出者に係る表面密度(第11条関係) アルファ線を放出する放射性物質 アルファ線を放出しない放射性物質 0.4Bq/cm² 4Bq/cm²
	•							0. 4BQ/CIII 4BQ/CIII
第2編	別表第4	(省略)		i密度限度(第17		系)		別表第 <u>5の1</u> 持出物品に係る表面密度限度(第17条関係) (補正なし)
第2編	別表第5	(省略)		ī密度(第 1 7 条関				別表第5 <u>の2</u> 持出物品に係る表面密度(第17条関係) (補正なし)
第2編	別表第13	機器 (第32	周辺監視区域 <u>及7</u> 条、第35条関係	<u>(</u>)	おける	線量率の測定		E 別表第13 周辺監視区域、その周辺区域における線量率の測定及び放射線測定機器 並びに使用方法(第35条関係)
		測定機器	測定箇所	指示範囲	数量	測定ひん度	測定線種	測定機器 測定箇所 指示範囲 数量 (削る) 測定線種
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	モニタリン グポスト	<u>別図第2</u> に示す 箇所	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	1 4	週1回	<u>空気吸収</u> ガン マ線 <u>量率</u>	モニタリン グボスト 平常時の環境 放射線モニタ リング計画に μ Gy/h 示す箇所 $10^{-2} \sim 10^5$ μ Gy/h 14 (削る) ガンマ線
第2編	別図第2	別図第2 周	辺監視区域 <u>及び空</u>	₹ 気吸収線量率等測	定点			別図第2 周辺監視区域 (補正なし)
第4編	第10条の3	第10条の3	廃棄物管理課長		2課長	長は、前条の施		(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定) 第10条の3 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏 まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目
		まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。 <u>ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</u> 2 廃棄物管理課長は、前項の定量的な施設管理目標 <u>(策定した場合に限る。)</u> を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。						まえ、別季する設備・機器のプラ量安良の高いものにプロで、定量的な施設管理目標を策定する。 2 廃棄物管理課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。
		3~4 (省)		ン、 h μυχ C λ ⊘。				3~4 (補正なし)
第4編	第13条	(地震 <u>後</u> の持 第13条	措置)					(地震 <u>又は火災時</u> の措置) 第13条 <u>地震又は火災が発生した場合は、廃棄物管理課長は本体施設等、放射線管理第2課長は別表第6及び別表第7に掲げる放射線管理設備について次の措置を講ずる。</u>

	該当箇所	補正前(令和2年5月11日付け申請)	補正後
	以二直川	廃棄物管理課長は、震度4以上の地震が発生した場合は、すみやかに施設を点検	(1) 震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、共用施設の保安に
		し、共用施設の保安に影響がないことを確認する。	影響がないことを確認する。
İ		O C AND BUILDING COLUMN TO	(2) 火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後
			に施設及び設備を点検し、共用施設の保安に影響がないことを確認する。
			2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を廃棄物管理課長に通報する。
			3 廃棄物管理課長は、第1項の確認の結果及び前項の結果を環境保全部長に通報す
			3.
第4編	第14条	(定期事業者検査)	(定期事業者検査)
		第14条 (省略)	第14条 (補正なし)
		(1) 定期事業者検査計画	(1) 定期事業者検査計画
		イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称	イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称
		ロ 検査の項目及び実施体制	口 検査の項目及び実施体制
		ハー予定期間	ハー予定期間
		二 定量的な施設管理目標 (第10条の3の規定により策定した場合に限る。)	ニ 定量的な施設管理目標
		(2) (省略)	(2) (補正なし)
		2~5 (省略)	2~5 (補正なし)
第4編	第19条	(巡視 <u>及び点検</u> 等において異常を認めた場合の措置)	(巡視等において異常を認めた場合の措置)
	•	第19条 廃棄物管理課長は、第10条の除染作業に係る点検(作業中にあっては巡	第19条 廃棄物管理課長は、第10条の除染作業に係る点検(作業中にあっては巡
		視)、第12条の巡視並びに第13条の地震後の点検の結果、異常を認めたとき	視)、第12条の巡視並びに第13条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認め
		は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止の措置を講じる。	たときは、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止の措置を講
	• .		じる。
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2~5 (省略)	2~5 (補正なし)
第4編	別表第6	別表第6 放射線測定機器及び測定箇所 (第22条関係)	別表第6 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法 (第22条関係)
		(省略)	
第4編	別表第7	別表第7 放射線測定機器 <u>及び</u> 設置箇所 (第22条関係)	別表第7 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法(第22条関係)
	A fire may	(省略)	(補正なし)
第5編	(新設)	<u>(新設)</u>	(設計想定事象が発生した場合の措置) 第14条の2 当該事象が発生した場合の措置については、運転手引に定め実施す
	*		<u>් රි.</u>
第 □ 如	第35条の3	(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)	(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)
寿り補	弁30米の3	第35条の3 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目	
		標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設	
		管理目標を策定する。 <u>ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合</u>	
		は、この限りでない。	HALIWEYKE 7 00
1.		2 原子炉課長は 前項の定量的な施設管理日標 (策定した場合に限る。) を取りま	2 原子炉課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確
		とめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、材料試験炉部長の承認を得る。これ	認を受けたのちに、材料試験炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合
		を変更しようとする場合も、同様とする。	も、同様とする。
		3~4 (省略)	3~4 (補正なし)
第5編	第36条	(定期事業者検査)	(定期事業者検査)
713 3 1910) 0 .0 M	第36条(省略)	第36条(補正なし)
		(1) 定期事業者検査計画	(1) 定期事業者検査計画
		イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称	イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称
	•	口検査の項目及び実施体制	ロ 検査の項目及び実施体制
		ハーラ定期間	ハ 予定期間
		二 定量的な施設管理目標 (第35条の3の規定により策定した場合 <u>に限る。)</u>	ニ 定量的な施設管理目標

	 該当箇所	補正前(令和2年5月11日付け申請)	補正後
		(2) (省略)	(2) (補正なし) :
		2~5 (省略)	2~5 (補正なし)
第5編	第42条	(燃料要素等の貯蔵)	(燃料要素等の貯蔵)
7,40	×i2 212	第42条 原子炉課長は、燃料要素及びJMTRCで使用した燃料(以下この編にお	第42条 原子炉課長は、燃料要素及びJMTRCで使用した燃料(以下この編にお
	•	いて「燃料要素等」という。)を貯蔵する場合は、別表第25に掲げる貯蔵施設で行	
		い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵しない。	別表第25に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵しな
		TAN DA MAKETAN BUNKE ENERGY CAN MAD ISK	γ ₂ γ ₂ γ ₃
		2~5 (省略)	2~5 (補正なし)
笠丘絙	第63条	(運転中の巡視 <u>及び</u> 点検等において異常を認めた場合の措置)	(運転中の巡視等において異常を認めた場合の措置)
房の棚	免り 3 木	第63条 原子炉運転班長は、第34条第1項の運転中の巡視及び第69条の地震後	第63条 原子炉運転班長は、第34条第1項の運転中の巡視及び第69条の地震又
		の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び	は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の
		が点機の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の原因及び状況が原子炉の運転	除去及び拡大防止等の措置を講じる。この場合において、その原因及び状況が原子
			「
		継続に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、原子炉課長	子炉課長に通報する。
		に通報する。	丁炉課長に通報する。 2 照射課長は、第34条第2項の運転中の巡視及び第69条の地震又は火災時の点
		2 照射課長は、第34条第2項の運転中の巡視及び第69条の地震後の点検の結	2 照射課長は、第34条第2項の運転中の巡視及び第69条の地震 <u>又は火火時</u> の点 検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大
1		果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等	防止等の措置を講ずるとともにその原因及び状況並びに講じた措置を原子炉運転班
		の措置を講ずるとともにその原因及び状況並びに講じた措置を原子炉運転班長に通	
		報する。	長に通報する。
~~		3~8 (省略)	3~8 (補正なし)
第5編	第64条	(停止中の巡視 <u>及び点検</u> において異常を認めた場合の措置)	(停止中の巡視等において異常を認めた場合の措置)
		第64条 原子炉課長は、第30条第1項の運転開始前の措置、第35条の運転停止	第64条 原子炉課長は、第30条第1項の運転開始前の措置、第35条の運転停止
		後の措置並びに第40条第1項の停止中の巡視の結果、異常を認めた場合は、その	後の措置及び第40条第1項の停止中の巡視並びに第69条の地震又は火災時の点
1.	•	原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。	検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大
	•	2 照射課長は、第30条第1項の運転開始前の措置の結果、異常を認めた場合は、	防止等の措置を講じる。
		その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。この場合	2 照射課長は、第30条第1項の運転開始前の措置並びに第69条の地震又は火災
		において、その原因及び状況並びに講じた措置を原子炉課長に通報する。	時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及
l			び拡大防止等の措置を講じる。この場合において、その原因及び状況並びに講じた
		3~5 (省略)	措置を原子炉課長に通報する。
			3~5 (補正なし)
	-		
第5編	第69条	第6節 地震後の措置	第6節 地震又は火災時の措置
		(地震後の措置)	(地震 <u>又は火災時</u> の措置)
		第69条 震度4以上の地震が発生した場合は、原子炉課長は本体施設等、照射課長	第69条 地震又は火災が発生した場合は、原子炉課長は本体施設等、照射課長は照
		は照射設備、放射線管理第2課長は別表第27及び別表第28に掲げる放射線管理	射設備、放射線管理第2課長は別表第27及び別表第28に掲げる放射線管理設備
		設備を点検し、JMTRの保安に影響がないことを確認する。	について次の措置を講ずる。
1			(1) 震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、JMTRの保安に
			影響がないことを確認する。
			(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるととも
1			に、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、JMTRの保安に影響がないことを確認
			する。
		2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を原子炉課長に通報する。	2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を原子炉課長に通報する。
		3 原子炉課長は、第1項の確認を行った場合及び前項の通報を受けた場合、照射課	3 原子炉課長は、第1項の確認を行った場合及び前項の通報を受けた場合、照射課
		長は、第1項の確認を行った場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報	長は、第1項の確認を行った場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報
1.		では、第1項の作品を11つに場合は、個科試験が即及及の所1が工口及間名に過程する。	する。
		yる。	
## F 6≓	即本体の7	別表第27 放射線測定機器及び測定箇所(第72条関係)	別表第27 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法(第72条関係)
弗 5 編	別表第27		(補正なし)
		(省略)	(TILL/S U)

	该当箇所	補正前(令和2年5月11日付け申請)	補正後
		別表第28 放射線測定機器及び設置箇所(第72条関係)	別表第28 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法 (第72条関係)
		(省略)	(補正なし)
第6編	(新設)	(新設)	(設計想定事象等が発生した場合の措置)
NA O INIII	(7)1 (4)27	<u> </u>	第15条の2 当該事象が発生した場合の措置については、運転再開時に定める。
			第10年の2 日欧年条の元王のた物目の旧世にラマーでは、建樹門の門にためる。
第6編	第34条の3	(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)	(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)
) 17 O 17111	W 0 1 W 1 0	第34条の3 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長	
		は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものに	
	•	ついて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い	
	.*	設備・機器がない場合は、この限りでない。	」 フィー(、 定量HJ/3.地版日至日际と水足) 3.6
		<u> 設備・機器がはマーッ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚</u>	2 HTTR計画課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部
		本のでは、前項の定量的な認改は任日宗、(水)にした場合に成る。/ で 取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、高温工学試験研究炉部長の承	と 長の確認を受けたのちに、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しよ
1			· ·
		認を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。	うとする場合も同様とする。
		3~4 (省略)	3~4 (補正なし)
第6編	第35条	(定期事業者検査)	(定期事業者検査)
· .		第35条 (省略)	第35条 (補正なし)
		(1) 定期事業者検査計画	(1) 定期事業者検査計画
		イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称	イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称
1		ロ 検査の項目及び実施体制	口 検査の項目及び実施体制
		ハー予定期間	ハー予定期間
		二 定量的な施設管理目標 <u>(第34条の3の規定により策定した場合に限る。)</u>	ニ 定量的な施設管理目標
		(2) (省略)	(2) (補正なし)
		2~5 (省略)	2~5 (補正なし)
第6編	第44条	(燃料体の貯蔵)	(燃料体の貯蔵)
		第44条 HTTR技術課長は、燃料体を貯蔵する場合は、別表第20に掲げる貯蔵	第44条 HTTR技術課長は、燃料体を貯蔵する場合は、 <u>臨界に達しないようにす</u>
		施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。	<u>るため、</u> 別表第20に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて
			貯蔵してはならない。
		2~3 (省略)	2~3 (補正なし)
,			
第6編	第60条	(運転中の巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置)	(運転中の巡視等において異常を認めた場合の措置)
		第60条 原子炉運転班長は、第33条の運転中の巡視並びに第65条の地震後の措	第60条 原子炉運転班長は、第33条の運転中の巡視及び第65条の地震又は火災
		置の結果、異常を認めた場合は、ただちにその原因及び状況を調査し、原因の除去	<u>時</u> の措置の結果、異常を認めた場合は、ただちにその原因及び状況を調査し、原因
		及び異常の拡大防止等の措置を講ずるとともに、HTTR運転管理課長に通報す	一の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずるとともに、HTTR運転管理課長に通
1		る。	報する。
		2~9 (省略)	2~9 (補正なし)
	•		
第6編	第61条	(原子炉停止中の巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置)	(原子炉停止中の巡視等において異常を認めた場合の措置)
) (· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	214 - 214	第61条 HTTR運転管理課長又はHTTR技術課長は、次の各号に掲げる事項の	第61条 HTTR運転管理課長又はHTTR技術課長は、次の各号に掲げる事項の
		措置等の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び	措置等の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び
	•	拡大防止等の措置を講ずる。	拡大防止等の措置を講ずる。
		(1) 第30条の運転開始前の措置	(1) 第30条の運転開始前の措置
1		(2) 第34条の運転停止後の措置	(2) 第34条の運転停止後の措置
		(3) 第35条の定期事業者検査	(3) 第35条の定期事業者検査
1		(4) 第39条の原子炉停止中の巡視	(4) 第39条の原子炉停止中の巡視
		(5) 第65条の地震 <u>後</u> の措置	(5) 第65条の地震又は火災時の措置
		(3) 第65条の地 <u>辰後</u> の指揮 2~5 (省略)	2~5 (補正なし)
		ムー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー	2 - 0 (mIL/& 0 /

	該当箇所	補正前(令和2年5月11日付け申請)	補正後
第6編	第65条	第5節 地震 <u>後</u> の措置	第5節 地震又は火災時の措置
		(地震 <u>後</u> の措置)	(地震 <u>又は火災時</u> の措置)
	+	第65条 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、震	第65条 地震又は火災が発生した場合は、HTTR運転管理課長は本体施設等、H
		度4以上の地震が発生した場合は、それぞれが次表の区分に応じて施設を点検し、	TTR技術課長は新燃料組立検査室(組立作業期間中のみ。)、放射線管理第2課
		異常がないことを確認する。_	長は別表第22及び別表第23に掲げる放射線管理設備について次の措置を講ず
-		放射線管理第2課長 別表第22及び別表第23に掲げる放射線管理設備	<u> 3.</u>
		<u>HTTR技術課長</u> 新燃料組立検査室(組立作業期間中のみ。)	
		<u>HTTR運転管理課長</u> <u>本体施設等</u>	
			(1) 震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、HTTRの保安
	•		<u>に影響がないことを確認する。</u>
			(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるととも に、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、HTTRの保安に影響がないことを確
1			記する。
		2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果をHTTR運転管理課長に通報する。	2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果をHTTR運転管理課長に通報する。
*		2 放射線管理第2歳長は、前項の確認の結果を11111に関係されば報りる。 3 HTTR運転管理課長は、第1項の確認の結果及び前項の結果を高温工学試験研	a company to the second of the company of the compa
		つ 1111 R 建報音程味及は、第1次の確認の紹木及の開気の紹木を同価工子は駅間 - 究炉部長に通報する。	究炉部長に通報する。
		4 HTTR技術課長は、第1項の確認の結果を高温工学試験研究炉部長及びHTT	
		R運転管理課長に通報する。	R運転管理課長に通報する。
第6編	別表第22	別表第22 放射線測定機器及び測定箇所(第68条関係)	別表第22 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法(第68条関係)
	1, 111	(省略)	(補正なし)
第6編	別表第23	別表第23 放射線測定機器 <u>及び</u> 設置箇所(第68条関係)	別表第23 放射線測定機器 <u>の</u> 設置箇所 <u>及び使用方法</u> (第68条関係)
		(省略)	(補正なし)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(北地区) 原子炉施設保安規定 新旧対照表 (現行-補正後)

令和2年8月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

〇国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設保安規定 新旧		
変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
目次	目次	
第1編 総則	第1編 総則	
第1章 通則(第1条-第4条)	第1章 通則(第1条-第4条)	-
第2章 管理体制	第2章 管理体制	
第1節 組織及び職務(第5条-第5条の3)	第1節 組織及び職務 (第5条-第5条の3)	
第2節 原子炉主任技術者(第6条-第6条の3)	第2節 原子炉主任技術者(第6条-第6条の3)	
第3節 委員会(第7条-第13条)	第3節 委員会(第7条-第13条)	
	第4節 独立検査組織(第13条の2)	条文の見直しに伴う記載
第3章 品質保証 (第14条-第22条)	第3章 品質マネジメント計画(第14条-第22条)	の適正化(以下同じ。)
第4章 保安教育訓練(第23条・第24条)	第4章 保安教育訓練(第23条・第24条)	
第5章 非常の場合に採るべき措置	第5章 非常の場合に講ずべき処置	
	第1節 事前の措置(第25条)	
第1節 事前の措置(第25条)	第1即 事前の指置 (第23米) 第2節 非常事態における活動 (第26条-第31条)	
第2節 非常事態における活動(第26条-第31条)		
第6章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理(第32条・第33条)		
第7章 記録及び報告 (第34条-第36条)	第7章 記録及び報告(第34条-第36条)	
第8章 定期的な評価(第37条-第41条)	第8章 定期的な評価(第37条-第41条)	
(別表)	(別表)	
(別図)	(別図)	
第2編 放射線管理	第2編 放射線管理	
第1章 管理区域等の管理	第1章 管理区域等の管理	
第1節 管理区域等(第1条-第8条)	第1節 管理区域等(第1条-第8条)	
第2節 管理区域等の出入管理(第9条-第17条)	第2節 管理区域等の出入管理(第9条-第17条)	- '
第3節 管理区域内の作業及び作業管理等(第18条-第22条)	第3節 管理区域内の作業及び作業管理等(第18条-第22条)	
第2章 被ばく管理	第2章 被ばく管理	•
第1節 被ばくの防止(第23条・第24条)	第1節 被ばくの防止(第23条・第24条)	
第2節 線量の評価(第25条-第28条)	第2節 線量の評価(第25条-第28条)	
第3節 被ばくに対する措置(第29条・第30条)	第3節 被ばくに対する措置(第29条・第30条)	
第3章 環境監視(第31条-第34条)	第3章 環境監視(第31条-第34条)	
第4章 放射線管理設備等の管理(第35条-第39条)	第4章 放射線管理設備等の管理 (第34条の2-第39条)	2
第5章 削除	 (削る)	
第6章 放射線管理部品質保証技術検討会(第41条)	(削る)	
(別表)	(別表)	
(別図)	(別図)	
(別記様式)	(別記様式)	
第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理	第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理	
第1章 核燃料物質等の運搬(第1条・第2条)	第1章 核燃料物質等の運搬(第1条・第2条)	
第2章 放射性廃棄物の管理(第3条-第9条)	第2章 放射性廃棄物の管理(第3条-第9条)	
第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理(第10条-第14条		-
	02	
(別表)	(別表)	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第4編 共用施設	
男生編 共用旭設 第1章 通則(第1条-第6条)	第1章 通則(第1条-第6条)	
	第2章 管理	
第2章 管理	第2章 官哇 第1節 運搬 (第7条・第8条)	
第1節 運搬(第7条・第8条)		
第2節 除染(第9条・第10条)	第2節 除染(第9条・第10条)	
第3章 保守管理(<u>第11条</u> -第17条)	第3章 保守管理 (<u>第10条の2</u> -第17条)	1

第4章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置(第18条) 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置(第19条) 第3節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置(第20条) 第5章 放射線管理(第21条-第23条) (別表) (別図) 第5編 JMTRの管理 第1章 诵則(第1条-第14条) 第2章 運転管理 第1節 運転上の制限(第15条) 第2節 炉心構成上の遵守事項 (第16条・第17条) 第3節 運転上の条件(第18条-第29条) 第4節 運転 (第30条-第35条) 第3章 保守管理(第36条-第40条) 第4章 燃料要素等の管理 (第41条-第47条) 第5章 キャプセル等の管理(第48条-第52条) 第6章 異常時の措置 第1節 警報装置及び安全保護回路が作動した場合の措置(第53条-第56 第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置(第57条-第62条) 第3節 点検等において異常を認めた場合の措置(第63条・第64条) 第4節 燃料要素等に異常を認めた場合の措置(第65条-第67条) 第5節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置(第68条) 第6節 地震後の措置 (第69条) 第7節 非常事能に発展するおそれのある場合の措置(第70条) 第7章 放射線管理(第71条-第73条) (別表) (別図) 第6編 HTTRの管理 第1章 通則(第1条-第15条) 第2章 運転管理 第1節 運転上の制限(第16条・第17条) 第2節 炉心構成上の遵守事項(第18条・第19条) 第3節 運転上の条件 (第20条-第29条) 第4節 運転(第30条-第34条) 第3章 保守管理(第35条-第39条) 第4章 燃料棒及び燃料体の管理(第40条-第50条)

第5章 異常時の措置

第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置(第51条-第5 3条)

第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置 (第54条-第58条) 第3節 点検等において異常を認めた場合の措置(第59条-第61条) 第4節 燃料棒又は燃料体に異常を認めた場合の措置(第62条-第64条)

第5節 地震後の措置(第65条)

第6節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置(第66条)

第6章 放射線管理(第67条-第69条)

(別表)

第4章 異常時の措置

第1節 警報装置が作動した場合の措置(第18条)

第2節 点検等において異常を認めた場合の措置(第19条)

第3節 非常事能に発展するおそれのある場合の措置(第20条)

第5章 放射線管理(第21条-第23条)

(別表)

(別図)

第5編 JMTRの管理

第1章 诵則(第1条-第14条)

第2章 運転管理

第1節 運転上の制限 (第15条)

第2節 炉心構成上の遵守事項 (第16条・第17条)

第3節 運転上の条件 (第18条-第29条)

第4節 運転 (第30条-第35条)

第3章 保守管理(第35条の2-第40条)

第4章 燃料要素等の管理(第41条-第47条)

第5章 キャプセル等の管理(第48条-第52条)

第6章 異常時の措置

第1節′警報装置及び安全保護回路が作動した場合の措置(第53条-第56

第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置(第57条-第62条)

第3節 点検等において異常を認めた場合の措置(第63条・第64条)

第4節 燃料要素等に異常を認めた場合の措置(第65条-第67条)

第5節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置(第68条)

第6節 地震又は火災時の措置 (第69条)

第7節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第70条)

第7章 放射線管理(第71条-第73条)

(別表)

(別図)

第6編 HTTRの管理

第1章 通則(第1条-第15条の2)

第2章 運転管理

第1節 運転上の制限(第16条・第17条)

第2節 炉心構成上の遵守事項(第18条・第19条)

第3節 運転上の条件 (第20条-第29条)

第4節 運転 (第30条-第34条)

第3章 保守管理(第34条の2-第39条)

第4章 燃料棒及び燃料体の管理(第40条-第50条)

第5章 異常時の措置

第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置(第51条-第5 3条)

第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置(第54条-第58条)

第3節 点検等において異常を認めた場合の措置(第59条-第61条)

第4節 燃料棒又は燃料体に異常を認めた場合の措置(第62条-第64条)

第5節 地震又は火災時の措置(第65条)

第6節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置(第66条)

第6章 放射線管理(第67条-第69条)

(別表)

(11/157)		<u></u>		(th) (52)			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(別図)				(別図)			
(別図) 附則				(別図) 附則			
	•						
				:			
							·
1			•				
				1			
						•	
							·
							· 1
		-					
•							·
			•			<i>y</i>	
		•					
	•			•		·	
			•				-
						•	
,							
					•		
			• •				
	• .					** ₁	
				1			
						•	· •

第1編 総則

	変更後 (補正後)	備考
第1編 総則	第1編 総則	~
第1章 通則	第1章 通則	
N1 T + MEN1	20.2 4. 2270	
第1条 (省略)	第1条 (変更なし)	
第1末 (自咐/	ガ 1 木 (及文/など)	
(# + + * **)	(#十十41)	
(基本方針)	(基本方針)	
	第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員	
会による放射線防護の精神にのっとり、試験研究用等原子炉の運転等による災害防		
止のために適切な品質 <u>保証</u> 活動のもと保安活動を実施する。	止のために適切な品質 <u>マネジメント</u> 活動のもと保安活動を実施する。	品質マネジメントシステム
		の見直しに伴う用語の変列
<u>(新設)</u>	2 法第35条第1項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等	法令改正に伴い、施設管理
	に関する規則(昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。)第9条	
	第1項第1号から第4号までの定めに従って、原子炉施設の保全のために行う設計、	
en agricultura de la companya de la	工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関する	保全活動を行う基本方針
	施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定め、保全活動を実施する。	を追加
第2条 (省略)	第2条 (変更なし)	
72 木 (日四)		
(定義)	(定義)	
	へと	
	めるところによる。	
めるところによる。		
(1) 「職員等」とは、役員、職員、嘱託(非常勤を除く。)、常勤職員、常用用員		
及び臨時用員等の機構と雇用関係にある者、並びに外来研究員、協力研究員及び		
客員研究員をいう。	客員研究員をいう。	
(2) 「センター長」とは、大洗研究所に属するセンター長をいう。	(2) 「センター長」とは、大洗研究所に属するセンター長をいう。	
(3) 「部長」とは、大洗研究所に属する部長をいう。	(3) 「部長」とは、大洗研究所に属する部長 <u>及び原子力施設検査室長</u> をいう。	原子力施設検査室長のう
(4) 「施設管理統括者」とは、原子炉施設を統括する部長をいう。	(4) 「施設管理統括者」とは、原子炉施設を統括する部長をいう。	加に伴う定義の見直し
(5) 「施設管理者」とは、施設を管理する課長をいい、別表第2第5欄に掲げる区	(5) 「施設管理者」とは、施設を管理する課長をいい、別表第2第5欄に掲げる区	1
分ごとに、それぞれ同表第2欄に掲げる者をいう。	分ごとに、それぞれ同表第2欄に掲げる者をいう。	
(6) 「管理区域管理者」とは、管理区域の管理に係る業務を行うため、別表第2第	🖟 (6) 「管理区域管理者」とは、管理区域の管理に係る業務を行うため、別表第2第	
4欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表第2欄に掲げる者をいう。ただし、管理		
区域管理者と施設管理者が同じ場合は、施設管理者と読み替えることができる。	区域管理者と施設管理者が同じ場合は、施設管理者と読み替えることができる。	·
(7) 「保全区域管理者」とは、保全区域の管理に係る業務を行うため、別表第2第	[(7) 「保全区域管理者」とは、保全区域の管理に係る業務を行うため、別表第2第	
3欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表第2欄に掲げる者をいう。	3欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表第2欄に掲げる者をいう。	
(8) 「放射線業務従事者」とは、原子炉施設の運転又は利用、原子炉施設保全、杉		
燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって、	燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって、	*
	管理区域に立ち入る者をいう。	
管理区域に立ち入る者をいう。	- 1920年では、10人の日という。 - (9) 「一時立入者」とは、見学、視察等の目的で放射線作業以外の業務のため、一	
(9) 「一時立入者」とは、見学、視察等の目的で放射線作業以外の業務のため、一	- 時的に管理区域内に立ち入る者をいう。	
時的に管理区域内に立ち入る者をいう。	The state of the s	
(10) 「放射線管理」とは、原子炉施設に関する放射線による障害を防止するため		
行う対策をいう。	行う対策をいう。	
(11) 「放射線作業」とは、管理区域内において核燃料物質等の取扱い、管理又は		
これに付随する作業をいう。	これに付随する作業をいう。] · · ·
(12) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を		
٧٤٠, · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	いう。	

(4) 1			·
(14) 「資料性機変勢」とは、核感料物質等で発素しようとする物をいう。 (15) 「炭素物の作品品」とは、原子が最近で発生した関体での核燃料物質等で度、 技術管理議念へ対き設する研験ののであって、これから需要しようとする物という。 (16) 「強利性機変物等」とは、核剤性免棄物では協生外の作品品とは、原子が最近とは、原子が最近とは、原子が最近とは、原子が最近とは、原子が最近とは、原子が最近とは、原子が最近とは、原子が最近とないのであって、これから需要しようとする多をいう。 (17) 「重定定期自主検査」とは、原子が最近の優欠上性に管理を必要とする空間となって、自動に関連しませんであった。 「対射性機震の変する理論及び設計器別定理器の投資と対し、原子が影響による。 「対射性機関物等 とは、数別性度薬物の化排品をいう。 「成別性機関の関係」とは、原子が最近とは、原子が最近とない。 「成別性機関物等」とは、数別性度薬物の化排品をいう。 「成別性機関物等」とは、数別性度薬物の化排品をいう。 「成別性機関物等」とは、成別性度薬物の化排品をいう。 「成別性機関物等」とは、原子が最近の原文と、事業の通常組織では、事体の原制的主、成大形を多のための活動の手、技術科等のより、原子が影響とした。 「成別性の関係な事」とは、事件の原制を表した。 「不動に表したいる」 「大きないる」 「大きない	変更前(現行)		
144 「保管性無無無しとは、核解料的信室で度無しようとする物をいう。 「	(13) 「核燃料物質等の取扱い」とは、核燃料物質等の使用、運搬、貯蔵、廃棄又	(13) 「核燃料物質等の取扱い」とは、核燃料物質等の使用、運搬、貯蔵、廃棄又	•
(15) 「集来物の仕掛品」とは、原子が施設のという。 (16) 「放射性原薬物等」とは、放射性廃棄物のとかった。これから販業したときる物という。 (17) 「放射性廃棄物等」とは、放射性廃棄物のとかった。これから販業したときる物という。 (18) 「放射性廃棄物等」とは、放射性廃棄物のとかった。これから販業したときる機関の性能がある。これがら販業したとない。 (16) 「加速定理期自主接点」とは、原子が施設の必要と特定を到をしている。 (17) 「加速定理期自主接点」とは、原子が施設の必要と特定を到をしている。 (18) 「日本市場には、原子が施設の必要と特定を可能という。 (15) 「成射性廃棄物等」とは、放射性廃棄物の世間品という。 (16) 「放射性廃棄物等」とは、放射性廃棄地の砂な上心により、原子が施設の上心にして、原子が施設の上心にして、原子が加速という。 (15) 「東本市場」とは、地域、火災などでの他の原料により、原子が施設の指数はないして、東本市の通常数はないました場合と対象に多い。 大阪は中の中の原料により、原子が施設のお客を担定しているからとからのための所制により、原子が施設の原料により、原子が施設の出来を事態において行う。各なの原制会、技术が出来をいるのの所制を迅速に対して行う。各なの原制会、技术が出来ないないるが関係を対象とない。 (14) 「異な作業」とは、原子が施設の非常な事態において行う。各なの原制会、技术が出来ないるが表現を表現をはないて行う。各なの原制会、技术が出来ないるが表現の表現を表現とない。 (15) 「無な作業」とは、原子が施設の非常な事能において行う。各なの原制会、技术が出来ないるの情報を表現に対象に対象とを表現を表現に対象とは、原子が施設の非常な事態において行う。各なの原制会、技术が出来ないるの影響の表はにおいて行う。各なの原制会、大阪に手のの必要を表現を表しまし、原子が施設の非常な事態において行う。 各なの原制会、大阪に手のの必要を表現を表しましまし、原子が施設の非常な事態を作為に対象とない。 (15) 「高度受益を表しましま、原子が施設の非常な事態において行う。 (15) 「自然で表現に表現に対象とを表現を表において行う。 (15) 「自然で表現ととい、原子が施設の原とないの必要を表現を表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	はこれに付随する作業をいう。	はこれに付随する作業をいう。	
無物管理施設へ引き渡す前段隊の動であって、これから廃棄しようとする動やいう。 (18) 「放射性廃棄物等」とは、放射性施強物及保欠と物に変更必要とする設権 の性難が維持されているかどうかについての検査並びに展示が施設の保欠と物に (18) 「非常事態」とは、無子が施設の保欠と物に変更を必要とする設権 の性難が維持されているかどうかについての検査並びに展示が施設の保欠のため (18) 「非常事態」とは、地貌、火災及びその他の原因により、原子が施設の指 場では、事故の根因除去、被大助止等のための活動を出地に行う事が周数は事態 が高い、別表第3に関ける事態をいう。 (19) 「深る作業」と同じ、順子が施設のようによいて行う、事故の原因除去 拡大助止等のための活動のこれ。後に利用では破性性物質の複数の事態に対す る規則やの規定に基づく素能経度等を認める音が(以下・「溶量行業」とは、原子が施設のよめの活動を出地に行う事が周数に対す る規則やの規定に基づく素能経度等を認める音が(以下・「溶量行業」という。) 第7条に定めためが活動のこれ。機能性所でなどの名称(以下・「溶量行業」という。) 第7条に定めためが活動のこれ。機能性所でなどの名称(以下・「溶量行業」という。) 第7条に定めためが活動のこれ。機能性所でなどの名称(以下・「溶量行業」という。) 第7条に定めためが動めると構想を作業的に実施することという。 (20) 「保定活動」とは、原子が施設の保安のために必要な措置を体系的に実施することという。 (21) 「保定活動」とは、原子が施設の保安のために必要な措置を体系的に実施することという。 (21) 「保定活動」とは、原子が施設の保安のために必要な措置をない。 (15) 「保定活動」とは、原子が施設の保安のために必要な措置をない。 (16) 「保定活動」とは、原子が施設の保安のために必要な措置をない。 (17) 「保定活動」とは、原子が施設の保安のために必要な措置をない。 (18) 「保定活動」とは、原子が施設の保安のために必要な措置をない。 (18) 「保定活動」とは、原子が施設の保安のために必要な措置を対し、して同じ、) (18) 「保定活動」とは、原子が施設の保安のために必要な情報をは、 (18) 「企業を経り、人び活象と9条第 1 項目を変する対象という。 (21) 「保定活動」とは、原子が施設の保安の主に関立を第1 項目を表する対象という。 (22) 「非確を確定しまし、施定管理が発生して定すべき、原子が施設と (23) 「指確を理りの定として立て選体系)とい、次の心から途を 会とした。 (24) 「非確を理りの定として立て選体系)とい、次の心から途を 会と、能性検察を含む。)及び活象を対し、反で関し近れを登して、反の心が定めを 会に、上記したが表面を見るで、原子が施設とと 会でしたいを定するが表して、原子が施設のとして立て選体系)とい、次の心から途を 会と、能性検察を含む。)及び指象と9条第 1 項目を変する方をいこったで、原子が施設と (24) 「施設管理力制」とは、施設管理力が発したるものでものに、原子が施設と対して (25) 「施設管理力制」とは、原子が施設のとないを定する方をいこったが、 (26) 「企業を表しい。) (27) (28) (28) (28) (28) (29) (29) (29) (29) (29) (29) (29) (29	(14) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。		
5. (16) 「教育性廃棄物事」とは、教育性廃棄物で上述。教育性廃棄物又は能棄物の仕掛品をいう。 (17) 「無数定期自主接着」とは、教育性廃棄物を登せた。「新子所鑑定の保安とから、 (28) 「非常事態」とは、地震、火及及でその他の原因により、所子が施設とおいて、事業所の連常組 満では、事故の解した。他来、火及及でその他の原因により、所子が施設とおいて で事故が発生した場合人は発生するおされがある場合であって、事業所の連常組 満では、事故の原因除法、数方助生物のための動物・出連に行う事が困難な事態 であり、別表第3に掲げる事態をいう。 (19) 「緊急作業」とは、原子が施設の非常事態において行う、事故の原因除去、 拡大助出等のための活動のうち、核原料物質の対象の事業に関する規則する異性を考えないまして基づくが表現事のの変のによって、第24所の連定は一分、事なの原因除去、 技術出等のための活動のうち、核原料物質の対象の事業に関する 意別等の変とはようく解集財産を全をわらか。 (20) 「保存活動」とは、原子が施設の非常事態において行う、事故の原因除去、 ※方式に定める発量限度が適用されるものをいう。 (22) 「保存活動」とは、原子が施設の非常事態とは、保安のためた必要な相互を体系的に実施する を規則する異態を与ないたが必要な相関を体系的に実施することにより、 第2) 「高な登記」とは、原子が施設の建設の保安のために必要な相関を体系的に実施することにより、 原子力の安全を保存することをいう。 (23) 「保存活動」とは、原子が施設の非常の機能を対した。原子が施設のなどのからに必要な相互を体系的に実施する (第2) 「部な管理」とは、原子が施設の保安のために必要な相互を体系的に実施する (第3) 「部な管理」とは、原子が施設の発力のといるの変と相互を体系的に実施する (第4) 「経済活動」とは、原子が施設の保険の機能と対して発力を使いました。 (第4) 「経済活動」とは、原子が施設の保険の機能と対し、アンルに発生の表を確定する。とい、 (第4) 「経済活動」とは、原子が施設の表別の機能と対して発力を関いましましましましましましましましましましましましましましましましましましまし	(15) 「廃棄物の仕掛品」とは、原子炉施設で発生した固体状の核燃料物質等で廃	(15) 「廃棄物の仕掛品」とは、原子炉施設で発生した固体状の核燃料物質等で廃	
(6) 放射性原薬物等」とは、放射性原薬物の仕掛品をいう。 (7) 「新教理類自主権性」とは、原子が施設の保安のため に適能理性を行るがあるが、対象が使用を対象では、原子が施設の保安のため に適能理性を行るがあるが、対象が使用をできるが、対象が使用である場合であって、事業所の運輸出 出では、事故の原因除去、軟、防止等のための活動を迅速に行う事が困難な事態 であり、別表彰の原因除去、軟、防止等のための活動を迅速に行う事が困難な事態 であり、別表彰の活動をいう。 (3) 「無常事態」とは、原子が施設の非常事態において行う、参板の原因除去、 拡大防止等のための活動のうち、核原科物質ではは被素料物質の質量の事業に関す る規則等の規定に指うて非国機でするをいう。 (3) 「無常性別」とは、原子が施設の体質を指置を体系的に実施するととにより。 (3) 「無常性別」とは、原子が施設の体質を放射・事態において行う、参板の原因除去、 拡大防止等のための活動のうち、核原科物質ではは被素料物質の質量の事業に関す る規則等の規定に指うて非国機である。(以下「静養性別」とは、原子が施設の非常等能において行う、機能の形成 成大方、中のための活動をもつう。 (3) 「無常性別」とは、原子のからな必要な措置を体系的に実施するとという。 (3) 「無常性別」とは、原子が高速の体安のために必要な措置を体系的に実施するとという。 (4) 「最後性別」とは、原子が高速の体安のために必要な措置を体系的に実施するとという。 (4) 「最後性別」とは、原子が高速が性影と3条節」項に基づき事業者が行う定則手致 を被検をなるが、)及び信義29条第1項に基づき事業者が行う定則更致 者を検をから。 (4) 「施設で置する規則」(令和2年原プカ規制委員分類則第7年、以下「技 権力を検査を定した、施業29条第1項に基づき事業者が行う定則要素 者を検をから。 (4) 「施設で置り相談・とい、所でする方規制・そし、原子が施設である日標を を検査を含む。) ② び体観をのまるとは、原子が認めに関する原子を を検査を可能」とは、原子が認めに関する原子を を検査を可能」といる、原子が認めに関する原子を を検査を可能」といる、原子が認めに関する原子を の原子を認めまして、施設でする原子を の原子を表がした、無定する方度をいたの定義の定める日標を を検索の主性を定点するために、原子が施設と を検査の主性、という、変が可能を なるという。 (4) 「施定管理の重度を活動が受していて定量的に戻るの主性を を検査を定して、定様するものに関える。)に関 する事理・大きな原子を表は関する原子を の原子を表がした、無定する方度をいために、原子が施設と を表をしたいう。 (4) 「施定管理」とは、施定でする方度をいために要素が行う定則手致 を検査を定という。 (4) 「施定管理」とは、原子が認めである。とは、原子が認めてもないる。 (4) 「施定管理」とは、原子が認がと影とる。「成者を表した。」 (4) 「施定管理」とは、原子が認めなのでは、原子が施設である。 (4) 「施定管理」という、原子が認めである。とは、原子が認めである。とは、原子が認めのの情が、とは、原子が認めのよるのでは、原子が表しい。 (4) 「施定でする方は、原子が認めであるのでは、原子が認めである。 (4) 「施定管理」とは、原子が認めのとないるを表します。 (4) 「施定でする規則」とは、原子が認めのとないるを表します。 (4) 「施定でする規則」とは、原子が認めのとなるのではなどれたい。とは、原子が認めのとなるのでは、原子が認めとなる。 (4) 「施定でする規則」といる、原子が表します。 (4) 「施定でする規則」とは、原子が認めのとない。 (4) 「施定でするとないる。 (4) 「施定でする対します。 (4) 「施定でするとないる。 (4) 「他がでするとないる。 (4) 「他がでするとないる。	棄物管理施設へ引き渡す前段階の物であって、これから廃棄しようとする物をい	棄物管理施設へ引き渡す前段階の物であって、これから廃棄しようとする物をい	
(例2) - 「施設企業自主接受」とは、原子学施設の保安と比る。 ・ (例2) - 「連接を書きられた。 12 (う。	う。	
の性能が維持されているがどうかについての検索型がに原子所施設の保安のために直接関連を与する意思とい数検索制理を関していて、事業所の影響に対して事故が単生した場合又は発生するもそれがある場合であって、事業所の影響に対して事故の単した場合又は発生するもそれがある場合であって、事業所の影響に対して事故の単した場合又は発生するもそれがある場合であって、事業所の影響に対して事故の原因により、版子が施設のようなの活動を迅速に行う事が困難な事態であり、別表着とは、同子が施設の非常事態において行う。事故の原因的法、拡大防止等のための活動を心う。 (19) 「深急作業」とは、同子が施設の非常事態において行う。事故の原因的法、拡大防止等のための活動を迅速に行う事が困難な事態であり、別表着という。 (24) 「深急作業」とは、同子が施設のよう、故写は特別ではは機等が有更制を与った。 (25) 「最後登録」とは、原子が施設の保安のための活動のよう、成実所可含では、技術という。 (26) 「最後登録」とは、原子のか必必要のための活動のよう、原子を定める音楽(以下で発力の少な必要な特別をようという。 (27) 「保安活動」とは、保安のために必要な特別をならいう。 (28) 「保安活動」とは、保安のために必要な特別を存むった。 (27) 「保安活動」とは、原子が施設の保安のために必要な特別を存む、(37) 「保安活動」とは、原子が施設の保安のために必要な特別を存む、(37) 「保安活動」とは、原子が施設の保安のために必要な特別を存む、(37) 「保安活動」とは、原子が施設の保安のために必要な特別をない。 (37) 「保安活動」とは、原子が施設の保安のために必要な特別をない。 (38) 「保安活動」とは、原子が施設の保安のために必要な特別をない。 (37) 「保安活動」とは、原子が施設の保安のために必要な特別をない。 (38) 「機会で変しなどのこと、原子が施設の指定ない方。 (39) 「施設管理が対策とよう、主義が交の形式を有するよう、工作を設定、及び保持するとめに、度度する方針をいう。 (39) 「施設管理が対策とない。 (34) 「施設管理が対策とないて、度度する方針をいう。 (34) 「施設管理の理解と対しると、原度で方が対策によって主義がる事業をできるとう。 (24) 「施設管理の重要なが行う定期間に関する事理 (24) 「施設管理の重要なとが表現を実施する悪に行う保安の確定の文が非面、(第子が表現のよりに関する事理 (26) 原子施設の理解とび事のを基という、(37) 「施定管理を施計画の発用及び理解に関する事項 (38) 「保定管理を経計画の発用及び理解に関する事項 (38) 「保定管理を経計画の発用及び理解と対して、要求を表現をいう。 (39) 「原子施設の定義、発音の方法、実施測度及び評価の方法、実施測度及び評価の方法を対して、原子が確認のというと、原子が確認のというと、原子が確認のというと、原子が確認のとないと、原子が表現の表別を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を		(16) 「放射性廃棄物等」とは、放射性廃棄物又は廃棄物の仕掛品をいう。	
近畿関連を有する計器及び放射論剤定機器の校正をいう。 195		<u>(削る)</u>	1
 (13) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、原子野線ではおいて事故が悪とした場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常報じて、事体の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行う事が困魔な事態であり、別求第3に指げる事態という。 (19) 「無倉事態」とは、原子か施設の非常事態において行う。事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質のは核態料物質の製練の事業に関する規則等の度に基づく機能投資を定める告示(以下「線量告示」という。第7条上定める線照板技術用されるものをいう。 (20) 「保会作業」とは、原子が施設の非常事態において行う。事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質の実は核態料物質の製練の事業に関する規則等の規定に基づく構量観度が適用されるものをいう。 (21) 「保会を必要な経験技術等を定める告示(以下「線量告示」という。第7条上定める線照板技術用されるものをいう。 (21) 「保会を経験することをいう。 (21) 「保安を経験することをいう。 (22) 「原子療施設の保金のため必要な結構を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。 (23) 「最初を経過」とは、保存のからかど必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。 (24) 「最初を経過」とは、原子療施設の保金のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。 (25) 「最初でより上」には、保存でありため、必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の変や全様なすることをいう。 (25) 「無対策型」とは、原子療施設の法を原理するとともいう。 (26) 「保全活動」とは、保存でありため、必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の変や全様なするとことにより、原子力の変や全様なするとう。 (26) 「保全活動」とは、原子療施設の保全の表現で与、使子を使えの原理を変し、原子療施設の表現で与、使者を使えている。 (26) 「経費を含む」(大理を含む)」に関する事業を含む。 (27) 「経験者理目標と流成するために、原子療施之ことに関する事理 (18) 人が経費を含むとしての文書体系)をいい、次の①から⑤まで、関注を見まるとい、変して多数を含む、変しいで、変しいで、変しいといる目標を含む。 (26) 「経験者理目標」とは、施設者理用を造成を含めると、原子療施之ことに関する事理 (18) 人が経費を含むと、原子療施設の発生の変して、表しのでも変し、原子療施とのとい、原子療施とのとい、原子療施とのとい、原子療施とのとい、原子療施とのとい、変しいのとい、原子療施とのとい、変しいのとい、原子療施とのとい、変しいのとい、では、変しいのとい、変しいのとい、変しいのとい、変しいのとい、変しいのとい、変しいのとい、変しいのとい、変しいのとい、変しいのとい、変しいのとい、変しいのとい、変しい、変しい、変しい、変しい、変しい、変しい、変しい、変しい、変しい、変し	<u>の性能が維持されているかどうかについての検査並びに原子炉施設の保安のため</u>		自主検査の定義の削除
で事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組 能では、事故の原因除法、拡大助止等のための活動を迅速に行う事が周数な事態 であり、別表第3に掲げる事態をいう。 (19) 「緊急作業」とは、原子が融液の非常事態において行う。事故の原因除去、 拡大助止等のための活動のうち、核解料物質又は核燃料物質の製造の事業に関する 場別等の現じま当づく義健健等等を定める告示(以下「線量伝示」という。)、 第7条に定める雑量限度が適用されるものをいう。 (20) 「最早を変したいを要な措置を体系的に実施することにより、 房子力の安全を確保することをいう。 (21) 「保安活動」とは、原子が施液の保安のために必要な措置をいう。 (13) 「保安活動」とは、原子が施液の保安のために必要な措置をいう。 (14) 「保安活動」とは、原子が施液の保安のために必要な措置をいう。 (15) 「経験を含まなとをいう。 (21) 「保安活動」とは、原子が施液の保安のために必要な措置をいう。 (21) 「保安活動」とは、原子が施液の保安のために必要な措置をいう。 (22) 「非常者検索」とは、対象のの方も、使用が重要を を放とした。 (15) 「非常者検索」とは、対象があつう。原子が施液の設備の破綻又は性能を確 を放とした技術を含まることをいう。 (22) 「非常者検索」とは、対象の多条第1項に基づき事業者が行う使用前事業者 教養を含む。及び技術を含むを含む。 人のご供表する方針をいう。 (23) 「非常者検索」とは、対象の多条第1項に基づき事業者が行う使用前事業者 教養を含む。及び技術を含むを含む。 人のご供表であるを発生した。 (24) 「非常者検索」とは、対象の表の表で表して、原子が施設のと (25) 「非常者検索」とは、対象で表の表で表を着したのでき、原子が施設の (26) 「施設管理機能計画」とは、施設管理技術性を有するよう。これを 変性し、及び権持するために、原子が施設と とに表する可能し、過度する方針をいう。 (26) 「施設管理集能計画」とは、施設管理技術は優全の大き、をいい、次の①から⑥ま では繋がる事理を含む。) (26) 「施設管理集能計画」とは、施設管理技術は優全のために実施するものに限る。)」に関 する事理 (27) 原子が施設の点検、検査の方法、実施有度をのための達をのための情 症に関する事理 (28) 原子が施設の点検、検査の方法、実施有度をの確認及び発動の方法	に直接関連を有する計器及び放射線測定機器の校正をいう。		
議では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行う事が困難な事態 であり、現実第3に指する事態という。 (19) 「緊急作業」とは、原子野施設の非常事態において行う、事故の原因除去 拡大防止等のための活動のうち、核原科物質又は核能料物質の製輸の事業に関す る規則等の規定に基づく解量限度等を定める台示(以下「線量告示」という。) 第7条に定める解棄限度が雇用されるものという。 (20) 「保安活動」とは、原子野施設の保安のために必要な措置を体系的に実施することにより。 原子力の安全を確保することをいう。 (21) 「保安活動」とは、原子野施設の保安のために必要な措置をいう。 (32) 「保安活動」とは、原子野施設の保安のために必要な措置を体系的に実施することにより。 (4所設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新	(<u>18</u>) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、原子炉施設におい	(17) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、原子炉施設におい	号番号の繰上げ(以下同
であり、別表第3に掲げる事態をいう。 (19) 「緊急作業」とは、原子が施設の非常事態において行う、事故の原因除去 拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製練の事業に関す る規則等の規定に基づく業量限度等を定める音示(以下「稀量告示」という。) 第7条に定める養養限があことという。 (20) 「品質経証」とは、保安のために必要な措置を係実的に実施することにより、 原子力の安全養保することという。 (21) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。 (46) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。 (46) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。 (46) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。 (46) 「保安活動」とは、原子炉施設の発生のために必要な措置を必う。 (50) 「保安活動」とは、展子炉施設の保安のために必要な措置を必う。 (50) 「保安活動」とは、保安活動のうち、原子炉施設の設備の機能又は性能を発 (22) 「保安活動」とは、保安活動のうち、原子炉施設の設備の機能又は性能を発 (23) 「保安活動」とは、原子炉施設の設備の機能又は性能を発 (24) 「保全活動」とは、原子炉施設の設備の機能又は性能を発 (25) 「保安活動」とは、原子炉施設の設備の機能又は性能を発 (26) 「保全活動」とは、原子炉施設の法備で表すが行う使用前事業者 検査 (溶接検室を含む。) 及び法等29条第1項に基づき事業者が行う使用前事業者 検査(溶接検室を含む。) とび法等29条第1項に基づき事業者が行う使用前事業者 検査との方法で対していること、表もつでも、表を第1項に基づき事業者が行う使用前事業者 検査との方法で対していること、表もつでも、表を第1項に基づき事業者が行う使用が表する。 (46) 「無数管理力能とは、原子炉施設のよたの一定を対していることに表でいるが一定と対していると対しに変する方針をいう。 (46) 「施設管理」とは、施設管理力解定が立て、原子炉施設でよ とに策定する計画 (施設管理の関連及び到・に関する事項。 ② 原子炉施設の選挙(原子炉施設の保全のために表面でものに限る。) に関 ・ 20 原子炉施設の選挙(原子炉施設の保全のために表面でものに限る。) に関 ・ 20 原子炉施設のの表検、検査の方法、実施側度及び時期(原子炉の運転中及び運 転停止中以別を含む。)に関する事項 ③ 原子炉施設の高検、検査の方法、実施側度及び時期(原子炉の運転中及び運 転停止中に別を含む。)に関する事項 ③ 原子炉施設の高検、検査の方法、実施側度及び時期(原子炉施設の保全のための措置に関する事項 ⑤ 原子炉施設の高検、検査の方法、工事、違模、自検及び検室の格器の及び評価の方法	て事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組		
 (19) 「寒倉作業」とは、原子貯蔵の非常事態において行う。事故の原因除去、 数大防止等のための活動のうち、被尿料物質の型域の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示 (以下「線量告示」という。) 第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。(別) 「品質促進」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。(21) 「保安活動」とは、原子貯施設の保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。(21) 「保安活動」とは、原子貯施設の保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することという。(新設) (新設) /ul>	織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行う事が困難な事態	織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行う事が困難な事態	-
拡大助止等のための活動のうち、核原科物質のは核燃料物質の製練の事業に関する規則等の規定に基づ為量限度等を定める告示(以下「線量告示」という。) 第7条に定める機能限度が適用されるものをいう。 (20) 「品質経証」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、院子力の安全を確保することをいう。 (21) 「保安活動」とは、原子が施設の保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。 (22) 「保安活動」とは、原子が施設の保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。 (32) 「保安活動」とは、原子が施設の保安のために必要な措置をいう。 (46) 「保安活動」とは、原子が施設の保安のために必要な措置をいう。 (50) 「保安活動」とは、原子が施設の保安のために必要な措置をいう。 (50) 「保安活動という。 (21) 「保安活動という。 (50) 「保安活動という。 (50) 「保安活動という。 (51) 「事業者会」とは、保安であのうち、原子が施設の機能の建設は性能を確認、推控又は他と全を強いするとは、原子が施設の保安のために必要な措置をいう。 (52) 「事業者をした。) 及び法第28条第1項に基づき事業者が行う使用前事業者接資を含む。) 及び法第28条第1項に基づき事業者が行う定期事業接強を含む。) 及び技第28条第1項に基づき事業者が行う定期事業接強を含む。) 及び技第28条第1項に基づき事業者が行う定期事業接近を変した。底子が施設では、原子が施設では、原子が施設では、原子が施設では、原子が施設では、原子が施設では、原子が施設では、原子が施設では、原子が施設では、原子が施設では、原子が施設では、原子が施設では、「原子が施設の保全のために実施するものに限る。)に関する事項 (9) 原子が施設の保全のために実施するものに限る。)に関する事項 (9) 原子が施設の保全のために実施するものに限る。)に関する事項 (9) 原子が施設の保全のために実施するものに限る。)に関する事項 (9) 原子が施設の保全のため検査の結果の確認及び評価の方法	であり、別表第3に掲げる事態をいう。		
 お想期等の規定に基づく輸量限度等を定める告示(以下「輸量告示」という。) 第7条に定める職量限度が適用されるものをいう。(20) 「品質経証」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。(21) 「保安活動」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。(新設) (新設) (新		1 — · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。 (②) 「高質経血」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、 (派子)の安全を維保することをいう。 (③) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、 (新設) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、 (新設) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を維保することをいう。 (③) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の全を維保することで表現を使いう。 (③) 「保安活動」とは、原子炉施設の管の機能又は性能を確認、維予又は向上させる活動をいう。 (新設) 「新文学 は 1 項に基づき事業者が行う使用前事業者 指常をいう。 (③) 「藤遊香車」とは、「接びまり 2 条第 1 項に基づき事業者が行う使用前事業者 指常をいう。 (③) 「藤遊香車」とは、「東子炉施設が法第 2 3 条第 1 項に基づき事業者が行う定期事業 者検査をいう。 (④) 「保安活動」とは、原子炉施設が法第 2 3 条第 1 項に基づき事業者が行う定期事業 者検査をいう。 (④) 「原和で理力はでは、原子炉施設が法第 2 3 条第 1 項に基づき事業者が行う定期事業 者検査をいう。 (4) 「藤遊香理力制」とは、原子炉施設が活第 2 3 条第 1 項に基づき事業者が行う定期事業 者検査をいう。 (4) 「藤遊香理力制」という。)に定める技術基準に適合する仕能を有するよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。 (4) 「藤遊香理り種、上は、施設管理力能に関立の主要とが、原子炉施設では、原子炉施設では、原子炉施設では、原子炉施設では下で、大阪では、原子炉施設では下で、大阪では、原子炉施設では下で、大阪では、原子炉施設では下で、大阪では、原子炉施設では下で、大阪では、原子炉施設では下で、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪で	拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関す		
(望) 「品質保証」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。 (②1) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。 (新設) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。 (新設) 「解設) 「保安活動」とは、原子炉施設の設備の機能又は性能を確認。 (数) 「保安活動」とは、原子炉施設の設備の機能又は性能を確認。 (数) 「保安活動」とは、原子炉施設の設備の機能又は性能を確認。 (数) 「保安活動」とは、原子炉施設の設備の機能又は性能を確認。 (数) 「保安活動」とは、原子炉施設の方も、原子炉施設の設備の機能又は性能を確認。 (数) 「保安活動」とは、原子炉施設が表達 2 8条第 1 項に基づき事業者が行う使用前事業者 (大学行動をいう。 (新設) 「事業者検査」とは、原子炉施設が洗着 2 8条第 1 項に基づき事業者が行う使用前事業者 (大学行動をいう。 (第) 「保安活動」とは、原子炉施設が洗着 2 8条第 1 項に基づき事業者が行う使用前事業者 (大学行動をいう。 (2) 「施設管理力計 とは、原子炉施設が洗着 2 8条第 1 項に基づき事業者が行う使用前事業 (大学行動をいう。 (2) 「施設管理力計 とは、原子が施設が完かった。 (新設) 「保安市会社のであり、かつ、「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」(今和 2 年原子力規制委員会規則第7号。以下「技術基準に関する規則」(今和 2 年原子力規制委員会規則第7号。以下「技術基準に関する規則」(会) 「保安市会という。 (2) 「施設管理自標とは、施設管理力整化として立て量析にでめる目標を含む。) をいう。 (2) 「施設管理支施計画の公開を設備というに原子炉施設の「経代」の、原子炉施設の設計(原子炉施設の設計(原子炉施設の設計(原子炉施設の表)に関する事項。 原子炉施設の点検、検査の方法、実施制度及び時期(原子炉の運転中及び運転が中止の区別全会と、)に関する事項。 原子炉施設の成計、工事、道根、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項。 原子炉施設の成計、工事、道根、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法	る規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(以下「線量告示」という。)		
原子力の安全を確保することをいう。 (21) 「保安活動」とは、原子が施設の保安のために必要な措置をいう。 (21) 「保安活動」とは、原子が施設の保安のために必要な措置をいう。 (21) 「保全活動」とは、原子が施設の保安のために必要な措置をいう。 (21) 「保全活動」とは、保安活動のうち、原子が施設の設備の機能又は性能を確認、法令改正に伴う定義の資施(以下同じ。) (22) 「事業者検査」とは、保安活動のうち、原子が施設の設備の機能又は性能を確認、技術2 8条第1項に基づき事業者が行う使用商事業者検査(溶接検査を含む。) 及び法第2 9条第1項に基づき事業者が行う使用商事業者検査(溶接検査を含む。) 及び法第2 9条第1項に基づき事業者が行う度期事業 者検査をいう。 (23) 「施設管理方針」とは、原子が施設が法策2 3条第1項 は第2 6条第1項 の許可を受けたところによるものであり、かつ、「試験研究の用に供する原子が寄存者基準に関する規則」(全の主に予止しての主義を表するよう、これを設置、規則」という。)に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置、上で検査を力をいう。 (新設) 「施設管理目標・(施設管理の提供を一定達成すべき、原子が施設ごとの施設管理目標(施設管理目標・(施設管理目標を達成するために、原子が施設ごとの施設管理目標(施設管理目標を達成するために、原子が施設ごとに選近る事項を含む。 (5) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、原子が施設では関げる事項を含む。 (5) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、原子が施設では関する事項 (3) 原子が施設の設計及び工事に関する事項 (4) 原子が施設の設計及び工事に関する事項 (5) 原子が施設の成計及び、実施傾度及び時期(原子炉の運転中及び運転が止める関連で含む。)に関する事項 (6) 原子が施設の工事・点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための推定に関する事項 (6) 原子が施設の工事・点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための推定に関する事項	第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。		
(3) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	(20) 「品質 $ $ 保証」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、		
(新設)			
 (新設) 記、維持又は向上させる活動をいう。 (22) 「事業者検査」とは、法第28条第1項に基づき事業者が行う使用前事業者検査 (溶接検査を含む。)及び法第29条第1項に基づき事業者が行う定期事業者検査をいう。 (53) 「施設管理方針」とは、原子炉施設が法第23条第1項又は第26条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」(令和2年原子力制委員会規則第7号。以下「技術基準規則」という。)に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。 (新設) (54) 「施設管理月標」とは、施設管理の動業度が高い設備について定量的に定める目標を含む。)という。 (55) 「施設管理実施計画」とは、施設管理自標を達成するために、原子炉施設でとの施設管理の開業(施設管理の総体としての文書体系)をいい、次の①から③までに掲げる事項を含む。 (55) 「施設管理実施計画」とは、施設管理の総体としての文書体系)をいい、次の①から③までに掲げる事項を含む。 ② 原子炉施設の設計及び工事に関する事項 ③ 原子炉施設の設計及び工事に関する事項 ④ 原子炉施設の混検、検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転中の区別を含む。)に関する事項 ④ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転中のの設合す。)に関する事項 ⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項 ⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法 		(20) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。)
(新設) 「事業者検査」とは、法第28条第1項に基づき事業者が行う使用前事業者検査を設合。)及び法第29条第1項に基づき事業者が行う定期事業者検査をいう。 (新設) (23) 「施設管理方針」とは、原子炉施設が法第23条第1項又は第26条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則、(令和2年原子力規制委員会規則第7号。以下「技術基準規則」という。) に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。 (新設) (24) 「施設管理目標」とは、施設管理の重要皮が高い設備について定量的に定める目標を含む。全かう。)をいう。 (新設) (25) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、原子炉施設ごとの施設管理の整体としての文書体系)をいい、次の①から③まで表する計画(施設管理の整体としての文書体系)をいい、次の①から③まで、定て、定する計画(施設管理の整体としての文書体系)をいい、次の①から⑤まで、定式の計画である事項 (新設) (第25分重度の監視をできる。 (新設) (第25分重度の監視をできる。) に関する事項 (第25分重度の監視をのために関係のよりに関する事項 (3) 原子炉施設の監視をでする際に行う保安の確保のための推断と中の区別を含む。) に関する事項 (5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための推断と事項 (5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための推断と事項 (5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための推断と事項 (5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための推断と事項 (5) 原子炉施設の公計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法	<u>(新設)</u>		
検査 (溶接検査を含む。) 及び法第29条第1項に基づき事業者が行う定期事業 着検査をいう。 (新設) (新設) (第設) (第記) (第記			17411
(新設) (新設) (新設) (海) (海) (海) (海) (海) (海) (海) (<u>(新設)</u>	(22) 「事業者検査」とは、法第28条第1項に基つき事業者が行う使用前事業者	· ·
(新設)			
の許可を受けたところによるものであり、かつ、「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」(令和2年原子力規制委員会規則第7号。以下「技術基準規則」という。)に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。 (新設) (新設) (第酸管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、原子炉施設ごとの施設管理の目標(施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。)をいう。 (近5) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、原子炉施設ごとに策定する計画(施設管理の総体としての文書体系)をいい、次の①から③までに掲げる事項を含む。 ① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項 ② 原子炉施設の設計及び工事に関する事項 ③ 原子炉施設の設計及び工事に関する事項 ④ 原子炉施設の流視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関する事項 ④ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関する事項 ⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項 ⑥ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項	Landa San Carlo Ca		
等の技術基準に関する規則」(令和2年原子力規制委員会規則第7号。以下「技術基準規則」という。)に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。 (4) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、原子炉施設ごとの施設管理の目標(施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。)をいう。 (5) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、原子炉施設ごとに策定する計画(施設管理の総体としての文書体系)をいい、次の①から③までに掲げる事項を含む。 ① 施設管理実施計画の動財及び期間に関する事項 ③ 原子炉施設の設計及び工事に関する事項 ③ 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関する事項 ④ 原子炉施設の返視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関する事項 ⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項 ⑥ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項 ⑥ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項	<u>(新設)</u>		
術基準規則」という。)に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。 (24) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、原子炉施設ごとの施設管理の目標(施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。)をいう。 (新設) (施設管理・施計画」とは、施設管理目標を達成するために、原子炉施設ごとに策定する計画(施設管理の総体としての文書体系)をいい、次の①から③までに掲げる事項を含む。 ① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項 ② 原子炉施設の設計及び工事に関する事項 ③ 原子炉施設の設計及び工事に関する事項 ④ 原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関する事項 ④ 原子炉施設の温視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関する事項 ④ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転中中の区別を含む。)に関する事項 ⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための指置に関する事項 ⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法			
(新設) (新設) (24) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、原子炉施設ごとの施設管理の目標(施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。)をいう。 (25) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、原子炉施設ごとに策定する計画(施設管理の総体としての文書体系)をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。 ① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項 ② 原子炉施設の設計及び工事に関する事項 ③ 原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関する事項 ④ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関する事項 ⑤ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関する事項 ⑥ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項 ⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法			
(新設)			
の施設管理の目標(施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。)をいう。 (25) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、原子炉施設ごとに策定する計画(施設管理の総体としての文書体系)をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。 ① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項 ② 原子炉施設の設計及び工事に関する事項 ③ 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関する事項 ④ 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関する事項 ⑤ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関する事項 ⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項 ⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法	(Apr = N.)	設直し、及び維持するために、東疋する万軒でいう。 (9A) 「佐乳等四日煙」より、佐乳等四十年に分って達成すべき。原子に佐乳デレ	
会む。)をいう。	<u>(新設)</u>	(14) 「肥政官理日保」とは、肥政官理力郵に促りて建成すべる、原丁が肥政とと	
(新設) (25) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、原子炉施設ごとに策定する計画(施設管理の総体としての文書体系)をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。 ① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項 ② 原子炉施設の設計及び工事に関する事項 ③ 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関する事項 ④ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関する事項 ⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項 ⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法			
とに策定する計画 (施設管理の総体としての文書体系)をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。 ① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項 ② 原子炉施設の設計及び工事に関する事項 ③ 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関する事項 ④ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関する事項 ⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項 ⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法	(立て会は)		
でに掲げる事項を含む。 ① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項 ② 原子炉施設の設計及び工事に関する事項 ③ 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関する事項 ④ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関する事項 ⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項 ⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法	<u>(</u>		
 ① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項 ② 原子炉施設の設計及び工事に関する事項 ③ 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関する事項 ④ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関する事項 ⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項 ⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法 			
 ② 原子炉施設の設計及び工事に関する事項 ③ 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関する事項 ④ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関する事項 ⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項 ⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法 			
 ③ 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関する事項 ④ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関する事項 ⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項 ⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法 	•		
する事項 ④ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関する事項 ⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項 ⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法			
 ④ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関する事項 ⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項 ⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法 		<u> </u>	
<u>転停止中の区別を含む。)に関する事項</u> (5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項 置に関する事項 ⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法			
⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措 置に関する事項 ⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法		転停止中の区別を含む。)に関する事項	
置に関する事項 ⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法			
⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法			
		⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法	
<u>に内りる子内</u>		に関する事項	.,

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
変更前(現行) (新設) (新設) (第設) (第設) (22) 「キャプセル」とは、キャプセル照射装置のうち、JMTR原子炉本体の炉内に挿入して照射する試料を組み込んだ容器及びJMTR原子炉本体の炉内に直接挿入して照射する試料をいう。 (23) 「OSF-1キャブセル」とは、インパイルループOSF-1照射装置(以下「OSF-1照射装置」という。)の炉内管に挿入して照射するヘリウム-3出力制御型沸騰水キャプセル照射装置(以下「BOCA照射装置」という。)の照射試料を組み込んだ容器をいう。 (24) 「ラビット」とは、水力ラビット照射装置の炉内管に挿入して照射する試料を組み込んだ容器をいう。 (24) 「ラビット」とは、水力ラビット照射装置の炉内管に挿入して照射する試料を組み込んだ容器をいう。 (25) 「キャプセル等」とは、キャプセル、OSF-1キャプセル及びラビットをいう。 第4条 (省略)	変更後(補正後) ① ⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。) に関する事項 ③ 原子炉施設の施設管理に係る記録に関する事項 (26) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の工事の方法及び時期に関する事項並びに原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。 (27) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。 (28) 「キャプセル」とは、キャプセル照射装置のうち、JMTR原子炉本体の炉内に挿入して照射する試料を組み込んだ容器及びJMTR原子炉本体の炉内に直接挿入して照射する試料を組み込んだ容器及びJMTR原子炉本体の炉内に直接挿入して照射する試料をいう。 (29) 「OSF-1 無射装置」という。)の炉内管に挿入して照射するへリウム-3出力制御型沸騰水キャプセル照射装置(以下「BOCA照射装置」という。)の照射試料を組み込んだ容器をいう。 (30) 「ラビット」とは、水カラビット照射装置の炉内管に挿入して照射する試料を組み込んだ容器をいう。 (31) 「キャプセル等」とは、キャプセル、OSF-1キャプセル及びラビットをいう。 第4条 (変更なし)	号番号の繰下げ(以下同 じ。)
2 機構の本部組織(以下「本部」という。)は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。 (職務)	2 機構の本部組織(以下「本部」という。)は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長をいう。 (職務) 第5条の2 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1) 理事長は、原子炉施設に関する保安活動を総理する。 (2) 統括監査の職は、原子炉施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を	の見直しに伴い、本部組織 に契約部長を追加、本部の 定義の適正化
(3) 管理責任者は、原子炉施設の品質保証活動に関する業務の責任者として、品質保証活動に必要なプロセスの確立、実施及び維持に係る業務、理事長への品質保証活動の実施状況及び改善の必要性に係る報告並びに原子炉施設の安全確保に対する認識の高揚に係る業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く。)においては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗研究所担当理事とする。 (4) 安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質保証活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。 (新設)	(3) 管理責任者は、第14条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。 (4) 安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質 <u>マネジメント</u> 活動 に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中 央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。 (5) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に係る調産業務を行う。	品質マネジメントシステムの見直しに伴う記載の適正化 化 品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更 品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更

品質マネジメントシステム の見直しに伴う調達業務に

変更前 (現行)

- (5) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所における原子炉施設に関 する保安活動を統理する。
- (6) 大洗研究所長(以下「所長」という。)は、大洗研究所における原子炉施設に 関する保安活動を統括する。

(新設)

- (7) 高温ガス炉研究開発センター長(以下「高温ガス炉センター長」という。)は、 所長が行う高温ガス炉研究開発センターにおける原子炉施設に関する保安活動の 統括に係る業務を補佐するとともに、高温ガス炉研究開発センターにおける原子 炉施設の年間運転計画に係る業務を統括する。
- (8) 環境技術開発センター長(以下「環境センター長」という。)は、所長が行う 環境技術開発センターにおける原子炉施設に関する保安活動の統括に係る業務を補 佐するとともに、環境技術開発センターにおける原子炉施設の年間運転計画に係る 業務を統括する.
- (9) 保安管理部長は、次号から第13号までに掲げる保安活動を統括するとともに、 第33条第3項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、材 料試験炉部長、高温工学試験研究炉部長及び環境保全部長に対し、品質保証活動 及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。
- (10) 安全対策課長は、大洗研究所における保安教育の庶務に関する業務を行う。
- (11) 施設安全課長は、大洗研究所における品質保証活動の庶務に関する業務及び 原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。
- (12) 危機管理課長は、非常の場合に採るべき措置に関する整備及び支援に関する 業務、並びに総合的な訓練に関する業務を行う。
- (13) 核物質管理課長は、原子炉施設の周辺監視区域の維持管理に関する業務を行 う。
- (14) 放射線管理部長は、次号及び第16号に掲げる保安活動を統括する。
- (15) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に 関する業務、放射線業務従事者の線量の評価に関する業務並びに施設管理者とし て別表第1第6欄に掲げる機器の管理を行う。また、放射線管理第2課長の依頼 に基づき、施設の放射線測定機器の保守及び校正を行うことができる。
- (16) 放射線管理第2課長は、原子炉施設の放射線管理に関する業務及び施設管理 者として別表第1第5欄に掲げる機器の管理を行う。

(新設)

(新設)

- (17) 材料試験炉部長は、施設管理統括者として次号から第22号までに掲げる保 安活動を統括する。
- (18) 計画管理課長は、材料試験炉部長が行う統括に関する業務の補佐及びJMT Rキャプセル等審査委員会の庶務に関する業務を行う。
- (19) 技術課長は、JMTRの運転計画及び照射利用計画並びにキャプセル等の設 計、製作及び所在管理に関する業務を行う。
- (20) 原子炉課長は、施設管理者としてJMTR本体施設の運転及び保守に関する 業務並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、核燃料管理者と してJMTRの燃料要素及びJMTRCで使用した燃料の管理に関する業務、管

変更後 (補正後)

する保安活動を統理する。

係る職位の追加 (6) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所における原子炉施設に関 号番号の繰下げ (以下同 12.

備老

- (7) 大洗研究所長(以下「所長」という。)は、大洗研究所における原子炉施設に 関する保安活動を統括する。
- (8) 原子力施設検査室長は、第13条の2に定める独立検査組織の検査責任者とし、独立監査組織の設置に供 て、事業者検査に関する業務を行う。
- (9) 高温ガス炉研究開発センター長(以下「高温ガス炉センター長」という。) は、 所長が行う高温ガス炉研究開発センターにおける原子炉施設に関する保安活動の 統括に係る業務を補佐するとともに、高温ガス炉研究開発センターにおける原子 炉施設の年間運転計画に係る業務を統括する。
- (10) 環境技術開発センター長(以下「環境センター長」という。)は、所長が行 う環境技術開発センターにおける原子炉施設に関する保安活動の統括に係る業務を 補佐するとともに、環境技術開発センターにおける原子炉施設の年間運転計画に係 る業務を統括する。
- (11) 保安管理部長は、次号から第15号までに掲げる保安活動を統括するととも 記載の適正化 に、第33条第3項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、 材料試験炉部長、高温工学試験研究炉部長及び環境保全部長に対し、品質マネジ 品質マネジメントシステム メント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。
- (12) 安全対策課長は、大洗研究所における安全文化の育成・維持活動及び関係法!品質マネジメントシステム 令等の遵守活動並びに保安教育の庶務に関する業務を行う。
- (13) 施設安全課長は、大洗研究所における品質マネジメント活動の庶務に関する 品質マネジメントシステム 業務及び原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。
- (14) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき処置に関する整備及び支援に関する 記載の適正化 業務、並びに総合的な訓練に関する業務を行う。
- (15) 核物質管理課長は、原子炉施設の周辺監視区域の維持管理に関する業務を行 う。
- (16) 放射線管理部長は、次号及び第18号に掲げる保安活動を統括する。
- (17) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に 関する業務、環境放射能の測定業務、放射線業務従事者の線量の評価に関する業 環境放射能の測定に係る職 務並びに施設管理者として別表第1第6欄に掲げる機器の管理を行う。また、放 務の追加 射線管理第2課長の依頼に基づき、施設の放射線測定機器の保守及び校正を行う ことができる。
- (18) 放射線管理第2課長は、原子炉施設の放射線管理に関する業務及び施設管理 --者として別表第1第5欄に掲げる機器の管理を行う。
- (19) 管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。
- 調達課長は、大洗研究所における原子炉施設の保安に係る調達業務を行う。 の変更に伴う調達業務に係
- (21) 材料試験炉部長は、施設管理統括者として次号から第26号までに掲げる保 記載の適正化 安活動を統括する。
- (22) 計画管理課長は、材料試験炉部長が行う統括に関する業務の補佐及びJMT Rキャプセル等審査委員会の庶務に関する業務を行う。
- (23) 技術課長は、JMTRの運転計画及び照射利用計画並びにキャプセル等の設 計、製作及び所在管理に関する業務を行う。
- (24) 原子炉課長は、施設管理者としてJMTR本体施設の運転及び保守に関する 業務並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、核燃料管理者と してJMTRの燃料要素及びJMTRCで使用した燃料の管理に関する業務、管

う職位の追加

の見直しに伴う用語の変更 の変更に伴う職務の見直し の見直しに伴う用語の変更

記載の適正化

品質マネジメントシステム る職位の追加

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
理区域管理者として燃料管理室、JMTR炉室、測定室、ホット実験室、X線装		
置室等の放射線管理に関する業務及びキャプセル等の検査に関する業務を行う。	置室等の放射線管理に関する業務及びキャプセル等の検査に関する業務を行う。	
(21) 照射課長は、キャプセル等の照射及び保管に関する業務、施設管理者として		
JMTR照射設備の運転及び保守に関する業務、管理区域管理者として照射制御		
	国	
室及び照射準備室の放射線管理に関する業務を行う。		日 井 の 英工 ル
(22) 廃止措置準備室長 <u>(以下「室長」という。)</u> は、JMTRの廃止措置の計画	(<u>26</u>) 廃止措置準備室長は、JMTRの廃止措置の計画に係る業務を行う。	記載の適正化
│ に係る業務を行う。 │ (23) 高温工学試験研究炉部長は、施設管理統括者として次号から第26号までに	(27) 高温工学試験研究炉部長は、施設管理統括者として次号から第 <u>30</u> 号までに	記載の適式ル
	<u>(21)</u> 同価工子試験研先が部長は、施設管理就指有として次方がら第 <u>30</u> 万までに 掲げる保安活動を統括する。	記取の過止化
掲げる保安活動を統括する。	***************************************	
(<u>24</u>) HTTR計画課長は、高温工学試験研究炉部長が行う統括に関する業務の補佐、HTTRの運転、利用及び技術開発計画の作成並びにこれらに係る調整に関す		
		•
る業務を行う。	る業務を行う。 (29) HTTR技術課長は、核燃料管理者としてHTTR炉内燃料体を除く燃料棒	
(25) HTTR技術課長は、核燃料管理者としてHTTR炉内燃料体を除く燃料棒	· · ·	
及び燃料体の管理並びに区域管理者として新燃料組立検査室の放射線管理に関する。	及び	
る業務を行う。	- 21444 - 14 - 4	
(26) HTTR運転管理課長は、施設管理者としてHTTR本体施設及び特定施設		
の運転並びに保守、核燃料管理者としてHTTR炉内燃料体の管理、区域管理者		
としてHTTR技術課長が所管する区域を除くHTTR建家の放射線管理に関する		
る業務を行う。	る業務を行う。 、 (31) 環境保全部長は、施設管理統括者として次号に掲げる保安活動を統括する。	
(27) 環境保全部長は、施設管理統括者として次号に掲げる保安活動を統括する。		
(28) 廃棄物管理課長は、施設管理者として共用施設における本体施設の運転及び		
保守、特定施設の運転及び保守、除染施設の放射線管理並びに放射性廃棄物及び		
汚染の除去に係るものの運搬等に関する業務を行う。	汚染の除去に係るものの運搬等に関する業務を行う。 (***は2.)	品質マネジメントシステム
2 この規定に定める品質保証活動及び保安活動と前項に掲げる者との関連は、別表		の見直しにより第14条に
第3の2のとおりとし、各職位は、各自の業務所掌範囲に基づき、品質保証の考え		切兄直しにより弟14米に 規定
のもと保安活動に関する業務を行う。	19 日 の匠で偏体部が複数の体部等理体科学によって 八相等理されていて根合に	1,20,0
	2 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって、分担管理されている場合に	
おける当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設		(C.)
管理統括者が行う。	管理統括者が行う。	
	3 同一の原子炉施設が複数の施設管理者により運転される場合の運転のとりまとめ	
は、本体施設の施設管理者が行う。保守についてもこれを準用する。	は、本体施設の施設管理者が行う。保守についてもこれを準用する。	
5 施設管理者の業務の一部を行わせるため、分任施設管理者を置くことができる。	4 施設管理者の業務の一部を行わせるため、分任施設管理者を置くことができる。	
	5 前項の分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。	=1 +1
<u>7</u> 第 <u>5</u> 項の分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。	6 第4項の分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。	記載の適正化
Att E At as a (damb)		
第5条の3 (省略)	第5条の3 (変更なし)	
第2節 原子炉主任技術者	第2節 原子炉主任技術者	1.
先 ∠即 尿丁炉土在1文111/百	为2即 冰1水工口又们有	
第6条 (省略)	第6条(変更なし)	
Nie A Nie - Z Heidel		
(原子炉主任技術者の職務)	(原子炉主任技術者の職務)	
第6条の2 原子炉主任技術者は、当該原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実	第6条の2 原子炉主任技術者は、当該原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実	
アグニアレナけ致し! この噂歎けかのしかりしする	に行うアレな紅致レー その職致け次のレゼリレオス	

に行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。

(1) 原子炉施設の運転に関し、保安上必要な場合には、理事長又は大洗研究所担当 理事に対して意見を具申する。 (2) 原子炉施設の運転に関し、原子炉施設の業務を行う者に対し、保安のための助

に行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。 (1) 原子炉施設の運転に関し、保安上必要な場合には、理事長又は大洗研究所担当

理事に対して意見を具申する。 (2) 原子炉施設の運転に関し、原子炉施設の業務を行う者に対し、保安のための助

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
変更削(現行)言、勧告又は指示をする。	変史後(補正後) 言、勧告又は指示をする。	
(3) 法及び法に関係する規則類(以下「法令」という。)に基づく定期報告を確認する。		
(4) 第36条の保安に関する業務報告の記載内容を確認する。 (5) 法令に基づき行う施設定期検査等に原則として立ち会う。	(4) 第36条の保安に関する業務報告の記載内容を確認する。	
(3) 依守に基プさ行り施設と期快宜寺に原則として立ち云り。	<u>(削る)</u>	任技術者の職務から検査
		の立会いに関する事項を削
		除
(6) 第35条第2項に該当する原因調査に参画し報告書を確認する。	(5) 第35条第2項に該当する原因調査に参画し報告書を確認する。	号番号の繰上げ(以下同
(7) 保安教育基本計画を確認する。	(<u>6</u>) 保安教育基本計画を確認する。	じ。)
(8) 原子炉施設等安全審査委員会及びJMTR原子炉主任技術者にあってはJMT		
Rキャプセル等審査委員会に原則として出席する。	Rキャプセル等審査委員会に原則として出席する。	
(9) この規定改正及び保安上重要な規則・要領等の制定、改定に参画する。	(8) この規定改正及び保安上重要な規則・要領等の制定、改定に参画する。	
(10) 原子炉施設の定期的な評価に関し、この規定に定める評価実施計画等を確認 する。	k (9) 原子炉施設の定期的な評価に関し、この規定に定める評価実施計画等を確認する。	
9 る。 (11) 原子炉施設の廃止措置に参画する。	3。 (10) 原子炉施設の廃止措置に参画する。	
(11) 从17/池队以北上沿世代乡田,30	(10) MIN I W MERCO MENTINE ICO PER JOS	
第6条の3 (省略)	第6条の3 (変更なし)	
第3節 委員会	第3節 委員会	
Art of the Colombia	Mr. D. A. (Area J.)	
第7条 (省略)	第7条 (変更なし)	
(中央安全審査・品質保証委員会)	(中央安全審査・品質保証委員会)	
第8条 理事長は、機構に中央安全審査・品質保証委員会を設置する。	第8条 理事長は、機構に中央安全審査・品質保証委員会を設置する。	
2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項		
について審議する。	について審議する。	
(1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項	(1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項	
① 原子炉の設置許可及びその変更に関する重要事項	① 原子炉の設置許可及びその変更に関する重要事項	
② 原子炉施設の定期的な評価の結果	② 原子炉施設の定期的な評価の結果	
(2) 事故又は非常事態に関する重大事項	(2) 事故又は非常事態に関する重大事項 (3) 品質マネジメント活動の基本事項	 品質マネジメントシステム
(3) 品質 <u>保証</u> 活動の基本事項 (4) その他、理事長の諮問する事項	(4) その他、理事長の諮問する事項	の見直しに伴う用語の変更
3 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。	3 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。	One of the officer
4 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。	4 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。	
第9条 (省略)	第9条 (変更なし)	
	(周乙烯状剂燃力人效大壬巳人の物業市所)	
(原子炉施設等安全審査委員会の審議事項)	(原子炉施設等安全審査委員会の審議事項) 第9条の2 原子炉施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる	
The same is the sa	東明について審議する。	
事項について番議する。 (1) 原子炉設置変更許可申請に関する事項	(1) 原子炉設置変更許可申請に関する事項	
(2) 本規定の改定及び廃止に関する事項	(2) 本規定の改定及び廃止に関する事項	
(3) 原子炉施設の廃止措置に関する事項	(3) 原子炉施設の廃止措置に関する事項	,
(4) 原子炉施設の運転、保修又は改造の実施に関する事項(原子炉施設に関する設) , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
計及び工事の <u>方法</u> の認可に係る場合に限る。)	計及び工事の計画の認可に係る場合に限る。)	法令改正に伴う記載の適
(5) 放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する保安上重要な事項	(5) 放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する保安上重要な事項	正化
	I-6	

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
(6) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項	(6) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項	E (III)
(7) 原子炉施設の施設定期自主検査等に関する事項	(削る)	法令改正に伴い、委員会の
(I) MIN MERCYNELL MERCHAN OF M	<u> </u>	審議事項から施設定期自
		主検査に関する事項を削除
(8) JMTRキャプセル等設計基準及びJMTRキャプセル等検査基準の改定及び	· (7) JMTRキャプセル等設計基準及びJMTRキャプセル等検査基準の改定及び	
廃止に関する事項	廃止に関する事項	じ。)
(9) 原子炉施設の事故原因及び再発防止に関する事項	(8) 原子炉施設の事故原因及び再発防止に関する事項	
(10) その他、所長が諮問する事項	(9) その他、所長が諮問する事項	
2 原子炉施設等安全審査委員会は、前項各号に掲げる事項について、所長に答申す	2 原子炉施設等安全審査委員会は、前項各号に掲げる事項について、所長に答申す	,
る。	る。	
3 所長は、前項の答申を尊重する。	3 所長は、前項の答申を尊重する。	
第10条 (省略)	第10条 (変更なし)	
(品質保証推進委員会の審議事項)	(品質保証推進委員会の審議事項)	
第11条 品質保証推進委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。	第11条 品質保証推進委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。	
(1) 品質 <u>保証</u> 活動に関する基本的事項	(1) 品質マネジメント活動に関する基本的事項	品質マネジメントシステム
(2) 品質 <u>保証</u> 活動に関する重要事項		の見直しに伴う用語の変更
(3) その他、所長が諮問する事項	(3) その他、所長が諮問する事項	
	2 品質保証推進委員会は、前項各号に掲げる事項について、審議結果を所長に報告	
<i>†</i> 3.	する。	
3 所長は、前項の審議結果を尊重する。	3 所長は、前項の審議結果を尊重する。	
第12条・第13条 (省略)	第12条・第13条 (変更なし)	
(新設)_	第4節 独立検査組織	法令改正に伴い、独立検査
<u> </u>	(独立検査組織の設置及び事業者検査の独立性の確保)	組織の設置及びその独立性
	第13条の2 大洗研究所に独立検査組織を設置し、検査対象となる設備の運転・保	の確保について規定
	守に関与しない者による事業者検査を行う。	
	2 第5条の2第1項に掲げる各職位は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を	
	与えてはならない。_	
第3章 品質 <u>保証</u>	第3章 品質マネジメント計画	法令改正に伴う品質マネジ
(品質保証計画の策定及び品質保証活動の実施)	(品質 <u>マネジメント</u> 計画)	メントシステムの見直しに
第14条 理事長は、この規定に定める原子炉施設に関する保安活動を適切に実施す	第14条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、原子炉施設の設置許	より、原子炉施設の保安活
るため、トップマネジメントとして次の各号に掲げる事項を定めた品質保証計画を	<u>可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u>	動に適用する品質マネジメ ント計画を規定(以下同
策定する。	1 日 6h	ノト計画を規定(以下回 じ。)
(1) 品質保証計画の策定の目的に関する事項	1. 目的	C
(2) 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関する事項	本品質マネジメント計画は、原子炉施設における保安活動に関して、原子力施設の保存のなかの業務に係る日産祭団に必要な体制の基準に関する規則(今和2年原	-
(3) 品質保証活動の実施に関する事項	の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原 子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)に従って、原子	
(4) 品質保証活動の評価に関する事項 (5) 日度保証計画の継続的な改善に関する事項	<u> </u>	
(5) 品質保証計画の継続的な改善に関する事項 (6) 文書及び記録の管理に関する事項	<u>が肥設の女主の機体・維持・同工を図るための体を活動に示る印質、インスントン</u> ステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	
<u>(0) </u>		
2 理事技は、第3条の2第1項第2号から第20号までに持りる自に対し、印真体 証計画に基づき、所掌する保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品	<u>2. 適用範囲</u>	• .
質保証活動を実施させる。	本品質マネジメント計画は、原子炉施設において実施する保安活動に適用する。 本品質マネジメント計画は、原子炉施設において実施する保安活動に適用する。	
男が門には多いただいにある。	THE THE THE COLUMN TO MEDICAL TO COME TO SECOND TO SECO	

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
	i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。これは、技術的、	
	人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、	
	次の状態を目指していることをいう。	
	・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。	
	・風通しの良い組織文化が形成されている。	tue.
	・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その	
	<u> </u>	
	・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。	
	・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対す	
	る自己満足を戒めている。	
	・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告さ	
	れた問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。_	
	・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文	
	化を改善するための基礎としている。	
	・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要	
	員が必要なコミュニケーションを取っている。	
	(5) 保安に係る各組織は、業務・原子炉施設に係る要求事項への適合に影響を与	
	える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式	
	及び程度を7.4項に従って明確にし、管理する。	
	(6) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	
	(1) 休女に保る合組織は、休女信動の里安反に心して、貝伽の過期は肛力で打力。	
	4.2 文書化に関する要求事項	
	4.2.1 一般	
	品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作	
	成し、次の文書体系の下に管理する。	·
	<u>また、別表第4に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</u>	
	(1) 品質方針及び品質目標	* .
	(2) 品質マニュアル (一次文書)	
	本品質マネジメント計画	and the second second
	大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書(以下「施設品質マネジメ	
	ント計画書」という。)	·
	(3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書(二次文書)	
	及び記録	
	(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、	
	二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書(三次文書)	
		· ·
	及び記録	
	4.0.0 [185]	
	4.2.2 品質マニュアル	
	理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策	
	定し、必要に応じ見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体	
	化するために、施設品質マネジメント計画書を作成する。	
	a) 品質マネジメントシステムの適用範囲(適用組織を含む。)	
	b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項	
	c) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報	
	d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係	**
	4.2.3 文書管理	
	<u> 五色 0 人自日生</u>	

変更前 (現行)	変更後(補正後)	
AA 100 VALITA	(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理	with . A
	し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる	
	文書は、4.2.4 項に規定する要求事項に従って管理する。	
	a) 文書の組織外への流出等の防止	
	b) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に	
	基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	
	(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、	* *
	所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、	
	各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を	
	規定する。	
	a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。	
,	b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、	• .
	文書作成時と同様の手続で承認する。	
	c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要	
	<u>(7) 大音の女当性のアピュー及の光色しを17 2場合は、対象となる天地的170女</u> 員を参加させる。	
	d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。	
	e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところ	
	で使用可能な状態にあることを確実にする。	
	f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。	
	g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外	
	部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。	
	h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で	
	保持する場合には、適切に識別し、管理する。	
	i) 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるよう	
	にする。	
	4.2.4 記録の管理	
	(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効	
	果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。	
	(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、	
	所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、	
	各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。	
	a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行	
	<u>5.</u>	
	b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。	
	5. 経営者等の責任	
	5.1 経営者の関与	
	理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マ	
	ネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実	
	エするために、次の事項を行う。	
	a) 品質方針を設定する。	
	b) 品質目標が設定されていることを確実にする。	
	c) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。	
	<u>d) マネジメントレビューを実施する。</u>	
	e) 資源が使用できることを確実にする。	
	f) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの	

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
変)用 行
	重要性を、組織内に周知する。	
	g) 保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つこと	
	を要員に認識させる。	•
	h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び	
	説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。	
	5.2 原子力の安全の重視	
	理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、	
and the control of th	業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由	
	によって損なわれないようにすることを確実にする。	
	5.3 品質方針	
	<u>0.0 111 171 </u> (1) 理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文	
	化を育成し維持することに関するもの(技術的、人的及び組織的要因並びにそ	
	れらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考	
	施設管理に関する方針を含む。	
	a) 組織の目的及び状況に対して適切である。	
	b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に	
	対して責任を持って関与することを含む。	
	c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。	
	d) 組織全体に伝達され、理解される。	=
	e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含	
	t.	
		•
	5.4 計画	•
	<u>0. 4 </u>	
	(1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標(業務・原子炉施設	
	に対する要求事項を満たすために必要な目標 (7.1項(4)項b) 参照) を含む。)	
	だ設定されていることを確実にする。	
	また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための	• '
	計画 (7.1項(4) 項参照) が作成されることを確実にする。	
	<u>a) 実施事項</u>	
	<u>b) 必要な資源</u>	
	<u>c) 責任者</u>	
	<u>d) 実施事項の完了時期</u>	
	<u>e</u>) 結果の評価方法	
	(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを	
	確実にする。	
		•
	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	
	(1) 理事長は、4.1 項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシ	
	ステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。	
	(2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更	
	を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメ	
	ントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビ	
	ューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じ	

て、次の季度を選別と考慮する。 a 変更の自放及でも、このではこり得る結果(原子力の安全への影響の程度 及び参加な処理を含む。) 由 電子をジストンステムの有効性の維持 (変更前(現行)	変更後 (補正後)	備考
a) 変更の目的及近それによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度 及び必要な処置を行う。) b) 品質でネジメントシステムの有効性の維持 c) 食無の利用可能性 d) 責任及び練収の割当て 5.5 責任、権限及び取りまコニュニケーション 5.5 (主任後の利用可能性 d) 責任投び機限 用理長は、第5 たの第5 表の3 までの組織及び環務について、各組織を通じて 全体区関型し、保安活動に関係する要点が参加のよいでは、また、保安活動に関係しる実施の自らの世太に関する手頭となる文書 体え 1 現参照と 定めさま、関係する要員が自らの地太に関する手頭となる文書 体え 1 現参照と 定めさま、関係する要員が自らの地太に 1 現金 大き できま 1 現金 大き できま 1 現金 大き 2 ま 2 ま 1 現金 大き 2 ま 2 ま 2 ま 2 ま 2 ま 2 ま 2 ま 2 ま 2 ま 2	及文削(佐 刊)		加州~ラ
及び必要な必要な多と			
(金属でネジメントシステムの有効性の維持 (・) 査証の利用可能性 (・) 責証の利用可能性 (・) 責任 施服及びコミュニケーション (・) 5.5 責任 施服及びコミュニケーション (・) 5.6 責任 施服及びコミュニケーション (・) 5.6 直任 施服及び国ミュニケーション (・) 5.6 直任 施服なび (・) 5.6 で、 (・) 6 で、 (・			
 c) 黄龍の利用可能性 d) 責任をび権限の割当工 5.5 寅任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 財任なび権限 理失技法、第4条 表から第5条の3までの組織及び興務について、各級轍を通じて全体に関知し、保安活動に関係する要員が自分の職務の範囲において、その保安活動の内容について金統を持つて業務を遂行するとしてする。また、保安活動と同様の範囲において、その保安活動の内容について責任を持って業務を遂行するとしてもある。 5.2 智恵性者 (1) 理事及は、監査プロセスにおいては終廷監査の職、本部(監査プロセスを強く)においては安全・確定キュリティ総括選長、大洗研究所においては大洗研究所においては大洗研究所においては大洗研究所においては大洗研究所においては大洗研究所においては大洗研究所においては大洗研究所においては大洗研究所においては大洗研究所においては大洗研究所においては大洗研究所においては大洗研究所においては大洗研究所においては大洗研究所においては大洗研究が出場できた。また。また、中央ではおいた。また、それぞれの研究において、近り、管理者に関する。。 a) 虚印マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。。 d) 直接でネジメントシステムに変更がプロセスの確立の要性の有無について、理事を託しまする。。 d) 直接を持ても、、のののでは、大機持であることにより、原子力の安全を企業があったかの認識を適めることを確実にする。。 d) 国体法令を遵守する。 d) 国体法令を遵守する。 d) 国体法令を遵守する。 d) 国体法令を遵守する。 e) 成果全合と表示の実施状況について評価する。 d) 虚なな全义化を育成と、維持する限制を受達する。 e) 成果全合と表示の実施状況について評価する。 d) 成果全合と表示の実施状況について評価する。 d) 虚なな全义化を育成と、維持する限制を受達する。 e) 関係法令を登りする。 e) 関係法令を登りする。 e) 関係法令を受えて必要のが出版的において、原子力の安全のためのリーグ・シッでを保証しまいて、原子力の安全のためのリーグ・シッでを保証の範囲において、原子力の安全のためのリーグ・シッでを保証の確認に表述する。 			_
(1) 責任及び施股の割当て (2) 責任、施股及びコミュニケーション (3) 1 責任を必能 (3) 事をから第5条のう第5条のうまでの組織及び順務について、各組織を適じて (4) 会に割別し、保安活動に限金主要自が野郊することを確実にする。 また、保安活動に保金業務のプロセスに関する手順となる文書 4.2 1 項参則 を 定めさせ、関係する要員が自うの場例の報酬において、その保を活動の内容につい て責任を持つて景像を管付するようにする。 (3) 管理責任者には安全・被セキュリティ統括商長、大流研究所においては大弦研究所は当事を管理責任者とする。 (4) 管理責任者は安全・被セキュリティ統括商長、大流研究所においては大弦研究所は当事を管理責任者とする。 (5) 管理責任者とうる。 (6) 管理責任者とうる。 (7) 管理責任者というステムの要なの事件の有無において、大流示責任及び機関をもち。 (8) 自己			
(1) 責任及び権限の割当て (5.5 責任、極限及びコミュニケーション (5.6 1 責任を必権限) 理事及は、第5条から第5条の3までの組織及び順務について、各組織を通じて全体に関型し、保安活動に廃立業者のプロセスに関する手順となる文書 4.2 1 項参照 を		c) 資源の利用可能性	
 5.5 責任、格限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 理事長は、第3条から第5条の3までの組織及び職務について、各組織を通じて全体に関加し、保支援動に関係する要員が開解することを確実にする。また、保安活動に保金業務のプロセスに関する手頭となる文章 4.2 1 項参照)を定めさせ、関係する要目が自らの職務の制度において、その保安活動の内容について責任を持つて業務を遂行するようにする。 5.5.2 管理を理理を主きして。 (1) 到事長は、監査プロセスにおいては終係監査の職、本部(監査プロセスを除く。)においては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗研究所担当四本型責任表して多えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において決に示す責任及び機限をもつ。 (2) 管理責任法は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において決に示す責任及び機限をもつ。 (3) 品質マネジメントンステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 (4) 出事とは制告する。 (5) 通算で本ジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事をに制告する。 (6) 関係法令を遵守するための認識を高めることを確実にする。 (7) 担事長は、5.5.1 項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及が機限を与えることを確実にする。 (8) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 (9) 変更者は、第5・1 項に定める管理者に、所掌する要求事項についての認識を高める。 (1) 規事長は、5.5.1 項に定める管理者に、所掌する要求事項についての認識を高める。 (2) 医療と会立を適めの実施状況について評価する。 (3) 関係法令を文化を育成し、維持する取組を促進する。 (4) 関係法令を文化を育成し、維持する取組を促進する。 (5) 管理者は、施力の実施状況について評価する。 (6) 関係法令を文化を育成し、維持する取組を促進する。 (7) 管理者は、施力の実施を変化を育成し、維持する取組を促進する。 (8) 関係技術を対するの機能において、原子力の安全のためのリーダーシッでを発展し、次に掲げる事項を確実に実施する。 			
 5.5.1 責任及び構製 理事長は、第5条から第5条の3までの組織及び順務について、各組織を通じて全体に関型し、保安活動に係る業務のプロセスに関する平規となる文書(2、1 理参照)を定めて、保安活動に係る業務のプロセスに関する平規となる文書(2、1 理参照)を定めて、関連を設定を表現が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について責任を持って業務を設下するようにする。 5.5.2 管理責任者 (1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを険く、)においては安全・核セキュリティ 無格部長、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を理責任者とする。 (2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域においては大洗研究所と当なるとう。 (3) においては安全・核セキュリティ 無格部長、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を理事を担める。 (4) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わなく、それぞれの領域においては大洗研究を選出している。 (5) 監査マネシメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実に対することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。 (1) 理事長は、5、5、1 理に定める管理者に、所象する業務に関して、次に示す責任政保証を与えることを確実にする。 (3) 関係法令を遵守する。 (4) 理事長は、5、5、1 理に定める管理者に、所象する業務に関して、次に示す責任政を定立する。 (5) 監禁者に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を適める。 (6) 監禁を合い業施大院について評価する。 (7) 理事者は、第4年での実施状況について評価する。 (8) 監禁者に変するの実施状況について評価する。 (9) 管理者は、前項の責任を必嫌の実施状況について評価する。 (1) 関係は金なを全文化を育成し、維持する事項を確実に実施する。 (2) 管理者は、前項の責任を必能の変施状況について関値する。 (3) 管理者は、前項の責任を必能の範囲において、原子力の安全のためのリーグ・シップを発し、次に掲げる事項を確実に実施する。 		<u> </u>	
 5.5.1 責任及び構製 理事長は、第5条から第5条の3までの組織及び順務について、各組織を通じて全体に関型し、保安活動に係る業務のプロセスに関する平規となる文書(2、1 理参照)を定めて、保安活動に係る業務のプロセスに関する平規となる文書(2、1 理参照)を定めて、関連を設定を表現が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について責任を持って業務を設下するようにする。 5.5.2 管理責任者 (1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを険く、)においては安全・核セキュリティ 無格部長、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を理責任者とする。 (2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域においては大洗研究所と当なるとう。 (3) においては安全・核セキュリティ 無格部長、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を理事を担める。 (4) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わなく、それぞれの領域においては大洗研究を選出している。 (5) 監査マネシメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実に対することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。 (1) 理事長は、5、5、1 理に定める管理者に、所象する業務に関して、次に示す責任政保証を与えることを確実にする。 (3) 関係法令を遵守する。 (4) 理事長は、5、5、1 理に定める管理者に、所象する業務に関して、次に示す責任政を定立する。 (5) 監禁者に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を適める。 (6) 監禁を合い業施大院について評価する。 (7) 理事者は、第4年での実施状況について評価する。 (8) 監禁者に変するの実施状況について評価する。 (9) 管理者は、前項の責任を必嫌の実施状況について評価する。 (1) 関係は金なを全文化を育成し、維持する事項を確実に実施する。 (2) 管理者は、前項の責任を必能の変施状況について関値する。 (3) 管理者は、前項の責任を必能の範囲において、原子力の安全のためのリーグ・シップを発し、次に掲げる事項を確実に実施する。 		5.5 妻が、按阳及がつこ。一を上こ。こ。	
理事及は、第5条から第5条の3までの組織及び職務について、各組織を通じて 会体に周知した経済地原地でする更もが理解することを確実にする。 また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書4.2.1 項参照)を 変めさせ、関係する要員の自ちの職務の報酬において、その保安活動の内容について 責任を持って業務を遂行するようにする。 5.5.2 管理責任者 (J) 理事及は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを除 く。) においては安全・株セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗 研究所担当理事を管理責任者とする。 (2) 管理責任者とする。 (3) 管理責任者とする。 (4) 出資でネシメントシステムの表施状況及び改善の必要性の有無について、 理事に報告する。 (5) 出資でネシメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、 理事に報告する。 (6) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の 安全を優生るための認識を高めることを確実にする。 (7) 関係法令を遵守する。 (8) 関係法令を遵守する。 (9) 異称に対する要点、表務に関して、次に示す責任及が保険と与えることを確実にする。 (1) 関係に対する要点の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識 を高める。 (1) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 (2) 医果を含む業務の実施状況について評価する。 (3) 医現となどを確実に対する要点の、表務・原子炉施設に対する要求事項についての認識 を高める。 (4) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 (5) 医果を含む業務の実施状況について評価する。 (6) 医乳を含むでする。 (7) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリー ダーシップを確実し、原子力の安全のためのリー			
会体に関知し、保安活動に限分する要点が理解することを確実にする。 また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書 4.2.1 理参照)を 定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容につい て責任を持って業務を遂行するようにする。 5.5.2 管理責任者 (1) 理多民法、監査プロセスにおいては該括監査の職、本部(監査プロセスを除 く、) においては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗 研究所担当理事を管理責任者とする。 (2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任長び権限をもつ。 。			$e^{i \epsilon t}$
また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書 4.2 1 項参照)を定めさせ、関係する要員が自るの職務の範囲において、その保安活動の内容について責任を持って業務を遂行するようにする。 5.5.2 管理責任者 (1) 理事をは、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く、10 管理責任者とおしては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗研究担当理事を管理責任者とする。 (2) 管理責任者と 5.5 2付まで必必責任と関わりなく、それぞれの領域において太に示す責任及び権限をもつ。 a) 品質マネシメントシステムの責施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。 (1) 組織全体におたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全課するための認識を高めることを確実にする。 (2) 関係法令を遵守する。 (3) 関係法令を遵守する。 (4) 関係法令を遵守する。 (5) 第書をは、5.5.1 項に定める管理者に、所率する業務に関して、次に示す責任及が権限を与えることを確実にする。 (5) 集務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する変のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する変のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する変のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善するを適かる。 (5) 電景を含む業務の実施状況について評価する。 (6) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 (7) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシッで発卵し、大生限行る事項を確実に実施する。			
定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について責任を持って業務を遂行するようにする。 5.5.2 管理責任者 (1) 理季反は、監査プロセスにおいては続任監査の職、本部(監査プロセスを除く。)においては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大法研究所においては大法研究所においては大法研究所においてなた法・資産は基立する。 (2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域においてないに、方式というでは、「大きなの機関をもう。 a) 品質マネジメントンステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b) 品質マネジメントンステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。 c) 組織を体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。 d) 関係法令を遵守する。 5.5.3 管理者 (1) 理事長は、5.5.1 項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 素務に従事する要員の、業務・原子が施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 e) 成果な合む業務の実施状況について評価する。 e) 関係法令を遵守する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発作し、次に関づる事項を確実に実施する。		全体に周知し、保安活動に関係する要員が理解することを確実にする。	· ·
 ご養狂を持って業務を遂行するようにする。 5.5.2 管理責任者 (1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く、したいては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗研究所は当地下水に示す責任及が確限をもつ。 (2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において水に示す責任及が確限をもつ。 (3) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 (4) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。 (5) 出版全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。 (4) 関係法令を遵守する。 5.5.3 管理者 (5) 理事長は、5.5.1 項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 (6) 理事長は、5.5.1 項に定める管理者に、有効性を継続的に改善する。 (7) 理事長は、5.5.1 項に定める管理者に、有効性を継続的に改善する。 (8) 業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 (9) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 (1) 健康な安全化を育成し、維持する取組を促進する。 (2) 健康を含む変含化を育成し、維持する取組を促進する。 (3) 関係法令を遵守する。 (4) 関係法令を遵守する。 (5) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 		また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書 (4.2.1 項参照) を	
大会社 10		定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容につい	
(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く。)においては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗研究所は当理事率管理責任者とする。 (2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。 a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。 c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保しるとめの認識を高めることを確実にする。 d) 関係法令を遵守する。 (1) 理事長は、5.5.1 項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健なな安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。			
(1) 理事長は、監査プロセスにおいては続括監査の職、本部(監査プロセスを除 く」、においては安全・核セキュリティ結括部長、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。 (2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。 a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。 c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。 d) 関係法令を遵守する。 (1) 理事長は、5.5.1 項に定める管理者に、所挙する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーグーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。		->	•
(1) 理事長は、監査プロセスにおいては続括監査の職、本部(監査プロセスを除 く」、においては安全・核セキュリティ結括部長、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。 (2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。 a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。 c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。 d) 関係法令を遵守する。 (1) 理事長は、5.5.1 項に定める管理者に、所挙する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーグーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。		E E 9 签证表行之	
 ✓。)においては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗研究所は当理事を管理責任者とする。 ② 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。 a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。 c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。 d) 関係法令を遵守する。 5.5.3 管理者 (1) 理事長は、5.5.1 項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 全なな全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 		 	
研究所担当理事を管理責任者とする。 (2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。 a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。 c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。 d) 関係法令を遵守する。 (1) 理事長は、5.5.1 項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 全全な文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。			
(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。			
いて次に示す責任及び権限をもつ。		研究所担当理事を管理責任者とする。	- 197
a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。 c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。 d) 関係法令を遵守する。 c) 担事長は、5.5.1項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。		(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域にお	
a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。 c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。 d) 関係法令を遵守する。 5.5.3 管理者 (1) 理事長は、5.5.1 項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。		いて次に示す責任及び権限をもつ。	
にする。			*
b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。 c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全のを確保するための認識を高めることを確実にする。 d) 関係法令を遵守する。 5.5.3 管理者 (1) 理事長は、5.5.1 項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。			
理事長に報告する。 c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。 d) 関係法令を遵守する。 5.5.3 管理者			
(2) <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u> (3) 関係法令を遵守する。 (4) 関係法令を遵守する。 (5.5.3 管理者 (1) 理事長は、5.5.1項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 (a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 (b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 (c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 (d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 (e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。			
安全を確保するための認識を高めることを確実にする。 d) 関係法令を遵守する。 5.5.3 管理者 (1) 理事長は、5.5.1 項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。			
(1) 関係法令を遵守する。			
5.5.3 管理者 (1) 理事長は、5.5.1 項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。		<u>安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u>	
(1) 理事長は、5.5.1 項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。		<u>d</u>) 関係法令を遵守 <u>する。</u>	
(1) 理事長は、5.5.1 項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。			
(1) 理事長は、5.5.1 項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。		5.5.3 管理者	
任及び権限を与えることを確実にする。 a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。			•
a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。			
る。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。			
b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。		7,847	•
を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリー ダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。			
c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリー ダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。			
d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリー ダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。			4 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリー ダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。		c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。	
e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリー ダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。			
(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリー ダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。			* *
ダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。			
		<u>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を</u>	
<u>監視測定する。</u>			
b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組		b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組	•
を積極的に行えるようにする。			
c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に			
<u>の一派」力の文字に係る意志状たの空出次のその行者を、内派する文質に能大き</u> 伝達する。			

変更前(現行)	変更後(補正後)	
	d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員	Uni - 3
	が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。	
	e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。	
	(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべ	
	き改善の機会を捉えるため、年 1 回以上(年度末及び必要に応じて)、自己評	
	価(安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。)を実施する。	
	5.5.4 内部コミュニケーション	•
	理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、	•
	機構に中央安全審査・品質保証委員会を、所長は、大洗研究所に原子炉施設等安全	
	審査委員会及び品質保証推進委員会を置く。また、理事長は、マネジメントレビュ	
	ーを通じて、原子炉施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が	
	行われることを確実にする。	•
		4
	5.6 マネジメントレビュー	
	5. 6. 1 一般	
	3. 0. 1 一版 (1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有	
	(1) 理事技は、前員イイン人ノトン人フムが、力さ就と過男し、女ヨし、がフ有	
	効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づ	
	き、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。	
	(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質	
	方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。	
		•
	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット	•
	3.6.2 マインハンドレビューへのインプット情報として、次の事項を含	
		the second secon
	<u>め報告する。</u>	
	a) 内部監査の結果	
	b) 組織の外部の者からの意見	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	c) 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含	
	<u>む。)</u>	
	d) 事業者検査並びに自主検査等の結果	
	e) 安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況(安全文化について強化	
	e) 女主义化を育成し、維持するための根型の美胞状況(女主文化につV) に独位	
	すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。)	
	<u>f</u>) 関係法令の遵守状況	
	g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (組織の内外で得られた知見	•
	(技術的な進歩により得られたものを含む。)及び不適合その他の事象から得	
	られた教訓を含む。)	
	h) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ	
	i) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更	e to the second of the second
	<u>j) 改善のための提案</u>	
	<u>k) 資源の妥当性</u>	the second second second
	1) 保安活動の改善のために実施した処置(品質方針に影響を与えるおそれのあ	
the sign of the second	る組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(8.5.2項(3)	
	項a)において同じ。)。)の有効性	•
	<u>≺α (((((((((((((((((((</u>	
	5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット	
	(1) 理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決	
	定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。	

表写头 /母母\	亦 正 效(杜工效)	備考
変更前(現行)	変更後(補正後)	順考
	a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善	
	b) 業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善	
	c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な	•
	<u>資源</u>	
	d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	
	e) 関係法令の遵守に関する改善	•
	(2) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4 項参	
	照)。	
	(3) 管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。	
	(0) HITTHE (0) (1) X CAN HATTE	
	6. 資源の運用管理	
	6.1 資源の確保	Marian San San San San San San San San San S
	理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、大洗研究所担当理事、所長	
	及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責	
	任において確保する。	e de la companya de l
	(1) 人的資源(要員の力量)	
	(2) インフラストラクチャ (個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系)	
	(3) 作業環境	
	<u>(4) その他必要な資源</u>	•
	6.2 人的資源	
	6.2.1 一般	
	(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、大洗研	
	究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするため	
en e	に必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。	
	(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判	. ,
	断の根拠として、力量のある者を充てる。	
	(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な	
	力量を明確にすることを確実にする。	
	73 <u>42 C 73 Marie 7 W C C C Maryone 7 W G</u>	
	6.2.2 力量、教育・訓練及び認識	
	(1) 所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要	•
	領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。	
	個を定め、休女福勤の重要後に応じて、次の事項を確実に実施する。 a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。	•
	a) 保女に除る果務に促事する委員に必要な万重を明確にする。 b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。	
	c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。	
	d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識	•
	及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にす	
	3.	•
	e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理	
	する(4.2.4項参照)。	
	(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。	
	(3) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼ	
	す業務のプロセスを明確にし、(1)項の a)から e)までに準じた管理を行う。	
	6.3 インフラストラクチャ	
	所長、部長及び課長は、インフラストラクチャ (個別業務に必要な施設、設備及)	4 - A

- Low M. (- Low)	+=\(\(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\)	Film -La
変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
	びサービスの体系をいう。)を7.1項にて明確にし、これを維持管理する。	
		-
	6.4 作業環境	
	所長、部長及び課長は、保安のために業務に必要な作業環境を 7.1 項にて明確に	* * * .
	<u>し、運営管理する。</u>	*
	なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など	
	作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。	
		A Company of the Comp
	<u>7. 業務の計画及び実施</u>	
	<u>7.1 業務の計画</u>	
	(1) 所長及び部長は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理	N.
	等(保安規定に基づく保安活動)について業務に必要なプロセスの計画又は要	
	領(二次文書)を別表第4のとおり策定する。	
	(2) 部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)に基づ	
	き、個別業務に必要な計画(三次文書:マニュアル、手引、手順等)を作成し	
	て、業務を実施する。	
	(3) 上記(1)項、(2)項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプ	
	口セスの要求事項と整合性(業務の計画を変更する場合を含む。)を確保する。	
	(4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更(プロセス及び組織の変	
	更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	•
	に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度	
	<u>とその内容を明確にする。</u>	
	a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力	
	<u>の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</u>	
	b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項	
	c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の	
	提供の必要性	
	d) 業務・原子炉施設のための事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並	
	びにこれらの合否判定基準	
	e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを	
	実証するために必要な記録(4.2.4項参照)	
	(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。	
	(6) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において原子炉施設の保	
	安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、	
	上記(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。	
	7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス	•
	7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化	
	所長、部長及び課長は、次の事項を7.1項において明確にする。	1 to
	a) 業務・原子炉施設に関連する法令・規制要求事項	
	b) 明示されてはいないが、業務・原子炉施設に必要な要求事項	
	c) 組織が必要と判断する追加要求事項(安全基準等)	10 mg
	7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー	
	(1) 所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。	
	このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。	
	(2) レビューでは、次の事項について確認する。	

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
	a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。	
	b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合に	4
	は、それについて解決されている。	
	c) 当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。	
	(3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を	
	作成し、管理する(4.2.4項参照)。	
	(4) 所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場	
	合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に	•
	理解されていることを確実にする。	
	<u>住所されていることを催失にする。</u>	
	709 4471 077	
	7.2.3 外部とのコミュニケーション	· ·
	所長、部長及び課長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニ	
	ケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。これには、次	
	の事項を含む。	
	a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	•
	b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	A STATE OF THE STA
	c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	
	d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定に	
	おいて適切に考慮する方法	٠.
	7.3 設計・開発	
	7.3.1 設計・開発の計 <u>画</u>	
	(1) 工事等を担当する部長又は課長は、原子炉施設の設計・開発の計画(不適合	
	及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動 (4.1 項(2)項 c) の事	
	項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。)を策定し、管理する。	
	この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重	
	要な手順書等に関する設計・開発を含む。	
	(2) 担当部長又は課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。	
	a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度	
	b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管	
	理体制	
	c) 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限	
	d) 設計開発に必要な内部及び外部の資源	
	(3) 担当部長又は課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な	
	割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者(他部署を含む。)	
	間のインタフェースを運営管理する。	
	(4) 担当部長又は課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変	
	<u>更する。</u>	
	<u>7.3.2 設計・開発へのインプット</u>	
	(1) 工事等を担当する部長又は課長は、原子炉施設の要求事項に関連するインプ	
	ットを明確にし、記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。インプットには次	
	の事項を含める。	•
	a) 機能及び性能に関する要求事項	
	b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報	
	c) 適用される法令・規制要求事項	
	d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項	
1	u) RCH PUPLIC T 377/8 C 2710 2	

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
XXII4 (2013)	(2) 担当部長又は課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビュー	
	し承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反するこ	
	とがないようにする。	
	7.3.3 設計・開発からのアウトプット	
	(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプット(機器等	
	の仕様等)は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形	•
	式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。	
	(2) 担当部長又は課長は、設計・開発のアウトプット(機器等の仕様等)は、次	
	の状態とする。	
	a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。	
	b) 調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。	
	c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。	
	d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。	•
	<u> </u>	
	7.3.4 設計・開発のレビュー	
	(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の適切な段階において、次の	
	事項を目的として、計画されたとおり(7.3.1項参照)に体系的なレビューを行う。	•
	a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。	
	a) 設計・開光の結末が、安水事項を何だしるがこうがを計画する。 b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。	7
	<u>D </u>	
	連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。	
	(3) 担当部長又は課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置が	
	あればその記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。	•
	7 0 5 30.31 80.7% 0.10.37	
	7.3.5 設計・開発の検証	***
	(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・	
	開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実	
	にするために、計画されたとおり (7.3.1 項参照) に検証を実施する。	
	(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。	•
	(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があれ	•
	ばその記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。	
	and a second state of the	
	7.3.6 設計・開発の妥当性確認	tara da
	(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の結果として得られる原子炉	•
	施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に	
	係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1項参	
	照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該原子炉施設の	
	設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該原子炉施設	•
	の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。	
	(2) 担当部長又は課長は、実行可能な場合はいつでも、原子炉施設を使用又は個	
	別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。	
	(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置	
	があればその記録を作成し、管理する (4.2.4 項参照) <u>。</u>	
	7.3.7 設計・開発の変更管理	
	(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内	

変更前 (現行)	変更後(補正後)	
及又 NJ (元11)	容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。	
	(2) 担当部長又は課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切	
	に行い、その変更を実施する前に承認する。	
	に行い、てい変更を美施りる則に承認りる。	
	(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、	
	当該原子炉施設を構成する要素(材料又は部品)及び関連する原子炉施設に及	•
	ぼす影響の評価を行う。_	· .
	(4) 担当部長又は課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及	
	び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。	
	O A A TAKELEN WITH COMPANY CITING CO	
	7.4 調達	
	1.4 问度	
	所長は、調達する製品又は役務(以下「調達製品等」という。)の調達を適切に	
	実施するため、「大洗研究所調達管理要領」(契約部長が所掌する事項を除く。)	
	を定め、次の事項を管理する。	
	また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する	
	業務を実施する。	
	KW CZM Z G	
	7 / 1 鋼送プロセフ	
	7.4.1 調達プロセス	
	(1) 部長及び課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確	
	実にする。	
	(2) 部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対す	
	る管理の方式と程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部へ	1 1 1
	の業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。) を定	
	める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情	
	報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認でき	
		* .
	るよう管理の方法及び程度を含める。	
	(3) 部長及び課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判	
	断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価す	
	る。	
	(4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、「大洗研究所調達管	
	理要領」及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。	
	(5) 部長及び課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。	• -
	(6) 所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安	
	<u>に係る技術情報を調達先から取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置</u>	
	者と共有する場合に必要な処置に関する方法を「大洗研究所調達管理要領」に	the second second
	定める。	
	7 / 9 翘凑两 北東頂	
	7.4.2 調達要求事項	•
	(1) 部長及び課長は、調達製品等に関する要求事項を引合仕様書にて明確にし、	
	必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。	
	a) 製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項	
	b) 要員の力量 (適格性を含む。) 確認に関する要求事項	
	c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項	
	d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項	
	e) 安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項	
	f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	
	g) その他調達物品等に関し必要な要求事項	

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
	(2) 部長及び課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場	
	等において使用前事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の	
	職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	
	(3) 部長及び課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定し	
	た調達要求事項が妥当であることを確実にする。	
	(4) 部長及び課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対	
	し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	
		, *
	7.4.3 調達製品等の検証	•
	(1) 部長及び課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていること	
	を確実にするために、必要な検査又はその他の活動を引合仕様書に定めて、検	
	証を実施する。	
	(2) 部長及び課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証	
	の要領及び調達製品等のリリース(出荷許可)の方法を調達要求事項(7.4.2項	
	参照)の中で明確にする。	
	<u>多無/ 07 17 と対理に 9 る。</u>	
	7.5 業務の実施	
	所長、部長及び課長は、業務の計画 (7.1 項参照) に従って、次の事項を実施す	
		•
	<u> 3.</u>	
	· 7.5.1 個別業務の管理	
	1.5.1 個別表例の旨生 所長、部長及び課長は、原子炉施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等 	
	<u>が長、部長及の課長は、原丁炉施設の建築管理、施設管理、核燃料物質の管理等</u> の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。	•
	<u>の休安福動に りいて、個別果務の計画に促って果務で旨程された状態で来越する。</u> 管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。	•
	a) 原子炉施設の保安のために、次の事項を含む必要な情報が利用できる。	
	・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	
		•
	b) 必要な時に、作業手順が利用できる。	
	c) 適切な設備を使用している。	
	d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。	
	e) 監視及び測定が実施されている(8.2.3項参照)。	
	f) 業務のリリース(次工程への引渡し)が規定どおりに実施されている。	
		•
	7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認	
	(1) 部長及び課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ	
	以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当する	
	プロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてから	
	でしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。	
	(2) 部長及び課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結	
	果を出せることを実証する。	
	(3) 部長及び課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管	
	理する(4.2.4 項参照)。	
	(4) 部長及び課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するもの	
	<u>を含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。</u>	
	<u>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</u>	
	b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法	
	c) 妥当性確認の方法 (所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。)	

ムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
	するのに先立って実施する。	
	8. 評価及び改善	
	8.1 一般	
	(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び	
	課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセ	
	スを8.2項から8.5項に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、	
	関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロ	
	<u>セスを含む。</u>	•
	a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。	
	b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。	
	c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	
	(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。	
	8.2 監視及び測定	
	8.2.1 組織の外部の者の意見	
	(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び	
	課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、	
	原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受	
	けとめているかについての情報を外部コミュニケーション(7.2.3項参照)によ	
	り入手し、監視する。	
	(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反	
	映する。	
		•
	8. 2. 2 内部監査	
	(1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを	•
	確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、	
	統括監査の職に内部監査を実施させる。	
	a) 本品質マネジメント計画の要求事項	
	b) 実効性のある実施及び実効性の維持	•
	(2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。	
	(3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の	
	領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考	
	慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定	
	し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の	
	職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。	
	(4) 統括監査の職は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選	
	定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。	•
	(5) 統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に	
	関する内部監査をさせない。	
	(6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記	
	録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原	•
	子力安全監査実施要領」に定める。	
	(7) 統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定さ	
	れた領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	
	(8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項におい	
	て不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を	

変更前(現行)	変更後(補正後)	
	遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の	
	<u>職に報告する。</u>	
	8.2.3 プロセスの監視及び測定	
	(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、	
	<u>部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</u>	
	この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化	
	すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項	
	<u>を含める。</u>	
	<u>a) 監視及び測定の時期</u>	
	b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法	
	(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	
	(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを	
	実証するものとする。	
	(4) 所長、センター長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状況につい	
	て情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行	
	<u>5.</u>	
	(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、	
	当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。	
	8.2.4 検査及び試験	
	所長又は自主検査及び試験を行う部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事	
	項を管理する。	
	(1) 部長及び課長は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するた	
	めに、個別業務の計画 (7.1項参照) に従って、適切な段階で事業者検査又は自主	
	検査等を実施する。	
	(2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる事業者検査又は自主検査	
	等の結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。	
	(3) 記録には、リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人を明記する。	
	(4) 個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器	
	等や原子炉施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。	
	(5) 原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、事業者検査の中立性及	
	び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。	
	また、自主検査及び試験を行う部長及び課長は、自主検査等の検査及び試験要	
	員の独立性について、これを準用する。	
	8.3 不適合管理	7 . *
	安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に	
	関する管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに	
	関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、	
	大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、	
	次の事項を管理する。	•
	(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び	
	課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運	
	用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。	
	(2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター	

変更前(現行)	変更前 (現行) 変更後 (補正後)	
发史削 (現行)	202400 1111 207	
	長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。	4.70%
	a) 不適合を除去するための処置を行う。	
	b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影	
	響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によ	
	って、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式	
	に許可する。	
	c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。	
	d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不	
		(x,y) = (x,y) + (y,y) + (y,y
	適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証す	
	るための検証を行う。	
	(4) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び	· ·
	課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置	
	の記録を作成し、管理する (4.2.4 項参照)。	
	(5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合	
	をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定め	
	る不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。	
	(6) 安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関す	
	る情報をホームページに公開する。	-
	8.4 データの分析及び評価	
	(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター	
	長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証す	
	るため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を	•
	評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析す	
	<u>る。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適</u>	
	合管理等の情報源からのデータを含める。	
	(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改	
	善のための情報を得る。	
	a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見	e de la companya de
	(8. 2. 1 項参照)	·
	b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性 (8.2.3 項及び 8.2.4 項参照)	
	D) 来榜·原丁炉肥政区对外 G 安水事項、U 圆百任 (0. 2. 3 块及 U 6. 2. 4 块 多流)	•
	c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向	
	(8.2.3 項及び 8.2.4 項参照)	
	<u>d) 供給者の能力(7.4 項参照)</u>	
	8.5 改善	
	8.5.1 継続的改善	
	理事長、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、	
	世事以、自任貝は日、久土 (以してユソノイ 税担申以、税担面且少様、 大利申以、 武臣 よいた 臣 効果及び細胞は 口庭土剤 口庭口標 防木灶田 ニートのム	
	所長、センター長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分	
	析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメン	
	トシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。	
	8.5.2 是正処置等	
	安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、不適合等の是正	
	処置の手順(根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。)に関して、	
	本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究	

変更前 (現行)	変更後(補正後)	備考
	所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。	
	(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、統括監査の職、	
	<u>所長、センター長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象(以</u>	
	下「不適合等」という。)の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応	•
	<u>じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</u>	
	(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。	
	a) 不適合等のレビュー及び分析 (情報を収集及び整理すること並びに技術的、	
	人的、組織的側面等を考慮することを含む。)	
	b) 不適合等の原因(関連する要因を含む。)の特定	
	c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化	
	d) 必要な処置の決定及 <u>び実施</u>	
	e) とった是正処置の有効性のレビュー	
	(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。	
	a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更	-
	b) 品質マネジメントシステムの変更	
	(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に	
	及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原	
	子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関し	
	ては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。	
	(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4 項参照)。	
	(6) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び	
	課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、	
	分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。	
	73 01 0 13 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	8.5.3 未然防止処置	
	安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、他の原子炉施設	
	から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部	·
	は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不	:
	適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。	
	(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び	
	課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質の使用	
	等に係る技術情報を含む。)を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、	
	次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。	
	この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも	
	<u>さむ。</u> 含む。	
	a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査	
	b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価	
	c) 必要な処置の決定及び実施	
	d) とった未然防止処置の有効性のレビュー	
	(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4項参	
	照)。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	, <u>/m/ 0 .</u>	
(保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善)		第14条に規定する品質
<u>(保安活動の計画、美穂、評価及の継続的な収置)</u> §15条 第5条の2第1項第6号から第28号までに掲げる者は、保安活動に必要	第 1 5 条 削除	ネジメント計画に含まれ
な計画又は管理の方法を策定する。	NA T ONE HIND	ため削除(以下同じ。)
<u>は計画とは官理の万法を承足する。</u> 第5条の2第1項第6号から第28号までに掲げる者は、前項 <u>の保安活動を実施</u>		
#3 宋の 2 弟 1 現弟 0 号から弟 2 0 号まじに拘りる有は、刑項の休女伯勤で夫心 する		

	,	
変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
3 所長、センター長及び部長は、所掌する保安活動を定期的に評価し、保安活動の	2	
継続的な改善を行う。		
•		
(検査及び試験)		
第16条 理事長は、品質保証計画において検査及び試験、並びに検査及び試験に必	[第16条 <u>削除</u>]	
要な監視機器及び測定機器の管理について定める。		
2 部長は、前項に基づき検査及び試験の管理の方法を策定する。		$(x_1, \dots, x_n) = (x_1, \dots, x_n)$
3 部長は、第1項に基づき検査及び試験に必要な監視機器及び測定機器の管理の方	<u>i</u>	
法を策定する。		
4 課長は、第2項及び第3項の方法に基づき管理を行う。		
A. P. Lawert, L.A.		
_(内部監査)		
第17条 理事長は、品質保証活動が適切に実施されていることを確認するため、統	[第17条 <u>削除</u>]	
括監査の職に毎年度1回以上、内部監査を実施させる。		
2 統括監査の職は、前項の内部監査を実施するときには、内部監査の年度計画を作		
成し、理事長の承認を得る。		•
3 統括監査の職は、前項の年度計画に基づき、内部監査員の選定を含む監査計画を		
策定し、内部監査を実施する。		
4 統括監査の職は、前項の結果を理事長に報告する。		
5 統括監査の職は、第3項の内部監査の結果、明らかとなった不適合について、本		-
部においては安全・核セキュリティ統括部長に、大洗研究所においては大洗研究所		
担当理事に対して不適合の処理及び是正処置の実施を指示する。		
6 安全・核セキュリティ統括部長又は大洗研究所担当理事は、前項の指示に対する		•
不適合の処理及び是正処置を実施し、その結果を統括監査の職に報告する。また、		
予防処置が必要と判断した場合は、その処置を実施する。 7 統括監査の職は、前項の報告を受けた場合は、採られた処置を検証し、その結果		
<u>イ 統括監査の職は、則項の報音を受りた場合は、採られた処直を快証し、その結果</u> を理事長に報告する。		
<u>で任事文に報言する。</u>		
(不適合管理)		
第18条 理事長は、不適合管理に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定	 第1Q冬 削陸	
新10本 <u>建華民は、不適日日在に因じ、加資体証計画に次い日子に掲げる事項でた</u> める。		
<u>(1) 不適合が放置されることを防ぐための管理に関する事項</u>		
(2) 不適合の性質の記録、不適合に対して採られた特別採用を含む処置の記録の維		
持に関する事項		
(3) 不適合に修正を施した場合に、要求事項への適合性を実証するための再検証に		
関する事項		
2 統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、		
所掌する保安活動において不適合を検出した場合は、その不適合に関し、品質保証		
計画に基づき、不適合を除去するために必要な処置を行う。		
3 部長は、前項の不適合のうち、次の各号に該当する不適合の処置を所長及び当該		
処置の対象となる保安活動を所掌するセンター長に報告する。		
(1) 第35条に関する事象が発生した場合		
(2) 保安規定に適合しない事象が発生した場合		•
(3) その他、部長が報告する必要があると判断した場合		
4 所長は、前項の報告を受けた場合は、安全・核セキュリティ統括部長に報告する。		
(是正処置)	_(削る)_	

		<u> </u>	•		*				
変更前(現行)			変更後	(補正後)		<u> </u>		備考	
第18条の2 理事長は、是正処置に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事	<u>項を</u>								
<u>定める。</u>	*								
(1) 不適合の内容確認に関する事項			*.						
(2) 不適合の原因特定に関する事項									
(3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価に関する事項									
(4) 必要な処置の決定及び実施に関する事項				÷			•		
(3) 展工作業に対した活動のしば、 2間は7車項							٠, .		
(6) 是正処置において実施した活動のレビューに関する事項 2 統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長	14				*				
<u> 所掌する保安活動の是正処置に関し、品質保証計画に基づき、検出した不適合</u>									*
発することを防止するために不適合の原因を除去する必要な処置を行う。 3 部長は、前項の是正処置のうち、前条第3項の不適合に関する是正処置を所							•		
び当該処置の対象となる保安活動を所掌するセンター長に報告する。									
4 所長は、前項の報告を受けた場合は、安全・核セキュリティ統括部長に報告で	-a.								4
(予防処置)									
第19条 理事長は、予防処置に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を	定め 第19条 削	<u>除</u>							
<u>る。</u>				•					
<u>(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定に関する事項</u> (2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価に関する事項									
(3) 必要な処置の決定及び実施に関する事項									
(4) 採った処置の結果の記録に関する事項		*	:						
(5) 予防処置において実施した活動のレビューに関する事項									
(6) 他の組織から得られた原子炉施設の運転に係る技術情報について、自らの	施設				*				
の保安の向上にいかすための措置に関する事項		•							
2 安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、所掌する保	安适						•		
動の予防処置に関し、品質保証計画に基づき、起こり得る不適合が発生するこ	<u>とを</u>								
<u>防止するために必要な処置を行う。</u>			-		4.				
3 安全・核セキュリティ統括部長は、第18条第4項の報告及び前条第4項の	報告								
について、品質保証計画に基づき、機構内に必要な予防処置を行う。									
(品質保証計画の継続的な改善)	1 1 60 0 0 0 1011	, <u>^</u>							
第20条 理事長は、品質保証計画に基づく品質保証活動が適切に実施されたこ	<u>とを</u> 第20条 <u>削</u>	<u></u>					.* .		
評価するため、年1回以上、マネジメントレビューを実施する。	£## 1			*				•	
<u>2 管理責任者は、所掌する品質保証活動を確認し、次の各号に掲げる事項を評</u> て、マネジメントレビューにおいて理事長に報告する。	<u> </u>						•		•
(1) 内部監査の結果									
<u>(1) 内部監算の結本</u> (2) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方									
(3) 保安活動の成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果									
(4) 是正処置及び予防処置の状況									
(5) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ									
(6) 品質保証活動に影響を及ぼす可能性のある変更		e e e e e e e e e e e e e e e e e e e							
(7) 品質保証活動の改善のための提案									
3 理事長は、マネジメントレビューの結果に応じて、品質保証活動を適切かつ	有効								
に機能させるために、必要な改善事項を、統括監査の職、管理責任者、安全・								•	
キュリティ統括部長及び大洗研究所担当理事に指示する。			•						
4 理事長は、本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者を通じて前項の指示	に対								

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
する処置状況を確認し、品質保証計画を継続的に改善する。		
(文書及び記録の管理)		•
第21条 <u>安全・核セキュリティ統括部長、所長及び部長は、品質保証計画に基づき、</u>	第21条 <u>削除</u>	
次の事項を定めた文書及び記録の管理の方法を策定する。		
(1) この規定に定める保安活動に必要な文書及び記録に関する事項		•
(2) 文書の作成、制定、レビュー、改定、識別、配付、外部文書及び廃止文書に関		
<u>する事項</u>		
(3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関する事項		
2 第5条の2第1項に掲げる者は、前項に基づき文書及び記録の管理を実施する。		
(品質保証に関する教育)		
第22条 理事長は、管理責任者に別表第4に掲げる教育を実施させる。	第22条 削除	
2 所長は、内部監査員に別表第4に掲げる教育を実施し、教育の有効性を評価する		,
とともに、それらの結果を記録する。		
3 部長又は室長及び課長は、所掌する原子炉施設に関する保安活動を行う者に、別		
表第4に掲げる教育を実施し、教育の有効性を評価するとともに、それらの結果を		• •
記録する。		
<u> </u>		
第4章 保安教育訓練	第4章 保安教育訓練	
(保安教育等)	(保安教育等)	
	第23条 所長は、別表第5に掲げる原子炉施設に関する保安活動に従事する者に対	
する保安教育を実施するため、保安教育基本計画を毎年度作成し、原子炉主任技術	する保安教育を実施するため、保安教育基本計画を毎年度作成し、原子炉主任技術	
者の同意を得る。	者の同意を得る。	
	2 部長は、前項の保安教育基本計画 <u>に基づく</u> 教育を行うため、保安教育の受講対象	品質マネジメントシステ /
行うため、保安教育の受講対象者を記載した保安教育実施計画を作成する。	者を記載した保安教育実施計画を作成する。	の見直しに伴う変更(品質
3 室長及び課長は、前項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施し、その結		
・ 宝皮及い味及は、前気の体炎教育失過計画に基づさ、体気教育を失過し、この紹 果を当該部長に報告する。ただし、別表第5に掲げる教育内容と同等以上と認めら	基づき、保安教育を実施し、その結果を当該部長に報告する。ただし、別表第5に	
れる教育を受けた者等、別表第6に掲げる者については、当該部長の承認を得て、	掲げる教育内容と同等以上と認められる教育を受けた者等、別表第6に掲げる者に	
その受講内容に応じた教育内容を免除することができる。	ついては、当該部長の承認を得て、その受講内容に応じた教育内容を免除すること	
ての文語内谷に心した教育内谷を光味することかできる。	ができる。	
4 当該部長は、前項の承認を行う場合は、履修証明書等を確認する。	4 当該部長は、前項の承認を行う場合は、履修証明書等を確認する。	
自動のでは、前項の外部で行う場合は、複形能の音等で確認する。5 施設管理統括者は、新たに原子炉施設の放射線業務に従事する者に対し、別表第一		
	7に掲げる教育を実施し、この教育を受けた者でなければ原子炉施設の管理区域内	
7に掲げる教育を実施し、この教育を受けた者でなければ原子炉施設の管理区域内 の業務に従事させてはならない。ただし、別表第8に掲げる要件を満足するとして	てに持りる教育を美施し、この教育を支めた者でなりれば原丁が施設の旨生区域内 の業務に従事させてはならない。ただし、別表第8に掲げる要件を満足するとして	
(八筆巻にが) きょうり (はだらだり) だだし、 別文品とに 物りつ 安生を測定するとして)	一切未扮に促争させてはなりない。にたし、別衣弟oに拘りる女件で側走りるこして	
	佐乳等頭な杯本が割りた用人は、火計道口刀は東道についての教会を免除をていけ	
施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除あるいは	施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除あるいは	
施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除あるいは 簡略化することができる。	簡略化することができる。	
施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除あるいは 簡略化することができる。 6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者	簡略化することができる。 6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者	
施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除あるいは 簡略化することができる。 6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者 として選定を受けようとする者に対し、別表第7の2に掲げる教育を実施する。た	簡略化することができる。 6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者 として選定を受けようとする者に対し、別表第7の2に掲げる教育を実施する。た	
施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除あるいは 簡略化することができる。 6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者 として選定を受けようとする者に対し、別表第7の2に掲げる教育を実施する。た だし、別表第8の2に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、	簡略化することができる。 6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者 として選定を受けようとする者に対し、別表第7の2に掲げる教育を実施する。た だし、別表第8の2に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、	
施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除あるいは 簡略化することができる。 6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者 として選定を受けようとする者に対し、別表第7の2に掲げる教育を実施する。た だし、別表第8の2に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、 当該項目又は事項についての教育を免除することができる。	簡略化することができる。 6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者として選定を受けようとする者に対し、別表第7の2に掲げる教育を実施する。ただし、別表第8の2に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除することができる。	
施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除あるいは 簡略化することができる。 6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者 として選定を受けようとする者に対し、別表第7の2に掲げる教育を実施する。た だし、別表第8の2に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、 当該項目又は事項についての教育を免除することができる。 7 当該部長は、第3項に基づく保安教育の実施結果を年1回、所長及び当該施設を	簡略化することができる。 6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者 として選定を受けようとする者に対し、別表第7の2に掲げる教育を実施する。た だし、別表第8の2に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、 当該項目又は事項についての教育を免除することができる。 7 当該部長は、第3項に基づく保安教育の実施結果を年1回、所長及び当該施設を	
施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除あるいは 簡略化することができる。 6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者 として選定を受けようとする者に対し、別表第7の2に掲げる教育を実施する。た だし、別表第8の2に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、 当該項目又は事項についての教育を免除することができる。 7 当該部長は、第3項に基づく保安教育の実施結果を年1回、所長及び当該施設を 所掌するセンター長に報告する。	簡略化することができる。 6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者として選定を受けようとする者に対し、別表第7の2に掲げる教育を実施する。ただし、別表第8の2に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除することができる。 7 当該部長は、第3項に基づく保安教育の実施結果を年1回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。	
施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除あるいは 簡略化することができる。 6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者 として選定を受けようとする者に対し、別表第7の2に掲げる教育を実施する。た だし、別表第8の2に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、 当該項目又は事項についての教育を免除することができる。 7 当該部長は、第3項に基づく保安教育の実施結果を年1回、所長及び当該施設を 所掌するセンター長に報告する。	簡略化することができる。 6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者 として選定を受けようとする者に対し、別表第7の2に掲げる教育を実施する。た だし、別表第8の2に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、 当該項目又は事項についての教育を免除することができる。 7 当該部長は、第3項に基づく保安教育の実施結果を年1回、所長及び当該施設を	記載の適正化

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
(保安訓練)	(保安訓練)	
(休女訓練) 24条 所長は、別表第9(1)に掲げる総合的な訓練を実施する。	第24条 所長は、別表第9(1)に掲げる総合的な訓練を実施する。 <u>なお、総合的な</u> 訓練は、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所原子力事業者防災 業務計画」(以下「原子力事業者防災業務計画」という。)に基づく防災訓練と併	画に基づく防災訓練の実
第9(2)に掲げる保安訓練を実施する。	<u>せて実施することができる。</u> 2 施設管理統括者は、原子炉施設に常時立ち入り保安活動を行う者に対して、別表第9(2)に掲げる保安訓練を実施する。 3 施設管理統括者は、前項の保安訓練の実施結果を年1回、所長及び当該施設を所	
掌するセンター長に報告する。 第2項の訓練は、第1項の総合的な訓練と兼ねることができる。 施設管理統括者は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者につ	掌するセンター長に報告する。 4 第2項の訓練は、第1項の総合的な訓練と兼ねることができる。 5 施設管理統括者は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者につ	
	毎年度1回以上、訓練を実施する。 6 前項の訓練は、第1項の総合的な訓練と同等の項目については、兼ねることがで	
きる。	きる。	
第5章 非常の場合に <u>採るべき措置</u> 第1節 事前の措置	第5章 非常の場合に <u>講ずべき処置</u> 第1節 事前の措置	記載の適正化
2 5 条 (省略)	第25条 (変更なし)	
第2節 非常事態における活動	第2節 非常事態における活動	
26条~第28条 (省略)	第26条~第28条 (変更なし)	
(非常事態における活動) 29条 現地対策本部は、人命の救助、非常事態の原因除去、拡大防止等に関する 坊護活動を行う。	(非常事態における活動) 第29条 現地対策本部は、人命の救助、 <u>避難、</u> 非常事態の原因除去、拡大防止等 <u>(周</u> 辺監視区域内の見学者等に対する避難指示等を含む。) に関する防護活動を行う。	非常事態における活動で避難活動を追加
30条 (省略)	第30条(変更なし)	
		原子力災害対策特別技
3 1 条 <u>削除</u>	第31条 原子力災害対策特別措置法に定める事象が発生した場合は、この規定によらずに原子力事業者防災業務計画に基づき措置するものとする。	場合の措置を追加
第6章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理	第6章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理	
32条・第33条 (省略)	第32条・第33条 (変更なし)	
第7章 記録及び報告 (記録及び保存)	第7章 記録及び報告 (記録及び保存)	引 卦 の 深 ボ ル
<u>設置、運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号。以下「</u> 試験炉規則 <u>」と いう。)</u> 第6条に基づく別表第10(1)に示す記録及びその他の記録として別表第 10(2)に示すところにより記録し保存する。	録し保存する。 /	
この規定に定める保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する記録は、第21	2 この規定に定める保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する記録は、第14	品質マネジメントシス
	I -28	

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
に定める文書及び記録の管理の方法に基づき記録し保存する。	条「4.2.4 記録の管理」に基づき記録し保存する。	の見直しに伴う記載の適 化
故障等の報告)	(故障等の報告)	
5条 施設管理統括者又は放射線管理部長は、それぞれ所掌する施設について、 験炉規則第16条の14に定める事象が発生した場合には、その旨を所長、当該	試験炉規則第16条の14に定める事象及びこれに準ずる重大な事象が発生した場	
設を所掌するセンター長及び当該原子炉施設の原子炉主任技術者に報告する。	合には、その旨を所長、当該施設を所掌するセンター長及び当該原子炉施設の原子 炉主任技術者に報告する。	に定める事象に準ずる事 を追加
	2 所長は、前項の報告を受けた場合は、その旨を大洗研究所担当理事及び理事長に報告する。	記載の適正化
	3 所長は、前項の報告後、試験炉規則第16条の14に定める事象については、速 やかに報告書を作成し、大洗研究所担当理事の確認を受けたのちに、その旨を理事	
究所担当理事の確認を受けたのちに、その旨を理事長に報告する。	やかに報告書を作成し、大沈研究所担当理事の確認を受りたのちに、その音を理事 長に報告する。	
6条 (省略)	第36条 (変更なし)	
第8章 定期的な評価	第8章 定期的な評価	
定期的な評価の実施に係る措置)	(定期的な評価の実施に係る措置)	
7条 所長は、試験炉規則第14条の2に基づき、次の各号に掲げるところによ 原子炉施設に係る定期的な評価(以下「定期的な評価」という。)を施設管理統	第37条 所長は、試験炉規則第14条の2に基づき、次の各号に掲げるところにより原子炉施設に係る定期的な評価(以下「定期的な評価」という。)を施設管理統	
者に行わせる。) 保安活動に関する評価	括者に行わせる。 (1) 保安活動に関する評価	
イ 運転開始後10年を経過する日までに原子炉施設の保安活動の実施状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。		
ロ 運転開始後10年を経過する日までに原子炉施設の保安活動の最新技術知見	ロ 運転開始後10年を経過する日までに原子炉施設の保安活動の最新技術知見	
の反映状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。)) 高経年化に関する評価	の反映状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。 (2) 高経年化に関する評価	
イ 運転開始後30年を経過する日までに、経年変化に関する技術的評価を行い、 その評価結果に基づき、施設の保全のために実施すべき措置に関する評価後10		
年間の保全計画を策定する。	年間の長期施設管理方針を策定する。	法令改正に伴い長期が
ロ 本号イの評価及び <u>計画</u> について、 10 年を超えない期間ごとに再評価を行う。		官埋力針について規定 下同じ。)
8条~第40条 (省略)	第38条~第40条 (変更なし)	
高経年化に関する評価に伴う <u>保全計画</u> の遵守)	(高経年化に関する評価に伴う <u>長期施設管理方針</u> の遵守) 第41条 施設管理統括者は、第37条第2号の評価結果に基づき、放射線管理部長	
協議のうえ、評価後10年間の <u>保全計画</u> を策定し、当該施設を所掌するセンター	と協議のうえ、評価後10年間の長期施設管理方針を策定し、当該施設を所掌する	
の確認を受けたのちに、所長の承認を得て、 <u>保全計画</u> に従い保全活動を実施する。	全活動を実施する。	
施設管理統括者は、前項の評価後10年間の <u>保全計画</u> について変更が必要となっ 場合は、当該施設を所掌するセンター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得	2 施設管理統括者は、前項の評価後10年間の <u>長期施設管理方針</u> について変更が必要となった場合は、当該施設を所掌するセンター長の確認を受けたのちに、所長の	
保全計画を変更することができる。	承認を得て <u>長期施設管理方針</u> を変更することができる。 3 所長は、第1項及び前項の承認を行う場合は、あらかじめ原子炉主任技術者の同	'
を得る。	意を得る。	
所長は、前項の承認をした場合、 <u>保全計画</u> に基づき保全の措置を行う。	4 所長は、前項の承認をした場合、長期施設管理方針に基づき保全の措置を行う。	

		变更前(現行)					変	更後(補正後)			備考
表第1	原子炉施設の区分(第2	条関係)	•			別表第1	原子炉施設の区分(第2	条関係)			
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄 第64	
区分	本体施設	照射設備	特定施設	放射線管理		区分	本体施設	照射設備	特定施設	放射線管理施設	
1273	T-F-7/BIX	AN AT IIX IIII	117 20 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		屋外管	-/-,	T IT NO.	AN 23 RZ IIII	10,000	屋内管屋外行	
					里/ F					理用放 理用加	11
	•			1 1	^{蛋用} 級 射線管					射線管 射線	11
		1.00								理設備 理設信	· 11
			143		理設備	U == 14-30.	DO NO LES SO.		(4) as we are the		
共用施設	除染施設	_	(1) 電源設備	1,1 1,2-	第2編	共用施設	除染施設		(1) 電源設備	第4編 第2編	** { !
			(2) 空気圧縮設備		別表第				(2) 空気圧縮設備		· []
			(3) 気体廃棄設備		13に				(3) 気体廃棄設備	1 1 .	T
	- 1		(4) JMTRの廃	7	掲げる	11.			(4) JMTRの廃	1 1	
			液輸送管	7に掲 7	放射線]			液輸送管	7に掲 放射網	5 III 5
			(5) 廃液移送容器	げる放し	測定機 📗				(5) 廃液移送容器	げる放 測定権	贱
				射線測	器	1.		·		射線測 器	
				定機器		: [·	定機器	
JMTR	(1) 原子炉本体	(1) キャプセル	(1) 電源系統	第5編	-	JMTR	(1) 原子炉本体	(1) キャプセル	(1) 電源系統	第5編	
	(2) 原子炉冷却系統施設	照射装置	(2) 給排気系統	別表第			(2) 原子炉冷却系統施設	照射装置	(2) 給排気系統	別表第	
	(3) 計測制御系統施設	(2) ヘリウムー	(3) タンクヤード	27及	İ		(3) 計測制御系統施設	(2) ヘリウムー	(3) タンクヤード	27及	
	(4) 核燃料物質取扱い及び	3 出力制御型沸	(4) 二次冷却系統	び別表			(4) 核燃料物質取扱い及び	3 出力制御型沸	(4) 二次冷却系統	び別表	
	貯蔵施設	騰水キャプセル		第28	- 1		貯蔵施設	騰水キャプセル	(5) 空気系統	第28	
	(5) 原子炉格納施設	照射装置	(6) UCL系統	に掲げ			(5) 原子炉格納施設	照射装置	(6) UCL系統	に掲げ	
	(6) 放射性廃棄物施設	(3) インパイル					(6) 放射性廃棄物施設	(3) インパイル	(7) 純水補給系統		
	(7) 第5編別表第26に掲	ループのSF-1		線測定			(7) 放射線測定機器		(8) N ₂ ガス系統	1	第5編第36条の見直し
		照射装置	(9) その他本体施	1			(1) MANIMONIAL DATE	照射装置	(9) その他本体施	1	伴う記載の適正化
	<u>げる</u> 放射線測定機器 (8) その他通信設備等	照列表値 (4) 水力ラビッ	設及び照射設備	198 60	. [1 1	(8) その他通信設備等	(4) 水力ラビッ	設及び照射設備	128-1117	
	(8) ての他週信政備寺		1			 	(6) 飞沙旭超语成哺马	ト照射装置	以外の設備		
	(1) FF = 1-11	ト照射装置	以外の設備	Mrs o VE	• •	II O O D	(I) E7E++	下照例表理	(1) 電気施設	第6編	
HTTR	(1) 原子炉本体		(1) 電気施設	第6編		HTTR	(1) 原子炉本体		1 ' '		
	(2) 原子炉冷却系統施設		(2) 換気空調設備	1	·		(2) 原子炉冷却系統施設	- 4	(2) 換気空調設備		
	(3) 計測制御系統施設		(3) 補機冷却水設			-	(3) 計測制御系統施設		(3) 補機冷却水設	1 " [
	(4) 核燃料物質取扱及び貯		備	び別表			(4) 核燃料物質取扱及び貯		備	び別表	
	蔵施設		(4) 一般冷却水設	1		'	蔵施設		(4) 一般冷却水設	1	
	(5) 原子炉格納施設		備	に掲げ			(5) 原子炉格納施設		備	に掲げ	
	(6) 放射性廃棄物の廃棄施		(5) 圧縮空気設備				(6) 放射性廃棄物の廃棄施		(5) 圧縮空気設備		11:
1	設		(6) 窒素供給設備		.	-	設		(6) 窒素供給設備	1	
	(7) 第6編別表第16に掲		(7) 建家・構築物	機器		'	(7) 放射線測定機器		(7) 建家・構築物	1 .	第6編第35条の見直し
			(8) その他の設備	1		I I.	,		(8) その他の設備		伴う記載の適正化

変	更前	(現	(行)													変	更後	(補	正後)								備考	•	
別表第3の2 組織と品質保証活動及				との	関連	(第	5条	の2	関係	.)		(削る)							*		· ·									/ステ.
品質保証活動及び保安活動	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物の管理			内部監査	不適合管理並びに是正及び予防	マネジメントレビュー														·	の見 ジメン び品質	直した シトママネ 手体系	より ステ ジメ	、品 ム体 ント	質マス・シるこ
組織										処置																				
理事長	0	<u> </u>	1	-	 	_	_	_	C		0				- •															
統括監査の職	ŏ		=	=		=.		=	Ö	Ō	ŏ														1					
(監査プロセスの管理責任者)	0	=	1=		=	\equiv	=	\equiv	=	=	<u>O</u>																			
安全・核セキュリティ統括部長	0		ΙΞ.	\equiv			\equiv	\equiv		0																				
(本部(監査プロセスを除く。)の	00	=				=	=	\equiv	\equiv		<u>O</u>					_									Ì					
管理責任者)_																														
大洗研究所の管理責任者	0	_	<u> =</u>					_	=		Q				-			2 -												
<u>所長</u>	0	=	=	$\perp =$	=	_	<u>Q</u>	_		의	=																			
高温ガス炉研究開発センター長	0		1=	ļ=			0	=	_	0		. :																		
環境技術開発センター長	Ö	ļ=	=	1=	=	=	으	=		0	=																			
保安管理部長	00	=	↓ =_	↓ =	↓=	=	으	=	1	0	=																			
安全対策課長	9	=	=	<u> </u> =	=	=	0	=:	_	=	_		÷									``								
施設安全課長	0	=	=	ļ=	=		00	=			=	* . * . *																		
危機管理課長	0	=	 =	 =	 = -	=	0				=	**													1					
<u>核物質管理課長</u> 放射線管理部長		=	=	╂═		0	0	0		0	=	. 9													-					
環境監視線量計測課長	0	=	 -	$\vdash =$	 5	$\frac{3}{6}$	8	ŏ	_	$\frac{\vee}{-}$	_			•			,													
放射線管理第2課長	0	+=	1=	=	l o	Ö	ŏ	ö	_		=																			
材料試験炉部長	ŏ	0	0	10	Ħ	ŏ		ŏ	_	0	\equiv																			
計画管理課長	Ö	_	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	_	Ö	<u>~</u>		<u> </u>	=																			
技術課長	ŏ	0	 _	1=	0	_	ŏ		_		_																			
原子炉課長	Ŏ		0		Ō	0		0	=	\equiv	=	· .																		
照射課長	0		0	ΙΞ	Ō	0	0	0																						
廃止措置準備室長	<u>O</u> -	Ξ	\equiv				0		_						٠,										1					
高温工学試験研究炉部長	0	0	0	0	0	0		0	_	0	_]																			
HTTR計画課長	0	0	=		<u> = </u>	_	0	=	=		_																			
HTTR技術課長	0	0	1=	Ō	10	Ō	으	<u>Ö</u>	_		_	ļ .											*							
HTTR運転管理課長	0	0	10	10	18	0	일	읮	_		_																			
環境保全部長	<u> </u>	ΙÖ	10	10	은	으		의	=	Q	=																			
廃棄物管理課長	<u> </u>	0	0	10	10	<u>O</u>	0	\bigcirc	=																					

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
別表第4 品質保証に関する教育 (第22条、第23条関係)		品質マネジメントシステム
対象者 原子炉施設に関す 管理責任者 内部監査員 頻度		の見直しに伴い削除(品質
る保安活動を行う		マネジメントに関する教育
項目		は、変更後の別表第5に納
<u> 品質保証計画書 0.5時間以上*1 − 0.5時間以上*2 策定及び改定の都度*3</u>		合)
品質保証活動に必要 0.5時間以上*1 0.5時間以上*2 策定及び改定の都度*3		
な文書及び記録の書		
<u>品質保証に関する知</u> <u>1日以上*⁴</u> <u>一</u> <u>就任時*⁵</u>		
<u>談</u>		
<u>内部監査の実施方法 — 1日以上*4 1日以上*4 就任時又は指名時*5</u>		
*1 内部監査員として教育を受けた場合は、免除する。		
*2 原子炉施設に関する保安活動を行う者として教育を受けた場合は、免除する。		
*3 部分改定の場合は、本表に規定する教育時間にかかわらず、回覧等による周知に代えるこ		
<u>とができる。</u>		
*4 就任又は指名前に内部監査員として相当以上の教育を受けた場合は、免除する。		
* 5 就任又は指名時に教育ができない場合は、速やかに実施する。		
*6 原子炉施設に関する保安活動を行う者の対象者は、職員等(外来研究員、協力研究員及び		
<u>客員研究員については、常時立ち入る者)及び職員等以外の者(年間契約に基づき常時立ち入</u>		
<u>る作業員)とする。</u>		

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
_(新設)		品質マネジメントシステム の見直しにより、品質マネ
		の見直しにより、品質マネ ジメントシステム文書体系の 追加
	1	
	1	
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	(1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1	
	1	
	CANAL CANA	
	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	
	24 44 44 44 44 44 44 44	

		変更前(現行)							変更後(褚	前正後)						備考
1211:	表第5 原子炉施設に	こ関する保安活動を行	・う老の促生	数字	ぎ (笠り3条	、阻包	<u> </u>		別表第5 原子炉施設(こ関する保安活動を行	こう老の保佑	学教で	ケ (第99名	と関ん	%)		
79		教育内容	放射線業務				·/ 放射網 務従 ³ 以外			教育内容	放射線業務			<u> </u>	放射。務従以外		
			職員等		職員等以外 者		職員 等	員			職員等		職員等以外	り	職員 等	職員	
	保安教育項目		原子炉施 設保守、利用 、放射線管 理系に従 発際に従	記以外の	設の運転、 保守、利用 、放射線管 理に係る	以		等以外の者	保安教育項目		設の運転、 保守、利用 、放射線管 理に係る	以	保守、利用 、放射線管 理に係る	記以		等以外の者	
	及び教育時間数※ 1 四区注会及び保安期	原子力関連の法令概	事する者	0	事する者	0	0	0	及び教育時間数※ 1 関係法令及び保安規	原子力関連の注合概	事する者_	0	事する者	0	0	-	
	定に関すること。※	要に関すること。		_					定 <u>の遵守</u> に関するこ	要に関すること。							記載の適正化
	(1時間以上)	保安規定の保安管理 体制、保安教育、記 録及び報告等に関す ること。	0	0	0	0	0	0		保安規定の保安管理 体制、保安教育、記 録及び報告等に関す ること。	0	0		0	0		
		<u>۵</u> د د ه	(新書	<u></u> 党)						品質マネジメントに	<u>©</u>	0	<u>©</u>	0	0	0	変更前の別表第4から品質 マネジメントに関する教育
	生能及び運転に関す	主要な設備の概要及 び運転保守管理に関 すること。	0	0	0	0	0	0	原子炉施設の構造、 性能及び運転に関す ること。 (2.5時間以上)	<u>関すること。</u> 主要な設備の概要及 び運転保守管理に関 すること。	©	0	0	0	0	0	を移動
	放射線管理に関する こと。 ※ 2 (2時間以上)	管理区域等の区分及 び入退域管理に関す ること。 管理区域内の遵守事 項に関すること。	0	0	0	0	×	×	放射線管理に関する こと。 ※ 2	管理区域等の区分及 び入退域管理に関す ること。 管理区域内の遵守事 項に関すること。	0	0	©	0	×	×	
12		放射線等の測定、監視及び防護に関すること。	0	0	0	0		-		放射線等の測定、監視及び防護に関すること。	0	0	0	0			
	料物質によって汚染	核燃料物質等の種類 及び性状、並びに臨 界管理等に関するこ と。	. O.	0	0	0	×	×	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染 された物の取扱いに 関すること。※2	及び性状、並びに臨	0	0	0	0	×	×	
	(1.5時間以上)		0	0	0	0				核燃料物質の使用、 運搬、貯蔵、廃棄の 方法等に関すること	0	0	0	0		-	
	き措置に関するこ	。 非常の場合に <u>採るべき措置</u> に関するこ と。	0	0	0	0	0	0	非常の場合に <u>講ずべき処置</u> に関すること。※2 (0.5時間以上)	<u>き処置</u> に関するこ と。		· (i)	0	0	0	0	記載の適正化
	・すべての対象項目に	こついて毎年度実施す	る。 凡例	: 🔘	: 全員対象	(2) 分以	(上)	・すべての対象項目	こついて毎年度実施す	る。凡例	: ©	:全員対象	(2	0 分以	人上)	

変更前 (現行) 変更後 (補正後) 備考 ○・業務に関連する者が対 原子炉施設に係る関係法令及び保安規定に関 ○:業務に関連する者が対 ・原子炉施設に係る関係法令及び保安規定に関 する教育は、改正時においても実施する。 象(業務に応じ省略する する教育は、改正時においても実施する。 象(業務に応じ省略する なお改正時の教育時間は内容に応じるものと ことができる。) なお改正時の教育時間は内容に応じるものと ことができる。) する。 する。 ×:対象外 ×:対象外 ・職員等以外の者とは、年間契約に基づき常時 ※1:対象とする教育内容を ・職員等以外の者とは、年間契約に基づき常時 ※1:対象とする教育内容を 立ち入る作業員をいう。 全て実施した場合の時間 立ち入る作業員をいう。 全て実施した場合の時間 ・外来研究員、協力研究員及び客員研究員は、 ・外来研究員、協力研究員及び客員研究員は、 ※2・放射線業務従事者の指 常時立ち入る者とする。 ※2:放射線業務従事者の指 常時立ち入る者とする。 定教育と兼ねることがで 定教育と兼ねることがで きる項目 きる項目 別表第6 (省略) 別表第6 (変更なし) 別表第7 放射線業務従事者指定教育(第23条関係) 別表第7 放射線業務従事者指定教育(第23条関係) 生施すべき場合 項目 実施すべき場合 項目 時間数 時間数 30分間以上 その者を放射線 1. 放射線の人体に与える影響 30分間以上 その者を放射線 1. 放射線の人体に与える影響 2 設備、機器及び核燃料物質等の安全取扱い 4時間以上 業務従事者に指 2. 設備、機器及び核燃料物質等の安全取扱い 4時間以上 業務従事者に指 1時間以上 定しようとする 3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に 1時間以上 定しようとする 3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に 30分間以上 とき 関する法律及び関係法令 30分間以上 とき 関する法律及び関係法令 4. 原子炉施設保安規定(非常の場合に講ずべき 4. 原子炉施設保安規定(非常の場合に採るべき 記載の適正化 処置を含む。) 措置を含む) 別表第7の2~別表第8の2 (省略) |別表第7の2~別表第8の2 (変更なし) 別表第9 保安訓練(第24条関係) 別表第9 保安訓練(第24条関係) (1) 総合的な訓練 (1) 総合的な訓練 実施頻度 実施頻度 項目 記載の適正化 非常の場合に採るべき措置についての総合的 年1回以上 |非常の場合に講ずべき処置についての総合 |年1回以上 的な訓練 な訓練 (2) 避難、通報訓練 (2) 避難、通報訓練 項日 項目 実施頻度 実施頻度 1. 避難訓練 年1回以上 1 避難訓練 年1回以上 2. 通報訓練 2. 通報訓練 所長又は施設管理統括者の行う別表第9(1)及び別表第9(2)に掲げる保 所長又は施設管理統括者の行う別表第9(1)及び別表第9(2)に掲げる保 安訓練の対象者は、保安活動に常時従事する職員等及び職員等以外の者(年間契 安訓練の対象者は、保安活動に常時従事する職員等及び職員等以外の者(年間契 約に基づき常時立ち入る作業員に限る。)とする。 約に基づき常時立ち入る作業員に限る。)とする。 (3) 緊急作業に係る訓練 (3) 緊急作業に係る訓練 時間数 * 1 実施頻度 分類 項目 時間数 * 1 実施頻度 分類 項目 緊急作業に 1. 緊急作業の方法 緊急作業に 1. 緊急作業の方法 3時間以上 年1回以 3時間以上 年1回以 ついての訓 2.緊急作業で使用する施設及び設備の取 3時間以上 ついての訓 2. 緊急作業で使用する施設及び設備の取 3 時間以上 |扱い*2 扱い*2 *1:実効線量について100mSvを線量限度とする緊急作業に従事する放射 *1:実効線量について100mSvを線量限度とする緊急作業に従事する放射

線業務従事者の時間数は、この限りではない。

*2:緊急作業で使用する施設及び設備を取り扱う者を対象とする。

線業務従事者の時間数は、この限りではない。

*2:緊急作業で使用する施設及び設備を取り扱う者を対象とする。

	変更前(現行					変更後(補正				備考
	に基づく記録(* * -		戸規則に基づく記録(T	i		
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
1. 原子炉施設の <u>検査</u> 記録					1. 原子炉施設の <u>施設管理</u>	(試験炉				試験炉規則の改正に伴
].			規則第9条第1項に規定		1 .			変更(以下同じ。)
					<u>をいう。以下この表におい</u>	<u>て同じ。)</u>				
					に係る記録		-			
イ 法第28条第1項の規定に。	<u>検査</u> の都度	施設管理者	施設管理統	同一事項に関す	イ 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理者	施設管理統	同一事項に関す	
<u>る</u> 使用前 <u>検査</u> の結果 <u>(注1</u>	<u>)</u>		括者	る次の <u>検査</u> のと	(第2編第38条の2、第	4編第1		括者	る次の <u>確認</u> のと	
				きまでの期間	6条の2、第5編第38条	の2、第			きまでの期間	
		1 .			6編第37条の2)				- 1	
ロ 法第29条第1項の規定に	<u>検査</u> の都度	施設管理者	施設管理統	同一事項に関す	口 試験炉規則第9条第	1 項第4 施設管理の実施	施設管理者	施設管理者	施設管理を実施	· ·
)		括者	る次の検査のと	号の規定による施設管理の	の実施状の都度	又は環境監	又は環境監	した原子炉施設	
				きまでの期間	況及びその担当者の氏名			視線量計測	の解体又は廃棄	1
					(第2編第34条の5、第	4編第1	課長	課長	をした後5年が	
		,			0条の5、第5編第35条				経過するまでの	
					6編第34条の5)				期間	
,										
ハ 試験炉規則第10条の規定	検査の都度	施設管理者	施設管理統	同一事項に関す	ハ 試験炉規則第9条第	1 項第 5 評価の都度	施設管理者	施設管理者	評価を実施した	,
よる施設定期自主検査の結果		70001	括者	る次の検査のと	号の規定による施設管理			又は環境監	原子炉施設の施	
(第1編第16条、第2編第36条	,			きまでの期間	設管理目標及び施設管理			視線量計測	設管理方針、施	
第4編第17条、第5編第39条、				<u>_</u> a comin	の評価の結果及びその評価		課長	課長	設管理目標又は	
第6編第38条)		1.	* .		者の氏名	<u> </u>	I III	· WKJA	施設管理実施計	
N3 0 (MI) N3 0 0 X()		1			(第2編第34条の2、第	3 4 冬の	'		画の改定までの	
					3、第34条の4、第34	7. *			期間	-
		+ 1			第4編第10条の2、第10				241 le1	
	1				第10条の4、第10条の				4	
					第5編第35条の2、第35					·
					第35条の4、第35条の					· .
		1.			編第34条の2、第34条					
					編集34条の2、第34条 34条の4、第34条の6					
				1	3 4条の4、第3 4条の6) :				
0 70740-57.67	·		-	* *	0 194-3749					
2. 運転記録	water to street a	Life CIT Arts were also	Lin 30 Me our de		2. 運転記録	1.) 1 M -d- MT dd- >4 Add)	At an we you be	Librarii Affe yyu -le	1.05.00	
イ 熱出力並びに炉心における中	連転甲連続して	施設官埋者	施設官埋者	10年間	イ 熱出力並びに炉心に	5りる甲 連転甲連続して	施設官埋者	施設官埋省	10年間	
性子束密度及び温度	.				性子束密度及び温度	MX 0. 4			1	
(第5編第5条、第15条、第34	1 1				(第5編第5条、第15条、				' '	
条、第6編第5条、第16条、第3	3				条、第6編第5条、第169	₹、弟3			[
3条)					3条)					
		Lie an Arie and	16-5D Mrs			100 to 10	Leta ≃D, Alex son stre	Life STI, Min von als	1.0 /= 85	
ロ原子炉本体の入口及び出口に	. I	施設管理者	施設管埋者	10年間		び出口に 運転中1時間ご	施設営埋者	施設官埋者	10年間	
おける冷却材の温度、圧力及び	٠ اح			1	おける冷却材の温度、月	ヒ刀及ひ と				
流量					流量	mr. o. 4				
(第5編第5条、第15条、第34					(第5編第5条、第15条、					
条、第6編第5条、第16条、第3	3				条、第6編第5条、第169	条、第3				
3条)			1.		3条)					
				1	l l					
ハ 制御材の位置	運転中1時間ご	施設管理者	施設管理者	1年間	ハ 制御材の位置	運転中1時間ご	施設管理者	施設管理者	1年間	
(第5編第5条、第34条、第6編	副 と	1			第5編第5条、第34条、	第6編 と	1.	7	[· · · · ·	*

	変更前(現行	r)					変更後(補正	後)			備考
第5条、第33条)						第5条、第33条)					
ニ 再結合装置内の温度 (注 <u>2</u>)	運転中1時間ご		_	_		二 再結合装置内の温度 (注 <u>1</u>)	運転中1時間ごと	_	_		 注釈番号の繰上げ(以下同 じ。)
ホ 原子炉(法第43条の3の2 第2項の認可を受けたものを除 く。) に使用している冷却材及	毎日1回	施設管理者	施設管理者	1年間		ホ 原子炉(法第43条の3の2 第2項の認可を受けたものを除 く。) に使用している冷却材及	毎日1回	施設管理者	施設管理者	1年間	
び減速材 (流体の場合に限る。) の純度並びにこれらの毎日の補 給量					e.	び減速材 (流体の場合に限る。) の純度並びにこれらの毎日の補 給量			-		
(第5編第29条、第6編第27条)						(第5編第29条、第6編第27条)					
く。)内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	施設管理者	施設管理者	取出後	10年間	へ 原子炉(障界実験装置を除く。) 内における燃料体の配置		施設管理者	施設管理者	取出後10年間	
(第5編第44条、第6編第8条、 第6編第9条)						(第5編第44条、第6編第8条、 第6編第9条)				1	
ト 原子炉(臨界実験装置に限 る。)内における燃料体、減速 材、反射材及び原子核分裂の連	配置又は配置替えの都度	-	<u> </u>	-		材、反射材及び原子核分裂の連	配置又は配置替えの都度	_	_	_	
鎖反応の反応度を変化させる実 験のために挿入する物質の種類、 数量及び配置(注2)		,				鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置(注1)					
チェ運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検	開始及び停止の 都度	施設管理者	施設管理者	1年間		チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検	開始及び停止の 都度	施設管理者	施設管理者	1年間	
(第5編第30条、第35条、第6編第30条、第34条)	-					(第5編第30条、第35条、第6編第30条、第34条)		·			
リ 運転開始、臨界到達、運転切 替え、緊急しや断及び運転停止 の時刻	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間		リ 運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急しや断及び運転停止 の時刻		施設管理者	施設管理者	1年間	
(第5編第5条、第35条、第55 条、第6編第5条、第34条、第5						(第5編第5条、第35条、第55 条、第6編第5条、第34条、第5	w - 40	Life S.D. Are The size	Lie 30 Me mu de		
3条)	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間		3条)	その都度	施設管埋者	施設管理者	1年間	
ヌ 警報装置から発せられた警報 の内容 (注 <u>4、注5</u>)						ヌ 警報装置から発せられた警報 の内容 (注 <u>3、注4</u>) (第4編第11条、第23条、第5					
(第4編第11条、第23条、第5編第25条、第73条、第6編第2 5条、第69条)						(
ル 運転責任者及び運転員の氏名 並びにこれらの者の交代の時刻 及び交代時の引継事項		施設管理者	施設管理者	1年間		ル 運転責任者及び運転員の氏名 並びにこれらの者の交代の時刻 及び交代時の引継事項	1	施設管理者	施設管理者	1年間	
(第5編第5条、第6編第5条)	-			1	•	(第5編第5条、第6編第5条)	I :	1			

<u> </u>	変更前(現行	<u> </u>					変更後(補正	俊)			_	備考	
	· ·	- '			11								
3. 燃料体の記録						3. 燃料体の記録 (試験炉規則第1					11.	験炉規則の改正	
						6条の5の2第11号の性能維持施			l .		変リ	更(以下同じ。)	i
						設が存在しない場合を除く。)							
イ 燃料体(使用済燃料を除く。)	受渡しの都度	JMTRに	JMTRに	10年間		イ 燃料体(使用済燃料を除く。)	受渡しの都度	1	1	1.0年間			
の種類別の受渡量	. '	おいては原	おいては原			の種類別の受渡量		おいては原	おいては原		11		
(第5編第41条、第6編第41条、		子炉課長	子炉課長			(第5編第41条、第6編第41条、	-	子炉課長	子炉課長		11.		
第43条)		HTTRK	HTTRK	4		第43条)		HTTRK	HTTRE		-		
		おいてはH	おいてはH					おいてはH	おいてはH				
	-	TTR技術	TTR技術					TTR技術	TTR技術	·			
•		課長	課長		-			課長	課長				
ロ 原子炉への燃料体の種類別の	挿入の郵産	IMTRI	JMTRK	取出後10年間		ロ 原子炉への燃料体の種類別の	挿入の都度	IMTRL	IMTRE	取出後10年間		•	
挿入量	14人の部及		おいては技			挿入 量	147(0)400	おいては技		*************************************	' 		
	1.	1						術課長及び	1			•	
(第5編第7条、第44条、第6編			術課長及び	ŀ		(第5編第7条、第44条、第6編		1				,	
第7条、第47条)	-		原子炉課長	1	-	第7条、第47条)		原子炉課長		1.			
			HTTRK					HTTRK	1				
			おいてはH					おいてはH					
	** .		TTR技術					TTR技術					
		課長	課長					課長	課長				
ハ 使用済燃料の種類別の取出量	取出しの都度	JMTRK	JMTRIC	10年間		ハ 使用済燃料の種類別の取出量	取出しの都度	JMTRK	JMTRK	10年間			
(第5編第7条、第44条、第6編			おいては技			(第5編第7条、第44条、第6編		おいては技	おいては技				
第7条、第48条)	-	術課長及び	術課長及び			第7条、第48条)		術課長及び	術課長及び				
	:	1	原子炉課長					原子炉課長	1				
,	i i		HTTRE					HTTRE	HTTRE				
			おいてはH	* -	11	·	*	おいてはH	1				
		1.11	TTR技術					1	TTR技術				
		課長	課長					課長	課長				
		IIX IX	IIX IX										
ニ 取り出した使用済燃料の燃焼	取出しの都度又	JMTRIC	JMTRに	10年間		ニ 取り出した使用済燃料の燃焼				10年間			
度	は毎月1回	おいては技	おいては技			度	は毎月1回	おいては技	おいては技		.		
(第5編第7条、第6編第48条)		術課長	術課長	<u> </u>	11.	(第5編第7条、第6編第48条)		術課長	術課長				
		HTTRE	HTTRE					HTTRK	HTTRE		11		
		おいてはH	おいてはH					おいてはH	おいてはH				
		TTR技術	TTR技術					TTR技術	TTR技術		.	٠.	
		課長	課長				1.	課長	課長				
				_ £ HH		1. He re No Holde - Pro- de la la Str		, ,		- 6c HB			
ホ 使用済燃料の貯蔵施設内にお	l (\ *\	JMTRIZ	5年間		ホ 使用済燃料の貯蔵施設内にお			1	5年間			
	えの都度		おいては原			ける燃料体の配置	えの都度	おいては原	1				
(第5編第42条、第43条、第6		子炉課長	子炉課長			(第5編第42条、第43条、第6	The state of	子炉課長	子炉課長				
編第48条)		1	HTTRK			編第48条)		HTTRK	ł .				
	,		おいてはH					おいてはH			•	•	
			TTR技術						TTR技術				
	•	課長	課長					課長	課長				
へ 使用済燃料の種類別の払出	払出しの都度	1	JMTRK		11.	へ 使用済燃料の種類別の払出	払出しの都度		·		11		

	変更前(現行	j)		•		変更後(補正	後)		· .	備考	
量、その取出しから払出しまで		おいては原	おいては原		量、その取出しから払出しまで	-	おいては原	おいては原			
の期間及びその放射能の量		子炉課長	子炉課長		の期間及びその放射能の量	1	子炉課長	子炉課長		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	. *
(第5編第47条、第6編第50条)		HTTRE	HTTRE		(第5編第47条、第6編第50条)		HTTRE	HTTRE		·	
	1	1	おいてはH			* *	おいてはH	おいてはH	1		
		1	TTR技術			· '		TTR技術		*	
		課長	課長				課長	課長	· ·		
	·.	IIX IX	TIK IX				IIK IX	III IX			
ト 燃料体の形状又は性状に関す	挿入前及び取出	JMTRK	JMTRK	取出後10年間	ト 燃料体の形状又は性状に関す	挿入前及び取出	JMTRK	JMTRK	取出後10年間		
る検査の結果	後	おいては原	おいては原		る検査の結果	後	おいては原	おいては原	N .		
(第5編第41条、第47条、第6		子炉課長	子炉課長	† ·	(第5編第41条、第47条、第6		子炉課長	子炉課長			
編第43条、第47条、第48条)		HTTRE	1		編第43条、第47条、第48条)		HTTRK	HTTRE			
MINISTORY NOT I AN MITORY			おいてはH		May 1 0 Met Ma 1 1 Met Ma 1 0 Mey			おいてはH			
		TTR技術	1						· .		
							課長	課長			
		課長	課長					1 1 1 1			
4. 放射線管理記録			:			1					
イ 原子炉本体、使用済燃料の貯	 毎日運転中1回	放射線管理	放射線管理	10年間	イ 原子炉本体 (法第43条の3	毎日運転中1回	放射線管理	放射線管理	10年間		
蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施	(法第43条の	1	第2課長		の2第2項の認可を受け、試験		I a	第2課長		1	
設等の放射線遮蔽物の側壁等に	3の2第2項の		- M. A.		炉規則第16条の5の2第11	3の2第2項の					* *
おける線量当量率	認可を受けた場				号の性能維持施設に該当する部	認可を受けた場	1				
(第2編第20条)	合においては、				分が存在しない場合を除く。)、	合においては、					
(第2編第20末)	使用済燃料の貯				使用済燃料の貯蔵施設(法第4	使用済燃料の貯					
	使用資燃料の貯		1		3条の3の2第2項の認可を受	蔵施設の記録に				1	
					け、試験炉規則第16条の5の	あっては毎日1					
	あっては毎日1					のつては毎日1				1	
	回、使用済燃料				2第11号の性能維持施設に該				1		
	の貯蔵施設以外		. •		当する部分が存在しない場合を						
	の施設の記録に				除く。)、放射性廃棄物の廃棄	の施設の記録に		1			
	あっては毎週1				施設等の放射線遮蔽物の側壁等	あっては毎週1			.		
	回)				における線量当量率	回)					
		1			(第2編第20条)						
		11 4 1 44 440 777	LL & Lote Arte erro	d o fre DE		1 DBC TELSAM	±L ∆L 6th 8te mm	Le de Lodo Arte mu	1.0 /5 88		
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排		II .		10年間	ロ放射性廃棄物の排気口又は排		1 .		1 0 年间		
	度にあっては毎	第2課長	第2課長		気監視設備及び排水口又は排水	1		第2課長		*	
	日1回、3月間			1	監視設備における放射性物質の	1			1.	, ,	
1日間及び3月間についての平	の平均濃度にあ			1.	1日間及び3月間についての平	の平均濃度にあ		1			
均濃度	っては3月ごと			1 4	均濃度	っては3月ごと					
(第3編第5条、第7条)	に1回				(第3編第5条、第7条)	に1回		·.			
		14. A 1 A 2 Mars	11.61/1 ***	1 0 fr 90	Memory Levis and well deploy a face	6 W 1 E	The fall one fate run	+to the total order tree	1.045.09		
ハ 管理区域における外部放射線	毎週1回	放射線管理		10年間	ハー管理区域における外部放射線	毎週1回		放射線管理	10年間		
に係る1週間の線量当量、空気		第2課長	第2課長		に係る1週間の線量当量、空気		第2課長	第2課長			
中の放射性物質の1週間につい					中の放射性物質の1週間につい						*
ての平均濃度及び放射性物質に					ての平均濃度及び放射性物質に					· .	
よって汚染された物の表面密度					よって汚染された物の表面密度	ļ		[·			
(第2編第20条)					(第2編第20条)						
									,		
ニ 放射線業務従事者の4月1日					ニ 放射線業務従事者の4月1日						
を始期とする1年間の線量、女	セーブは毎年毎	国动物理技	自動物理官	冬笛 5 頂に守め	を始期とする1年間の線量、女	あってけ毎年度	農計測24	量計測調長	条第5項に定め	1	

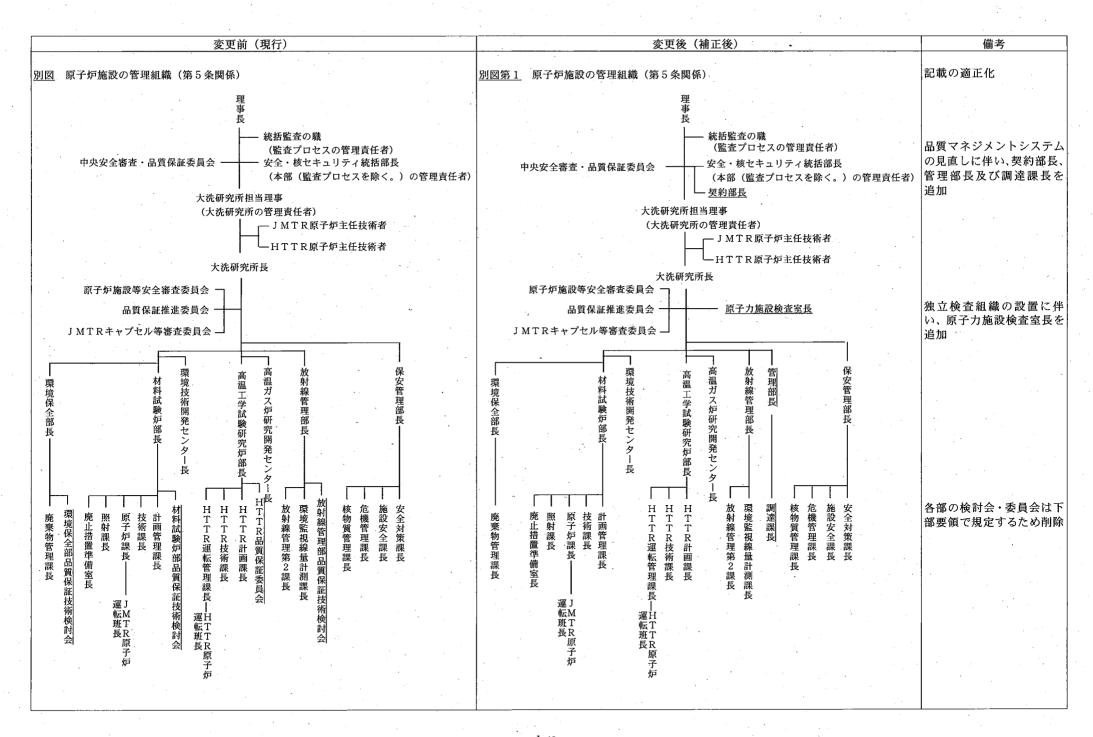
	変更前(現行	r)		*		変更後(補正	後)			備考
子(妊娠不能と診断された者及	1回、3月間の			る期間	子(妊娠不能と診断された者及	1回、3月間の			る期間	
び妊娠の意思のない旨を書面で	線量にあっては				び妊娠の意思のない旨を書面で	線量にあっては				
申し出た者を除く。)の放射線	3月ごとに1回、		ĺ	,	申し出た者を除く。)の放射線	3月ごとに1回、				
業務従事者の4月1日、7月1	1月間の線量に				業務従事者の4月1日、7月1	1月間の線量に		1		
日、10月1日及び1月1日を	あっては1月ご				日、10月1日及び1月1日を	あっては1月ご				
始期とする各3月間の線量並び	とに1回				始期とする各3月間の線量並び	とに1回				
に本人の申し出等により妊娠の					に本人の申し出等により妊娠の			1		
事実を知ることになった女子の					事実を知ることになった女子の					
放射線業務従事者にあっては出					放射線業務従事者にあっては出	*		ļ		
産までの間毎月1日を始期とす					産までの間毎月1日を始期とす					
る1月間の線量					る1月間の線量	1 .			'	
(第2編第28条)				1.	(第2編第28条)					
		,					· .			
ホ 4月1日を始期とする1年間	原子力規制委員	環境監視線	環境監視線	試験炉規則第6	ホ 4月1日を始期とする1年間	原子力規制委員	環境監視線	環境監視線	試験炉規則第6	
の線量が20ミリシーベルトを	会が定める5年	量計測課長	量計測課長	条第5項に定め	の線量が20ミリシーベルトを	会が定める5年	量計測課長	量計測課長	条第5項に定め	
超えた放射線業務従事者の当該	間において毎年			る期間	超えた放射線業務従事者の当該	間において毎年	ļ		る期間	
1年間を含む原子力規制委員会	度1回			•	1年間を含む原子力規制委員会	度1回		1		
が定める5年間の線量	(左欄に掲げる				が定める5年間の線量	(左欄に掲げる				
(第2編第28条)	当該1年間以降				(第2編第28条)	当該1年間以降				
	に限る。)					に限る。)		-		
			.,			-		•		
へ 放射線業務従事者が緊急作業	その都度	環境監視線	環境監視線	試験炉規則第6	へ 放射線業務従事者が緊急作業	その都度		1	試験炉規則第6	
に従事した期間の始期及び終期	,	量計測課長	量計測課長	条第5項に定め	に従事した期間の始期及び終期		量計測課長	量計測課長	条第5項に定め	
並びに放射線業務従事者の当該		1		る期間	並びに放射線業務従事者の当該				る期間	
期間の線量					期間の線量			-	•	
(第2編第24条、第25条、第2	v *				(第2編第24条、第25条、第2		*			
6条)					6条)					
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				arm take to to 100 take		
ト 放射線業務従事者が当該業務				1	ト 放射線業務従事者が当該業務					
	務に就くとき	量計測課長	量計測課長	条第5項に定め	に就く日の属する年度における	務に就くとき	量計測課長	量計測課長	条第5項に定め	
当該日以前の放射線被ばくの経				る期間	当該日以前の放射線被ばくの経				る期間	-
歴及び原子力		1			歴及び原子力					
規制委員会が定める5年間にお					規制委員会が定める5年間にお					
ける当該年度の前年度までの放					ける当該年度の前年度までの放					
射線被ばくの経歴					射線被ばくの経歴				-	
(第2編第10条、第28条)				1 : .	(第2編第10条、第28条)					
モニア投力)(中国要定 / 四フ上がぐ	海伽の物質	++ H4 101 nhm 1515	核燃料物質	1年間	チ 工場又は事業所(原子力船を	運搬の契度	按機影 肠斑	核燃料物質	1 年間	
チ 工場又は事業所(原子力船を	埋骸の郁茂	依然科物質 にあっては		工十川	プーエ場又は事業所(原丁万船で 含む。)の外において運搬した	足取りかり		依然科物員 にあっては	. ± * T= B	
含む。)の外において運搬した 核燃料物質等の種類別の数量、		核燃料管理	1		核燃料物質等の種類別の数量、		核燃料管理			
核燃料物質等の種類別の数量、 その運搬に使用した容器の種類		核	核燃料官理				老	者	* •	
せい連撮に使用した容器の種類 並びにその運搬の日時及び経路		核燃料物質		ľ	並びにその運搬の日時及び経路		核燃料物質			
业のにての連搬の日時及の絵路 (第3編第2条)		依然科物質 に汚染され			(第3編第2条)	.`		に汚染され		
(知る細米ム栄)		たものにあ			(知り硼炉4米/		たものにあ			
		たものにあっては課長	1					っては課長		A CONTRACTOR
		しては珠技	ノしは研技].	ノしは林玟	ノしは林玟		
リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋		_		_	リ 脱棄施設に廃棄し、又は海洋	を 重の 邦 度	_	<u> </u>		
フ 冼米旭畝に冼米し、人は御什	元未の制度	t	I .	1 1	パ末地域に死来し、人は毎日	NO TO THE LOCAL	1 .	l .	1 1	

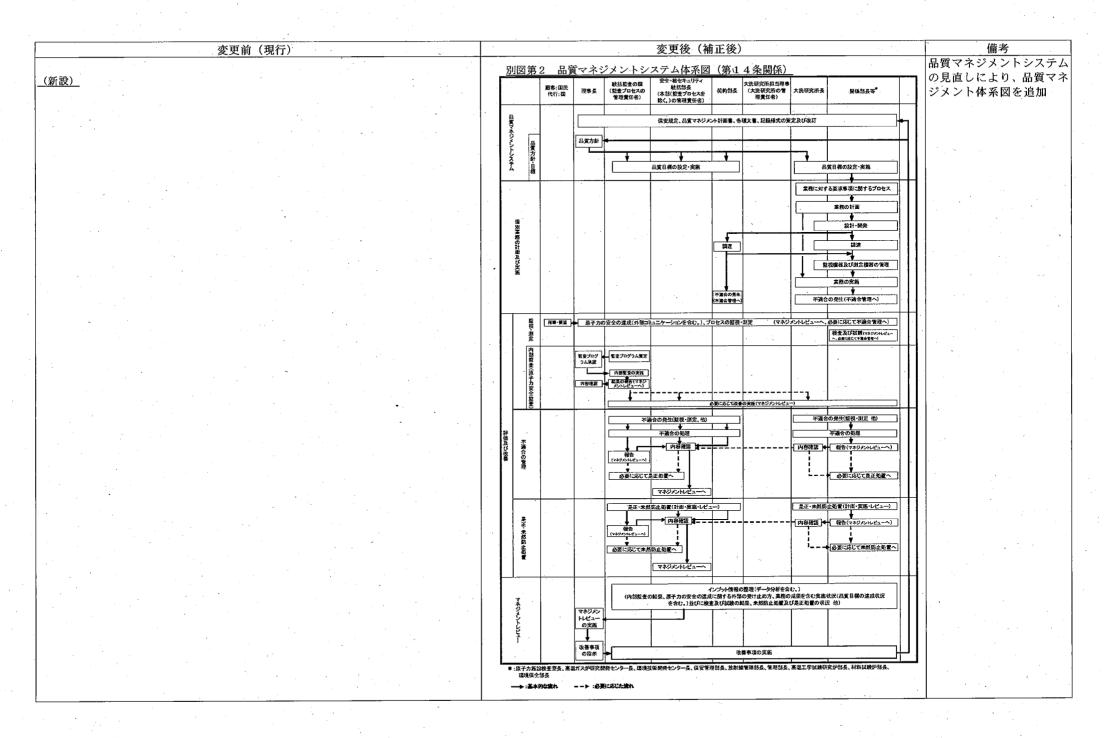
	変更前(現行	r)					変更後(補正	後)		•	備考
に投棄した放射性廃棄物の種						に投棄した放射性廃棄物の種		Ţ			
類、当該放射性廃棄物に含まれ						類、当該放射性廃棄物に含ま	n				
る放射性物質の数量、当該放射						る放射性物質の数量、当該放	Ħ		* 1		1
性廃棄物を容器に封入し、又は						性廃棄物を容器に封入し、又	ま			-	
容器に固型化した場合には当該	·					容器に固型化した場合には当	亥				
容器の数量及び比重並びにその						容器の数量及び比重並びにそ	ה ס				_
廃棄の日時、場所及び方法						廃棄の日時、場所及び方法			'		
(注3)						(注2) .				 注釈番号の繰上げ(以下
(III <u>s</u>)											
ヌ 放射性廃棄物を容器に封入	封入又は固型化	_	_	_	,	ヌ 放射性廃棄物を容器に封入	封入又は固型化		.—	_	0.07
し、又は容器に固型化した場合						し、又は容器に固型化した場					
には、その方法	-5 HPZ					には、その方法					11
(注3)						(注2) · · ·			<u> </u> -	
(IL <u>o</u>)			-			\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	'		-		
ル 放射性物質による汚染が発生	防止及び除土の	旅設管理者	施設管理者	1年間		ル 放射性物質による汚染が発	+ 防止及び除去の	施設管理者	施設管理者	1 年間	· ·
した場所における汚染拡大防止	1 '	ル以日生日	加克以后产生	1 4-141	1	した場所における汚染拡大防	to the second second second	70HX D - I - D	#5#X E 43/ E	- 1 164	
措置及び汚染の除去等の状況並	23. 4⊞					措置及び汚染の除去等の状況	-				
指直及び行来の除去等の状況並 びに担当者の氏名				1		びに担当者の氏名	<u>i.</u>	-			
				ļ		(第2編第21条)					
(第2編第21条)						(第2編第21条)					
- ID -t- 27 fg						(1801.7.)					試験炉規則の改正に伴
5. 保守記錄	L D 4 D ()+M*	LL SILMS THE I	te =n. me nn de	1 / 100		(削る)	_(削る)_	(削る)	(削る)	(削る)	変更(以下同じ。)
イ 原子炉施設の巡視及び点検の		施設官埋者	施設官埋有	1年間			(削る)	(別の)	(制る)	<u>(明る)</u>	
状況並びにその担当者の氏名	<u>43条の3の2</u>								-		
(第4編第12条、第5編第34条、											
<u>第6編第33条)</u>	受けた原子炉及										1
	びその付属施設	1		ľ						İ	
•	内に核燃料物質					·					
	が存在しない場				·						}
	合は毎週1回)									· ·	
				1	-		CMM Ser X	(No.1 34)	()41 -2)	(1801.3-7)	
ロ 原子炉施設の修理の状況及び	修理の都度	施設管理者	施設管理者	<u>1年間</u>		(削る)	_(削る)_	_(削る)_	(削る)	(削る)	
その担当者の氏名										1	
(第1編第16条、第4編第16条、						-					
第17条、第5編第38条、第39											
条、第6編第37条、第38条)				-			-				
6. 原子炉施設における放射線の利		,				5. 原子炉施設における放射線の	削				項番号の繰上げ(以下
用記録		· .				用記録					じ。)
イ 利用目的及び方法並びに利用	利用の都度		JMTRに	1年間		イ 利用目的及び方法並びに利	用 利用の都度		JMTRK	1年間	
した種類及び量		おいては技			•	した種類及び量		おいては技			
(第5編第7条、第9条)		術課長及び	術課長及び			(第5編第7条、第9条)			術課長及び	1	<u> </u>
	-	照射課長	照射課長		•			照射課長	照射課長		· .
ロ 原子炉に挿入された物質の種	利用の都度	JMTRK	JMTRに	1年間		ロ 原子炉に挿入された物質の	鍾 利用の都度	1 .	JMTRK	1年間	•
類及び量		おいては技	おいては技		*	類及び量			おいては技		
(第5編第7条、第9条)		術課長、原				(第5編第7条、第9条)		術課長、原	術課長、原		
	1		子炉課長及	İ		1 1 · · ·	1	子炉課長及	1	1	1.4

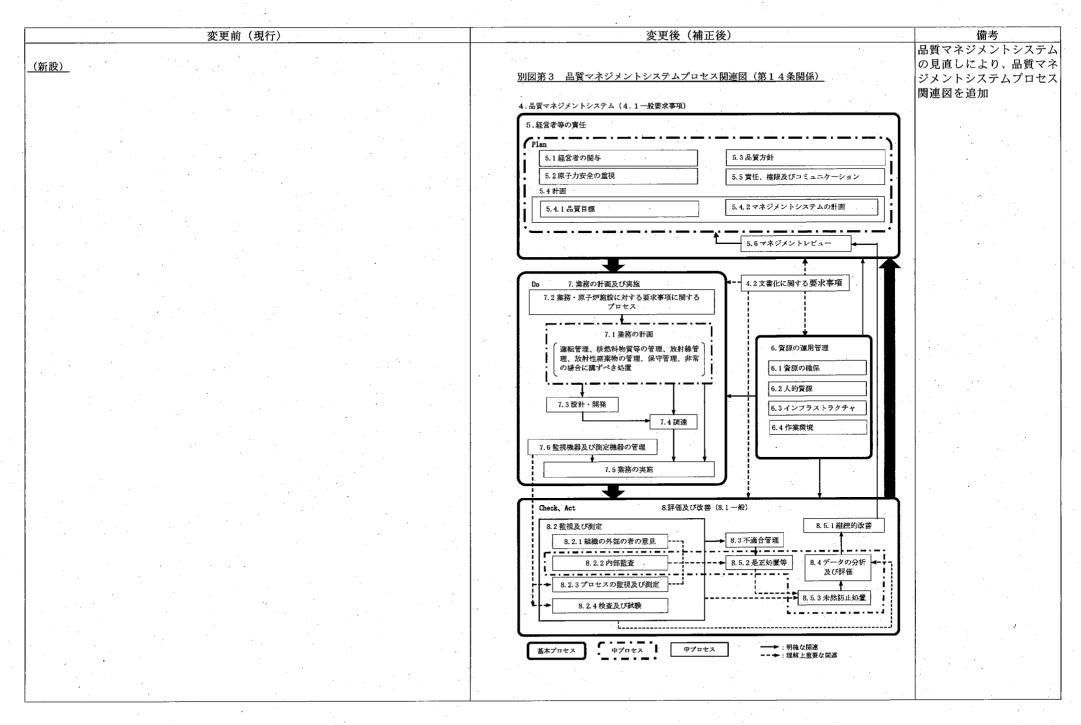
	変更前(現	行)				変更後(補正	後)			備考
		び照射課長	び照射課長				び照射課長	び照射課長		
7. 原子炉施設等の事故記録									- '1	
<u>イ</u> 事故の発生及び復旧の時	 その都度	旋边签现 体	施設管理統	法第12条の6	1 事故の発生及び復旧の日時	その都度	体沙等用体	施設管理統	法第12条の6	試験炉規則の改正に伴う
(第1編第35条)	COADE	括者	括者	の8項の確認を	(第1編第35条)	この都及	括者	括者	の8項の確認を	変更
(外) 1 機関外 3 3 米)		10.43	10.49	受けるまでの期	(知:極知33米)		10 13	1018	受けるまでの期	多 史
				受けるよくの知り					関	
*				let .						
ロ 事故の状況及び事故に際して	そのお度	施設管理統	施設管理統	法第12条の6	ロ 事故の状況及び事故に際して	その邦度	施設管理統	施設管理統	法第12条の6	
採った処置	Compa	括者	括者	の8項の確認を	採った処置	Cosmo	括者	括者	の8項の確認を	
(第1編第35条)		36.6	in H	受けるまでの期	(第1編第35条)			111111111111111111111111111111111111111	受けるまでの期	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				間	(Na I mayla o o ylc)				間	
				1-4						
ハ 事故の原因	その都度	施設管理統	施設管理統	法第12条の6	ハ事故の原因	その都度	施設管理統	施設管理統	法第12条の6	
(第1編第35条)		括者	括者	の8項の確認を	(第1編第35条)		括者	括者	の8項の確認を	
				受けるまでの期					受けるまでの期	
				間					間	•
ニ 事故後の処置	その都度	施設管理統	施設管理統	法第12条の6	ニ 事故後の処置	その都度		施設管理統	法第12条の6	
(第1編第35条)		括者	括者	の8項の確認を	. (第1編第35条)		括者	括者	の8項の確認を	
		*.		受けるまでの期					受けるまでの期	
			•	間		·			間	
						_				項番号の繰上げ(以下
8. 気象記録(法第43条の3の2	_				7. 気象記録(法第43条の3の2					「後年ラの林工り(グー)
第2項の認可を受けた原子炉及び				1	第2項の認可を受けた原子炉及び					
その付属施設内に核燃料物質が存む。					その付属施設内に核燃料物質が存 在しない場合を除く。)		:			
在しない場合を除く。) イ 風向及び風速	連続記録	理控贴组组	環境監視線	10年間		連続記録	環境監視線	帶倍贮组织	10年間	
1 風雨及び風迷 (第2編第32条)	型 机 记 郵	1	泉児監視林 量計測課長	10年間	(第2編第32条)	(里和) iL 致		量計測課長	工工工工工	
(第2編第32米)		里司例水区	重副侧脉及		(外と棚外3と米)		里川例林区	里山机林区		
口 降雨暈	連続記録	環境監視線	環境監視線	10年間	口降雨量	連続記録	環境監視線	環境監視線	10年間	
(第2編第32条)	X 1/10 HL 35	量計測課長	最計測課長		(第2編第32条)	2,00,000		量計測課長		
(7) 2 (70) 5 0 7 7 7		22.770,000,000	- ALLI WINK		(200 - 200 -					
ハ 大気温度	連続記録	環境監視線	環境監視線	10年間	ハ 大気温度	連続記録	環境監視線	環境監視線	10年間	
(第2編第32条)		量計測課長	量計測課長		(第2編第32条)		量計測課長	量計測課長		
							-			
9. 保安教育の記録				1	8. 保安教育の記録					
イ 保安教育の実施計画	策定の都度	各部長	各部長	3年間		策定の都度	各部長	各部長	3年間	
(第1編第23条)		1.5			(第1編第23条)		:			
•						l				
ロ 保安教育の実施日時、項目	実施の都度	室長及び各	室長及び各	3年間	1	実施の都度		原子力施設	3年間	記載の適正化(以下同じ。
(第1編第23条)	†	課長	課長		(第1編第23条)		検査室長、	<u>検査室長、</u>		
						* .	廃止措置準			
	l						<u>備</u> 室長及び			
							各課長	各課長		
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	安星ルバタ	室長及び各	2年閏	ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度		原子力施設	3 年間	試験炉規則の改正に伴
ハ 1休女教目で支りた有の氏名	天旭の郁茂	至区及い合	主区及い合	3十回	ハ 体外教員で支りに有の氏名	大心の部及	水 八應政	<u>ル</u> ホ 」 / J / 地 和文	O 4-10	変更(以下同じ。)

	変更前(現行	<u>f)</u>				変更後(補正	後)			1.	備考	
(第1編第23条)		課長	課長		(第1編第23条)		<u>検査室長、</u> 廃止措置準	<u>検査室長、</u> 廃止措置準				
							I — — — —	備室長及び				
		* *					各課長	各課長				
	-	12			9. 廃止措置に係る工事の方法、時	法第43条の3	_	= "	法第43条の3			
					期及び対象となる原子炉施設の設				の2第3項にお			
					備の名称	一 <u>可を受けた廃止</u> 措置計画に記載			いて準用する法 第12条の6第			
				·		された工事の各			8項の確認を受			
	· ·					工程の終了の都			けるまでの期間			
						<u>度</u>						
10. 原子炉施設の定期的な評価の					 10. 試験炉規則第14条の2各号	評価の都度	施設管理者	施設管理統	法第43条の3			
音果					の規定による原子炉施設の定期的な	E. M. C.		括者	の2第2項の認			
					評価の結果				可を受けるまで			
					<u>(第1編第37条)</u>	-			の期間			
イ 原子炉の運転開始から10年	評価の都度	施設管理者	施設管理統	法第43条の3	<u>(削る)</u>	_(削る)_	(削る)	(削る)	<u>(削る)</u>		7 44	
を超えない期間ごとに原子炉施		, .	括者	の2第2項の認					'		•	
設における保安活動の実施状況 の評価の結果及び原子炉施設に				<u>可を受けるまで</u> の期間								
おける保安活動への最新の技術				<u>~>>41lill</u>								
知見の反映状況の評価の結果												
(第1編第38条、第40条)												
		1 1 1					1					
ロ 原子炉の運転開始から30年	評価の都度	施設管理者	施設管理統		(削る)	(削る)	(削る)	_(削る)_	(削る)			
を経過するまでに経年変化に関			<u>括者</u>	の2第2項の認							. 7	
<u>する技術的な評価の結果</u> (第1編第38条)_				<u>可を受けるまで</u> <u>の期間</u>						,		
CALL THRONG OF WAY												
and the last of Maryland 1990 () . So a see fact	Mr. cha dell'arte	16 = 0.00 ym -10	Lie all. Mr mi 44	N+100 4 0 60 00 0	(80.7)	()kil 2 \	(1811.7.)	(80.7)	- ()&i z \			
ハ 原子炉の運転開始から30年 を経過するまでに経年変化に関	東定の都度	施設管埋者	施設管理統 括者	<u>法第43条の3</u> の2第2項の認	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	_(削る)_	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			
する技術的な評価の結果に基づ				可を受けるまで					·	-		
く原子炉施設の保全のために実				の期間								
施すべき措置に関する10年間 の計画												
<u>の計画</u> (第1編第38条)_			-									
			-	.,		W = 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	64-17 Et -10 -	(4-14 Et -1-	\(\bar{\partial}\) and and and and and and and and and and			
1. <u>品質保証計画</u> (第1編第14条)	<u>策定及び改定</u> の 都度		本部 (監査 プロセスを	次の改定の後3	11 <u>品質管理基準規則第4条第3</u> 項に規定する品質マネジメント文書				当該文書又は 記録の作成又			
(第1編第14条)_	1 即及		かく。)の	十四	現に規定りる前員マインメント又書 及び品質マネジメントシステムに従	1	核セキュリ		は変更後5年が			
			管理責任者		った計画、実施、評価及び改善状況		ティ統括部	ティ統括部	経過するまでの		,	
	·		2 .		の記録(他の号に掲げるものを除く。)			長、契約部	期間			
		1				<u> </u>	<u> 反、各部長、</u>	長、各部長、				

	亦再 斗	(相伝)	亦再然 (建工後)	備考
	変更前	(現行)	変更後(補正後) 原子力施設 検査室長、 廃止措置準 備室長及び 各課長 原子力施設 検査室長、 廃止措置準 備室長及び 各課長	加 考
注 <u></u> 注 <u></u> 注	 1:第1編第16条の検査及び試験に関する表 2:該当設備がないため実施しない。 3:許可を受けていないため実施しない。 4:原子炉設置許可申請書に記載する警報にごち:検査、点検、保守、訓練及び設備の起動なものを除く。 		(削る) 注1:該当設備がないため実施しない。 注2:許可を受けていないため実施しない。 注3:原子炉設置許可申請書に記載する警報についても記録を行う。 注4:検査、点検、保守、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らかなものを除く。	品質マネジメントシステ の見直しに伴い削除 注釈番号の繰上げ
別表	第10(2) (省略)		別表第10(2) (変更なし)	
				. *
				-







第2編 放射線管理

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
第2編 放射線管理	第2編 放射線管理	
第1章 管理区域等の管理	第1章 管理区域等の管理	
第1 章 自任区域寺の自任	ガェ早 日任匹執守の日任	
Mr. 1 A (Jone)		
第1条 (省略)	第1条 (変更なし)	
	Zada uma uma 1 h.N.	
(管理区域)	(管理区域)	· ·
第2条 原子炉施設の管理区域は、別図第1に示すとおりとする。ただし、それぞれ		
の原子炉施設に係る管理区域の詳細は、第4編、第5編及び第6編に示す。	の原子炉施設に係る管理区域の詳細は、第4編、第5編及び第6編に示す。	
2 前項の管理区域は、別表第1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管	2 前項の管理区域は、別表第1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管	
理区域に区分する。	理区域に区分する。	
3 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第2に掲げる値以下に維持する区域であ	3 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第2に掲げる値以下に維持する区域であ	
って、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とする。	って、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とする。	
JOHN JI EMILINOSEEN OCTONOSI EMIGINES WENCE OF	4 施設管理統括者は、第1項の管理区域を解除する場合は、線量告示に定める管理	管理区域の解除に係る
	区域に係る値を超えていないことを確認する。	置を追加
Mrc O /R / Mrc 1 O /R / (Jomb)	始りな。始10ター (本正大))	
第3条~第10条 (省略)	第3条~第10条 (変更なし)	
(Merry H. D. and J. and D. Merry)	/ Mrc 771 = 7 A → 11 7 A drt 777 \	4.
(管理区域の出入り管理)	(管理区域の出入り管理)	
第11条 管理区域管理者は、第1種管理区域、低レベル区域及び第2種管理区域に		
ついて、次の各号に掲げる保安の措置を講ずる。	ついて、次の各号に掲げる保安の措置を講ずる。	
(1) 放射線業務従事者以外の者を当該区域に立ち入らせないこと。ただし、一時	(1) 放射線業務従事者以外の者を当該区域に立ち入らせないこと。ただし、一時	4.5
立入者として立入りの必要を認めた者については、この限りでない。	立入者として立入りの必要を認めた者については、この限りでない。	
(2) 前号ただし書の規定により一時立入者を当該区域に立ち入らせるときは、そ	(2) 前号ただし書の規定により一時立入者を当該区域に立ち入らせるときは、そ	
の目的等を確認し、管理区域における遵守事項などの指示を与えるとともに、職	の目的等を確認し、管理区域における遵守事項などの指示を与えるとともに、職	
員等である放射線業務従事者を付き添わせること。	員等である放射線業務従事者を付き添わせること。	
2 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させ		•
S.	5.	
る。 (1) 所定の出入口から出入すること。	。 (1) 所定の出入口から出入すること。	•
(2) 個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって、代表者に着用さ	(2) 個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって、代表者に着用さ	
	せることをもって足りる場合は、この限りでない。	
せることをもって足りる場合は、この限りでない。		
(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。ただし、第16条第1項ただし書きに規定す	(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。ただし、第16条第1項ただし書きに規定す	
る場所における喫煙又は飲水については、この限りでない。	る場所における喫煙又は飲水については、この限りでない。	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
(4) 第1種管理区域に立ち入るときは、保護衣、保護靴等を着用すること。	(4) 第1種管理区域に立ち入るときは、保護衣、保護靴等を着用すること。	Me you be to be a be all the week
(5) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服等に汚染のないことを確	(5) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服等に <u>別表第4に掲げる表</u>	管理区域から退出する者
認すること。	<u>面密度を超える</u> 汚染のないことを確認すること。	表面密度の基準を追加
3 管理区域管理者は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における	3 管理区域管理者は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における	;
注意事項を管理区域の出入口等に掲示する。	注意事項を管理区域の出入口等に掲示する。	
4 管理区域管理者は、第2項第2号の一時立入者に着用させた個人線量計において	4 管理区域管理者は、第2項第2号の一時立入者に着用させた個人線量計において	-
異常が発見された場合は、放射線管理第2課長に通知する。	異常が発見された場合は、放射線管理第2課長に通知する。	
5 放射線管理第2課長は、前項の個人線量計の着用において異常の通知を受け、線		
量の評価が必要と判断した場合は、環境監視線量計測課長へ通知する。	量の評価が必要と判断した場合は、環境監視線量計測課長へ通知する。	
■の評価が必要と刊削した場合は、衆児監視級量計例は及べ超知する。 6 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、線量を評価し本人に通知		
	0	
する。	9 る。 7 管理区域管理者は、第2項第5号の汚染検査において異常が発見された場合は、	
	・/ 宜理区域宜理者は、悪人堪思ら方の海楽機宜においし無品が乗見された場宜は、	1 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 -
7 管理区域管理者は、第2項第5号の汚染検査において異常が発見された場合は、 課長及び放射線管理第2課長に通知する。	課長及び放射線管理第2課長に通知する。	

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
課長は、前項の通知を受けたときは、第21条の2第4項の規定により措置す	8 課長は、前項の通知を受けたときは、第21条の2第4項の規定により措置す	ini 7
3.	3.	
12条~第16条 (省略)	第12条~第16条 (変更なし)	
(管理区域外への物品の持ち出し)	(管理区域外への物品の持ち出し)	
17条 管理区域管理者は、第1種管理区域から持ち出そうとする物品(核燃料物	第17条 管理区域管理者は、第1種管理区域から持ち出そうとする物品(核燃料物	
質等を除く。以下「一般物品」という。)について、当該物品の表面密度が別表第	質等を除く。以下「一般物品」という。)について、当該物品の表面密度が別表第	
<u>4</u> に掲げる値を超えているときは、持ち出させない。	<u>5の1</u> に掲げる値を超えているときは、持ち出させない。	表番号の変更(以下同じ
課長は、その課に所属する職員等(以下この条において「持出者」という。)	2 課長は、その課に所属する職員等(以下この条において「持出者」という。)	· • .
が、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、当該物品の表面密度		
が別表第5に掲げる値を超えないようにする。ただし、汚染を除去することが困難		·
な場合であって、別表第 $\underline{4}$ に掲げる値を超えていないことが確認され、かつ、放射 $m \mid$		
象管理上必要な措置が講じられていることが課長により確認されているときは、こ	つ、放射線管理上必要な措置が講じられていることが課長により確認されていると	
の限りでない。	きは、この限りでない。	
	3 課長は、持出者が第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、その	
者に管理区域管理者の許可を受けさせる。ただし、当該物品の表面密度が別表第5	者に管理区域管理者の許可を受けさせる。ただし、当該物品の表面密度が別表第5	
こ掲げる値を超えていないことを放射線管理第2課員によって確認されたときは、	<u>の2</u> に掲げる値を超えていないことを放射線管理第2課員によって確認されたとき	
この限りでない。	は、この限りでない。	_
	4 管理区域管理者は、前項の許可をしようとするときは、放射線管理第2課長の同	
意を得る。	意を得る。	
	5 放射線管理第2課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表	
4_に掲げる値を超えていないことを確認する。	第 <u>5の1</u> に掲げる値を超えていないことを確認する。	
	had a fell that are a b b f - ff all the are a all ff all following had	
第3節 管理区域内の作業及び作業管理等	第3節 管理区域内の作業及び作業管理等	
(放射線作業計画)	(放射線作業計画)	
	第18条 放射線業務従事者の作業に係る放射線管理は、その者の所属する課長が行	'
		11 1D1 の歴 htt)でせべそが
		ALARAの精神に基づき管
ノ、保安の措置を講ずる。 (1) 作数相式なな数期間	<u>う、</u> 当該作業に係る次の各号に掲げる事項を検討し、保安の措置を講ずる。	することを追加
(1) 作業場所及び作業期間	(1) 作業場所及び作業期間	
(2) 作業の内容 (3) 必要とする個人線量計及び防護具の着用	(2) 作業の内容 (3) 必要とする個人線量計及び防護具の着用	,
(4) 線量を低くするための措置	(4) 線量を低くするための措置	-
(5) 作業に伴う線量	(5) 作業に伴う線量	
	3 課長は、前項の放射線作業を行うときは、あらかじめ、作業場所及び作業期間に	
のいて、管理区域管理者の同意を得る。	ついて、管理区域管理者の同意を得る。	•
707 (、自任区域自任任の円息で行る。	ン4・C、自在区域自在4の同点で付る。	
19条~第22条 (省略)	第19条~第22条 (変更なし)	
1 3 木 - 75 2 2 木 (日曜)	第10米 第22米 (交叉/80)	
第2章 被ばく管理	第2章 被ばく管理	
元 2 章	カ2 年	
2 3条~第3 0条 (省略)	第23条~第30条 (変更なし)	•
O O NO O NO O NO O NO O NO O NO O NO O	NOT ONE NO ONE (SECTION)	21 - A
第3章 環境監視	第3章 環境監視	
No J. Niv.Name On	21 I 21/2 26 my no	
3 1 条 (省略)	第31条 (変更なし)	
	II -2	

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
(周辺監視区域内外における線量率等の測定) 第32条 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域において、別図 第2に示す地点について、別表第13に掲げるところにより、線量率を測定する。	<u>め、</u> 平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行	
2 環境監視線量計測課長は、風向、風速、降雨量及び大気温度について、連続して 観測する。	<u>い評価</u> する。 2 環境監視線量計測課長は、風向、風速、降雨量及び大気温度について、連続して 観測する。	う運用へ変更
第33条・第34条 (省略)	第33条・第34条 (変更なし)	
第4章 放射線管理設備等の管理 <u>(新設)</u>	第4章 放射線管理設備等の管理 <u>(施設管理目標の策定)</u> 第34条の2 放射線管理部長は、環境監視線量計測課が所掌する放射線管理施設に	法令改正に伴い、施設管理 日標の策定に関する事項?
	ついて、第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する 2 放射線管理部長は、前項の施設管理目標について所長の承認を得る。これを変更	
	<u>しようとするときも、同様とする。</u> 3 放射線管理部長は、前項の承認を得たときは、施設管理統括者に通知する。	
	第34条の3 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。 2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標について、放射線管理部	目標の策定に関する事項
	長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。 3 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意 を得る。 4 環境監視線量計測課長は、第2項の承認を得たときは、本体施設の施設管理者に	
		法令改正に伴い、施設管
	第34条の4 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に 掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。ただし、施設管理上必要としな い事項については、この限りでない。 (1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。	美旭計画寺の東足に関す 事項を追加
	(2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 (3) 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関す ること。	
	(4) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉施設の運転中及 び運転停止中の区別を含む。)に関すること。 (5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置	
	<u>に関すること。</u> (6) 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に 関すること。 (7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)	
	に関すること。 (8) 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。	

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
	2 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項	-
	を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。	
	(1) 原子炉施設の工事の方法及び時期	
	(2) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期	
	3 環境監視線量計測課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整	
	理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しよ	
	うとするときも同様とする。	•
	4 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意	
	を得る。	e e e
	5 環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、本体施設の施設管理者に	
	通知する。	
	<u>地</u> 州 9 る。	
新設)	(保全活動の実施)	法令改正に伴い、保全活
<u> </u>	第34条の5 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実	
	施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動	ツ大旭に因りる事項で担
	<u>爬計画业のに設備体主発性表及の検査委合発性表に足めるここでにより、体主値期</u> を実施する。	
	<u>で美胞する。</u>	
dr an.∖	(四人还我の大劫快起位正式)	法令改正に伴い、保全活
新設)_	(保全活動の有効性評価及び改善)	
	第34条の6 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、保全活動(工	
	事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の	関りる事項を追加
	都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。	
V 11 & 1 & 6 PM 10 PM 10 TA \		* ^ * T > W * = 1 * * *
(放射線測定機器の <u>点検</u>)	(放射線測定機器の管理)	法令改正に伴う記載の
	第35条 放射線管理第2課長は、第4編第22条、第5編第72条及び第6編第6	正化(以下回し。)
8条に規定する放射線測定機器を備えつける。	8条に規定する放射線測定機器を備えつける。	
放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器を毎週1回点検する。た	2 放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器を毎週1回巡視する。た	
	だし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定	
幾器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、毎		•
月1回 <u>点検</u> するものとする。	月1回巡視するものとする。	
	3 放射線管理第2課長は、第5編別表第27及び第6編別表第22に掲げる放射線	
測定機器を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通知		
する。	する。	
放射線管理第2課長は、前項の放射線測定機器を原子炉の運転中、毎日1回 <u>点検</u>	4 放射線管理第2課長は、前項の放射線測定機器を原子炉の運転中、毎日1回巡視	
ける。	する。	
環境監視線量計測課長は、別表第13に掲げる放射線測定機器を備えつける。	5 環境監視線量計測課長は、別表第13に掲げる放射線測定機器を備えつける。	
環境監視線量計測課長は、 <u>別表第13に掲げる</u> 放射線測定機器について年1回の		
<u>自主検査</u> を行う。	表に定めるところにより年1回の点検を行う。	
環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。	7 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。	
		. I . IEM NR
(施設定期自主検査)		定期事業者検査の実施
36条 放射線管理第2課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、施設定期	第36条 <u>削除</u>	関する事項を施設編に規
<u> </u>		することから削除
<u>ī̄̄̄̄̄̄̄̄</u> .		
放射線管理第2課長は、前項の施設定期自主検査を終了したときは、その結果を		
放射線管理部長に報告するとともに、第4編別表第6及び別表第7に掲げるものに		
ついては廃棄物管理課長に、第5編別表第27及び別表第28に掲げるものについ		

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
ては原子炉課長に、第6編別表第22及び別表第23に掲げるものについてはHT		
TR運転管理課長に通知する。		
11人是拟日生阶及已超加了 06		
(长剂点把点头检索不存物制画)		定期事業者検査の実施し
<u>(施設定期自主検査の実施計画)</u>	by 0. 12 At Mallia	関する事項を施設編に規定
37条 放射線管理第2課長は、前条の施設定期自主検査を行おうとするときは、	第37条 <u>削除</u>	
次の各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主検査実施計画を作成し、放射線		することから削除
管理部長の承認を受ける。これを変更するときも同様とする。ただし、第3号に定		
める予定期間の変更についてはこの限りでない。		
(1) 対象となる施設、設備、機器の名称		
(2) 検査の項目及び実施体制		
(3) 予定期間		
放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意		
を得る。		
放射線管理第2課長は、第1項の承認を受けたときは、当該施設に係る本体施設		-
の施設管理者に通知する。		
(改造に係る措置)	(修理及び改造)	修理及び改造に関する事具
3.3.8条 放射線管理第2課長は、放射線管理施設 <u>の改造を行おうとする場合におい</u>	第38条 放射線管理第2課長は、当該施設に係る放射線管理施設について、修理及	の明確化及び記載の適
	が改造が必要と認めた場合は、修 <u>理及び改造を行うことができる。</u>	化
て、その改造が設計及び工事の方法の認可申請を伴なうものであるときは、次の各	2 放射線管理第2課長は、放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする	
号に掲げる事項を明らかにした改造計画を作成し、放射線管理部長の承認を受け		
<u>る</u> 。	場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲	
	げる事項を明らかにした <u>修理及び</u> 改造計画を作成し、放射線管理部長の <u>同意を得</u>	
	る。	
(1) 改造する施設、装置又は機器等の名称		
(2) 改造の内容	<u></u> (2) 修理及び改造の内容	i i
	(3) 予定期間	
(3) 予定期間	3 放射線管理部長は、前項の同意をした場合は、所長の承認を得る。これを変更し	
<u>/</u> 放射線管理部長は、前項の <u>承認をしようとする</u> 場合は、所長の承認を受ける。		
	ようとする場合も、同様とする。	•
所長は、前項の承認をしようとする場合は、 <u>別表第15に掲げる計画同意者</u> の同	<u>4</u> 所長は、前項の承認をしようとする場合は、 <u>当該施設に係る部長及び原子炉王任</u>	
_ 意を得る。	<u>技術者</u> の同意を得る。	
	5 放射線管理第2課長は、第3項の承認を得たときは、関係のある課長に通知す	
終了したときは、関係のある課長に通知する。		
<u>終すりたこと</u> は、	6 放射線管理第2課長は、修理及び改造計画に基づく作業が終了したときは、放射	
taran da araba da araba da araba da araba da araba da araba da araba da araba da araba da araba da araba da ar	る。 一般管理部長に報告するとともに、関係のある課長に通知する。	
	林自生即及に報日することもに、因示ののる歴及に進加する。	
	CALL TO A CONTROL OF THE CALL	オクルエスルン 佐田芸
	<u>(使用前事業者検査)</u>	法令改正に伴い、使用前
	第38条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合	業者検査の実施に関する
	は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原	項を追加
	子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただ	· ·
	し、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更につい	1
	ては、この限りでない。	1 .
	(1) 使用前事業者検査計画	
	イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称	
	ロ 検査の内容	
taran da ara-ara-ara-ara-ara-ara-ara-ara-ara-ar	(2) 使用前事業者検査要領	

	変更後(補正後)	備考
	ロ 検査の項目及び検査場所	7,700
	八 検査前条件	,
	二検査の確認方法及び検査手順	
	ホー検査の判定基準	
	2 放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者 検査に必要な情報を提供する。	
	3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者	
	検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。	
	4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、放射線管理	
	第2課長に通知する。	
	5 放射線管理第2課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、批射線管理第2課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、批射線管理第2課長に通知する	
	合は、放射線管理部長に通知するとともに、関係のある課長に通知する。 6 放射線管理第2課長は、使用前事業者検査計画に基づく作業が終了したときは、	
	放射線管理部長に報告するとともに、関係のある課長に通知する。	
(放射線測定機器の <u>点検</u> において異常を認めた場合の措置)		法令改正に伴う記載の
	第39条 放射線管理第2課長は、第35条第2項の <u>巡視</u> を行った結果、放射線測定	正化
幾器に故障を認めたときは、修理又は交換等の措置を講じるとともに、気体廃棄物 れの抽針性物質の濃度を除りする地針線測点機器については、拡射線管理部長、当		
中の放射性物質の濃度を監視する放射線測定機器については、放射線管理部長、当 核施設の施設管理者及び原子炉主任技術者に通知する。	中の放射性物質の優度を監視する放射線側に機器については、放射線管理部長、ヨ 該施設の施設管理者及び原子炉主任技術者に通知する。	
以他はり他は旨住有及い尿」が土口技術有に通知する。 なお、交換等を要する場合は、校正検査実施後1年以内の機器を代替えするもの		
とする。	とする。	
5章 削除	(削る)	記載の適正化
40条 削除	(削る)_	 記載の適正化
生 ○ 木 一門豚	<u></u>	HO 454 45 YES 10
第6章 放射線管理部品質保証技術検討会	_(削る)_	部の検討会は下部要領
(放射線管理部品質保証技術検討会)		規定するため削除
41条 放射線管理部に、放射線管理部品質保証技術検討会を設置する。 放射線管理部品質保証技術検討会は、次の各号にかかる事項について放射線管理		
<u> </u>		
<u>『民の品尚に応じ番嬢』。。</u> (!) 第38条第1項に規定する改造計画		
(2) 放射線管理施設の品質保証に関する事項		
放射線管理部長は、放射線管理部品質保証技術検討会の審議結果を尊重する。		
		· .
and the second of the second o		
	II-6	
	<u> </u>	

変更前(現行)							変更後(補正後)				備考	
表第1~別	表第3 (省略)		·			別表第1~別	表第3 (変更)	なし)	. "			
新設)							放出する放射性物質	出者に係る表面密 アルファ線を 4 B q / c n	を放出した	1 1 条関係)		管理区域から退出する 表面密度の基準を追加
表第 <u>4</u> 持出物品に係る表面密度限度(第17条関係) (省略)							る表面密度限度(条関係)		表番号の変更	
月表第 5 持出物品に係る表面密度(第 1 7 条関係) (省略)				* 1	別表第5 <u>の2</u>	持出物品に係る	る表面密度(第1 (変更なし)	7 条関(系)	<u>. </u>	表番号の変更	
表第6~別	表第12 (省略	;)				別表第6~別	表第12 (変	更なし)				
器(<u>第32</u> 9	<u>条、</u> 第35条関係	()				並びに使用方	法(第35条関係	系)				表タイトルの適正化 測定ひん度は環境放射
定機器 ニタリングポ ト	測定箇所 <u>別図第2</u> に示す箇 所	指示範囲 10 ⁻² ~10 ⁵ μGy/h	数量 14	測定ひん度 週1回	測定線種 空気吸収ガンマ 線 <u>量率</u>	測定機器 モニタリング ポスト	測定箇所 平常時の環境放射線モニタリング 計画に示す箇所	指示範囲 10 ⁻² ~10 ⁵ μGy/h	数量 1 4	<u>(削る)</u> <u>(削る)</u>	測定線種 ガンマ線	
			<u>.</u>			J L						
付象機器			查項目			 <u>(削る)</u>						第36条の見直しに伴 表の削除
対象機器 第4編別表第 22に掲げる) 第4編別表第 23に掲げる)	6、第5編別表第2 放射線測定機器 7、第5編別表第2 放射線測定機器	校 7、第6編別表第 整 8、第6編別表第 校 整 整	查項目 正検査 (報作動検	指示精度検査及 査 線源校正検査)	び線源校正検査)	_(削る)_						第36条の見直しに伴表の削除
対象機器 育4編別表第 2 2 に掲げる) 育4編別表第 2 3 に掲げる) 主)警報作動が 表第 1 5 両	6、第5編別表第2 放射線測定機器 7、第5編別表第2 放射線測定機器 検査についてはサー 攻造計画 (第38	大 7、第6編別表第 整 8、第6編別表第 校 整 ベイメータを除く。 条関係)	<u>查項目</u> 正検査 (報作動検 正検査 (指示精度検査及 査 線源校正検査)	び線源校正検査)	(削る)						表の削除 第38条の見直しに伴
対象機器 5.4 編別表第 2 に掲げる 3 に掲げる 3 に掲げる 3 に掲げる 5 警報作動が 5 第 1 5 両 1 数区分	6、第5編別表第2 放射線測定機器 7、第5編別表第2 放射線測定機器 検査についてはサー 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	校 7、第6編別表第 8、第6編別表第 校 **	查項目 正検查(報作動校 正検查(報作動校	指示精度検查及 查 線源校正検查) 查 注)	び線源校正検査)							表の削除
対象機器 第4編別表第 2 2 に掲げる) 第4編別表第 2 3 に掲げる) 主)警報作動が 表第15 直 施設区分 当該施設に係	6、第5編別表第2 放射線測定機器 7、第5編別表第2 放射線測定機器 検査についてはサー 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	大 後 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	查項目 正検查(報作動校 正検查(報作動校	指示精度検查及 查 線源校正検查) 查 注)	び線源校正検査)	_(削る)_	の1)~別図第	1(その3)()	変更な(表の削除 第38条の見直しに件

変更前(現行)		変更後(補正後)	 備考
図第 2 周辺監視区域 <u>及び空気吸収線量率等測定点</u> »	別図第2	周辺監視区域	第32条の見直しに伴い タイトルを変更
P-5 P-6 P-6 P-6 P-6 P-6 P-6 P-6 P-6 P-6 P-6			
光東物質理解放 北門			
P-7 (乗) (乗) (乗) (乗) (乗) (乗) (乗) (乗) (乗) (乗)			
安全管理縣 提及簡	*		
	華	(変更なし)	
P-2[●]	洋		
P-16 P-12			
P			
P-14[
: 排水管、排水溝 : 廃液輸送管 : 常陽系統配管 動 : モニタリングポスト (P-1~8, P-11~16)			
様式第1~別記様式第4 (省略)	別記様式領	第1~別記様式第4 (変更なし)	

第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理

	新旧対照条文(下線部分は変更部分)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設保安規定 新旧 変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第1章 核燃料物質等の運搬	第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第1章 核燃料物質等の運搬	
第1条・第2条 (省略)	第1条・第2条 (変更なし)	
第2章 放射性廃棄物の管理	第2章 放射性廃棄物の管理	
第3条 (省略)	第3条 (変更なし)	
(液体廃棄物の一般排水溝への放出の基準) 第4条 原子炉施設から一般排水溝へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、 3月間についての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下とする。	(液体廃棄物の一般排水溝への放出の基準) 第4条 原子炉施設から一般排水溝へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、 3月間についての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下とす る。	
	2 液体廃棄物の管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中の放射性物質の	ALARAの精神に基づき管
	量が別表第6に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。	することを追加 (以下同じ。)
第5条 (省略)	第5条 (変更なし)	
射性物質の量が別表第8に掲げる放出管理目標値を超えないように管理する。	(気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値) 第6条 気体廃棄物の管理者は、原子炉施設から放出する気体廃棄物中に含まれる放射性物質の量が別表第8に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するととも に、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。	
2 気体廃棄物中の放射性物質の周辺監視区域外における3月間についての平均濃度は、法令で定める周辺監視区域外の空気中濃度限度以下とする。	2 気体廃棄物中の放射性物質の周辺監視区域外における3月間についての平均濃度は、法令で定める周辺監視区域外の空気中濃度限度以下とする。	
第7条~第9条 (省略)	第7条~第9条 (変更なし)	
第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理	第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理	
第10条~第14条の2 (省略)	第10条~第14条の2 (変更なし)	
別表第1~別表第5 (省略)	別表第1~別表第5 (変更なし)	
表第6 液体廃棄物の放出管理目標値(第5,8条関係) 核種	別表第 6 液体廃棄物の放出管理目標値(第 4 <u>5</u> 5 8 条関係) 核種	記載の適正化
注) ただし、 ⁶⁰ Co及び ¹³⁷ Csについては、それぞれ220MBq/年及び1.8GBq/年とする。	注)ただし、60 C o 及び ¹³⁷ C s については、それぞれ220 M B q / 年及び1.8 G B q / 年とする。	
別表第7~別表第10 (省略)	 別表第7~別表第10 (変更なし)	

第4編 共用施設

)国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設保安規定 新 変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
第4編 共用施設	第4編 共用施設	, and
第1章 通則	第1章通則	·
7/1 平 地州	70.1 + 2271	
1条 (省略)	第1条 (変更なし)	
(環境保全部品質保証技術検討会)		部の検討会は下部要領
32条 環境保全部に環境保全部品質保証技術検討会を置く。	第2条 <u>削除</u>	規定するため削除
環境保全部品質保証技術検討会は、次の各号に掲げる事項について環境保全部	<u>场</u>	
<u>の諮問に応じ審議する。</u> (1) 第4条第1項に掲げる手引の作成 <u>及び変更</u>		
(2) 第16条第1項に掲げる手引の作成及の変更		
(3) 共用施設の品質保証に関する事項		
環境保全部長は、環境保全部品質保証技術検討会の審議の結果を尊重する。		
3条~第6条 (省略)	第3条~第6条 (変更なし)	
	Mr. o. de Mr. W	
第2章 管理	第2章 管理	
7条・第8条 (省略)	第7条・第8条 (変更なし)	
7宋、另6宋 (省昭)	が (
第2節 除染	第2節 除染	
59条 (省略)	第9条 (変更なし)	
(BA SE H. SEA). See w. In IAA	(BV) II-7 MY I	 法令改正に伴う記載の
(除染作業に係る点検) 第1.0条 廃棄物等理制長は、機関等の除洗に依え佐業関始前、佐業由及び佐業総	(除染作業に係る点検 <u>又は巡視</u>) 終了 第10条 廃棄物管理課長は、機器等の除染に係る作業開始前、作業中及び作業終	1
310宋 - 虎栗物自垤獣氏は、機器等の豚木に豚る巨栗所始間、巨栗干及の巨栗豚 後に除染施設について、別表第2に掲げる設備を点検する。	後に除染施設について、別表第2に掲げる設備を点検(作業中にあっては巡視)で	
及に例不地以にフィーで、例以別とではりる政論と無以りる。	る。	
第3章 保守管理	第3章 保守管理)
(新設)	(施設管理目標の策定)	法令改正に伴い、施設管
	第10条の2 環境保全部長及び放射線管理部長は、共用施設について、第1編第 条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理	<u>L</u> 日保の尿化に関する事か ∃ 追加
		1 /E //H
	2 環境保全部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、環境センター長の確認を	麦
	けたのち所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。	
	3 環境保全部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知する。	
		オムルエルが、 チェリ
(新設)	<u>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</u> 第10条の3 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を	法令改正に伴い、重要度
	第10条の3 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、削余の施設管理目標を まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理	旦 同で示説に対する圧量に 1 目標の策定に関する事項
	また、 <u>所事する改価・協価のプラ里安反の同いものにプいて、</u> 定量 <u>所な肥</u> 成百 <u>年</u> 標を策定する。	ューロボン水とに関するすう 一追加
	2 廃棄物管理課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部	
	の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得る。これを変更しようとする場	
	も、同様とする。	
	3 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意。	<u>본</u>

変更前 (現行)	変更後(補正後)	備考
	<u>得る。</u> 4 廃棄物管理課長は、第2項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知する。	
(設)	_ <u>(施設管理実施計画等の策定)</u> 第10条の4 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器につ	法令改正に伴い、施設管理
	第10条の4 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。 (1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。	多事項を追加
	(2) 共用施設の設計及び工事に関すること。 (3) 共用施設の巡視(共用施設の保全のために実施するものに限る。)に関するこ	
	<u>と。</u> (4) 共用施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(共用施設の運転中及び運	
	<u>転停止中の区別を含む。)に関すること。</u> (5) 共用施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に	
	関すること。 (6) 共用施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関 すること。	
	<u>9 ること。 </u> <u>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)</u> に関すること。	
	(8) 共用施設の施設管理に関する記録に関すること。 2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の	
	各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。 (1) 共用施設の工事の方法及び時期	·
	(2) 共用施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期 3 廃棄物管理課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及	
	び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。 4 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を	
	得る。 5 廃棄物管理課長は、第3項の承認を得たときは、放射線管理第2課長に通知する。	
<u>「設)</u>	(保全活動の実施)	法令改正に伴い、保全活
	第10条の5 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。	の実施に関する事項を追
<u>f設)</u>	(保全活動の有効性評価及び改善)	法令改正に伴い、保全活
	第10条の6 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。	の有効性評価及び改善 関する事項を追加
1条 (省略)	第11条 (変更なし)	
(巡視 <u>及び点検</u>)	(巡視) 第12条 廃棄物管理課長は、別表第4に掲げるところにより巡視する。	 法令改正に伴う記載の 正化
UX махинству махичено оссобо и и U V V V	NATIONAL WORK IN THE THEORY WITHOUT STREET, WI	

変更前(現行)		変更後(補正後)	備考
(地震後の措置)		(地震又は火災時の措置)	火災時の措置を追加
第13条		第13条 地震又は火災が発生した場合は、廃棄物管理課長は本体施設等、放射線管	
		理第2課長は別表第6及び別表第7に掲げる放射線管理設備について次の措置を講	
		ずる。	
廃棄物管理課長は、震度4以上の地震が発生	した場合は、すみやかに施設を点検	(1) 震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、共用施設の保安	
し、共用施設の保安に影響がないことを確認す			
		(2) 火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火	
		後に施設及び設備を点検し、共用施設の保安に影響がないことを確認する。	
		2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を廃棄物管理課長に通報する。	事象発生時の通報を追加
egy en en en en en en en en en en en en en		3 廃棄物管理課長は、第1項の確認の結果及び前項の結果を環境保全部長に通報す	
		る。	
	> *		
(施設定期自主検査)		(定期事業者検査)	法令改正に伴い、定期事
	ところにより施設定期検査を受ける	第14条 原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の	者検査の実施に関する事
時期ごとに施設定期自主検査を行う。		各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任	
		技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1	
		号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、こ	
		の限りでない。	
		(1) 定期事業者検査計画	
		イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称	
		ロ 検査の項目及び実施体制	
		八 予定期間	
		二 定量的な施設管理目標	
•		(2) 定期事業者検査要領	
		イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称	
		ロ 検査の項目及び検査場所	
		八 検査前条件	
·		二 検査の確認方法及び検査手順	
		ホ 検査の判定基準	
		2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、	
		前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。	• .
		3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検	•
		査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。 4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、廃棄物管理	
		4 原丁刀施設検査全長は、第1項の回息及び前項の確認を特に場合は、廃棄物管理 課長及び放射線管理第2課長に通知する。	
		<u>課長及び放射線管理第2課長に週知9つ。</u> 5 廃棄物管理課長は、前項の通知を受けた場合は、環境保全部長に、放射線管理第	
		2 課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。	
		2	
(施設定期自主検査の実施計画)			 定期事業者検査の実施
<u>(他設足州自主候宜の美地計画)</u> 第15条 <u>廃棄物管理課長は、前条の施設定期自</u>	主給杏を行おうとするときけ かの	第15条 削除	関する事項を第14条に
813米 <u>廃来物管理株式は、削未の施設定期日</u> 各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主	上次五で11個フェッツにでは、久ツ 命杏室施計画を作成し、環境保全部	NA Y ON THE	定することから削除
長の承認を受ける。これを変更しようとすると	ス <u>ロスル町 同じに扱い、 </u>		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
定める予定期間については、この限りではない。			
(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名			
(2) 検査の項目及び実施体制			· .
(3) 予定期間			
2 環境保全部長は、前項の承認をしようとする	ときけ 原子恒主任技術者の同音を		

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
得る。		
<u>る。</u>		
(修理及び改造)	(修理及び改造)	
第16条 廃棄物管理課長は、共用施設について、修理及び改造が必要と認めた場合	第16条 廃棄物管理課長は所掌する施設について、修理及び改造が必要と認めた場	修理及び改造に関する事項
は、修理及び改造を行うことができる。	合は、修理及び改造を行うことができる。	の明確化
	2 廃棄物管理課長は所掌する施設について、修理及び改造を行おうとする場合にお	
て、その修理及び改造が設計及び工事の方法の認可申請を伴うときは、次の各号に		
掲げる事項を明らかにした <u>共用施設の</u> 修理及び改造計画を作成し、環境保全部長の		正化
承認を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。		修理及び改造に関する事
(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称	(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称	の明確化
(2) 修理及び改造の内容	(2) 修理及び改造の内容	
(3) 予定期間	(3) 予定期間	
	3 環境保全部長は、前項の同意をした場合は、環境センター長の確認を受けたのち	
たのちに、所長の承認を受ける。	に、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。	·
所長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。	4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。	
	5 廃棄物管理課長は、第3項の承認を <u>得た場合</u> は、放射線管理第2課長に通知する。	
る。	TO MAKE THE WILLIAM ON MAKE THE WAY OF THE PROPERTY OF THE PRO	
∞ •		
新設)	(使用前事業者検査)	法令改正に伴い、使用前
(<u>MIDX)</u>	第16条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、	
	次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉	
	主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、	
	この限りでない。	
	(1) 使用前事業者検査計画	
	イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称	
	口検査の内容	
	ハートの一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の	
	(2) 使用前事業者検査要領	
	イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称	
	口検査の項目及び検査場所	
	ハ検査前条件	
	ニ 検査の確認方法及び検査手順	
	ホー検査の判定基準	
	2 廃棄物管理課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査	
	に必要な情報を提供する。	
	3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者	
	検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。	
	4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、廃棄物管理	
	課長に通知する。	
	<u> </u>	
	環境保全部長に報告する。	
		·
	·	·

(保守結果の通知等)

第17条 廃棄物管理課長は、第14条の施設定期自主検査を終了したとき及び前条 第17条 廃棄物管理課長は、第14条の定期事業者検査を終了した場合は、その結 法令改正に伴い、保守結果 第2項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果を環境保全部 長に報告するとともに、放射線管理第2課長に通知する。廃棄物管理課長が第2編 第36条第2項の規定により放射線管理施設に係る施設定期自主検査の結果の通知 を受けたときも、同様とする。

2 環境保全部長は、前項の報告を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとと 5 環境保全部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、原子炉主任技術者に -もに、所長及び環境センター長に報告する。

第4章 異常時の措置

第18条 (省略)

第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置)

- |第19条 廃棄物管理課長は、第10条の除染作業に係る点検、第12条の巡視及び|第19条 廃棄物管理課長は、第10条の除染作業に係る点検(作業中にあっては巡 点検並びに第13条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状 況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止の措置を講じる。
- 結果、異常を認めた旨の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、適宜の 措置を講じる。
- 3 廃棄物管理課長は、前2項の調査の結果、その異常が共用施設の保安に影響を及│3 廃棄物管理課長は、前2項の調査の結果、その異常が共用施設の保安に影響を及 ぼすと認めたときは、環境保全部長、原子炉主任技術者及び放射線管理第2課長に 通報する。
- 4 環境保全部長は、前項の規定により通報を受けたときは、共用施設の保安に必要 な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が共用施設の保安に重大な影響が あると認めたときは、所長及び環境センター長に通報する。
- 5 環境保全部長は、前項の措置を指示するときは、原子炉主任技術者の同意を得る。 5 環境保全部長は、前項の措置を指示するときは、原子炉主任技術者の同意を得る。

第20条 (省略)

第5章 放射線管理

第21条~第23条 (省略)

(保守結果の通知等)

果を環境保全部長に報告する。廃棄物管理課長が放射線管理第2課長より放射線管 の報告に関する事項の見直 理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も、同様とする。

- 2 放射線管理第2課長は、第14条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果 を放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長に通知する。
- 3 廃棄物管理課長は、第16条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに前条 の使用前事業者檢查を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告する。廃棄 物管理課長が第2編第38条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改 造計画に基づく作業並びに第2編第38条の2の使用前事業者検査の終了結果の通 知を受けた場合も、同様とする。
- 4 廃棄物管理課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、放射線管理第2課長に 通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第 2課長への通知を省略できる。
- 通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。

第4章 異常時の措置

第18条 (変更なし)

第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (巡視等において異常を認めた場合の措置)

祖)、第12条の巡視並びに第13条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認め たときは、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止の措置を講しの措置を追加 じる。

2 廃棄物管理課長は、第2編第39条の規定により放射線管理第2課長から点検の │2 廃棄物管理課長は、第2編第39条の規定により放射線管理第2課長から巡視の 結果、異常を認めた旨の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、適宜の 措置を謹じる。

- ぼすと認めたときは、環境保全部長、原子炉主任技術者及び放射線管理第2課長に 涌報する。
- 4 環境保全部長は、前項の規定により通報を受けたときは、共用施設の保安に必要 な措置を讃ずるよう指示するとともに、その異常が共用施設の保安に重大な影響が あると認めたときは、所長及び環境センター長に通報する。

第20条 (変更なし)

第5章 放射線管理

第21条~第23条 (変更なし)

記載の適正化

火災時に異常を認めた場合

1.0	•	変更前(現行)					変更後(補正後)			備考
al —la folo a			.,		Part de dedo a	/—·)				
リ表第1	(省略)				別表第1	(変更なし)				
]表第2	除染作業時の点検(第	第3条、第10条関係))		別表第2	除染作業時の点検又に	は巡視(第3条、第1	0 条関係)		 法令改正に伴う記載の3
施設	設備等				施設	設備等		:		正化
	除染処理設備			÷ .	本体施設	除染処理設備				
特定施設	電源設備				特定施設	電源設備				
	空気圧縮設備					空気圧縮設備	•			
	気体廃棄設備					気体廃棄設備				
川表第3	(省略)				別表第3	(変更なし)		,		
										と 人 ル エ) c / M さ ま7 書 の
	<u>巡視及び点検</u> (第1:		·		別表第4	巡視(第12条関係)		*		法令改正に伴う記載の 正化
	設備等	機器	点検項目	頻度	施設	設備等		項目	頻度	TE16
本体施設	除染処理設備	配電盤類	(1) 外観	1回/日(運転中)	本体施設	除染処理設備	配電盤類	(1) 外観	1回/日(運転中)	
			(2) 異常臭					(2) 異常臭		
		D4-14: 4-3 2- 11-3	(3) 表示灯	1 D / D / SE +)			Bright by by the series	(3) 表示灯	1回/日(運転中)	
		貯槽、タンク、サンプピット、配管、弁類		1回/日(運転中)			貯槽、タンク、サンプピット、配管、弁類	(1) 外観 (2) 液位の異		
		リット、配官、弁領	(2) 液位の異 常			* .	ツト、配官、开規	常		
		 建家類	外観	1回/月			建家類	外観	1回/月	
特定施設	電源設備	ファン、圧縮機等回転機		1回/日(運転中)	特定施設	電源設備	ファン、圧縮機等回転機		1回/日(運転中)	
19 / 2/16 12	空気圧縮設備	類	(2) 温度		I I I Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z	空気圧縮設備	類	(2) 温度		
	気体廃棄設備		(3) 異常臭			気体廃棄設備		(3) 異常臭	• .	
			(4) 異常振動	· .				(4) 異常振動		
	·									
		配電盤類	(1) 外観	1回/日(運転中)		-	配電盤類	(1) 外観	1回/日(運転中)	
			(2) 異常臭		'			(2) 異常臭		
	•		(3) 表示灯					(3) 表示灯		
			外観	1回/日(運転中)				外観	1回/日(運転中)	
		配管、弁類、マンホール		1回/月			配管、弁類、マンホール		1回/月	
2 282			外観	1回/日(運転中)	2. 487	廃液移送容器		外観	1回/日(運転中)	
	- 連転甲1回/日の頻度で /月の頻度で巡視 <u>及び点検</u>	巡視 <u>及び点検</u> を行うことと な行うこととする	している設備寺	か停止している場合	1	運転中1回/日の頻度で 度で巡視を行うこととする	巡視を行うこととしている	の政備寺が停止し	/(いる場合は、1回	
AN TEL	プロテスト 日本代 <u>スの点状</u>	Z11) C C C 9 00			7 /100900	COMPLETED JCCC 9 S	•			
表第5	施設定期自主検査項目	目(第14条関係)		•	別表第5	削除		•		毎148の亦再に似る主
施設	設備等	機器等 検査項目								第14条の変更に伴う表 削除
	気体廃棄設備	ファン 作動検査				*				月1 757
	:	フィルタ 捕集効率を	<u></u>							
	JMTR系統廃液輸送管	配管類 漏えい検査	K.				•	*.		
	ě.	マンホール 外観検査								•
<u> </u>	<u>廃液移送容器</u>	タンク 漏えい検査	<u> </u>	•						
									,	and the second
		•								
	,		•		-				•	
		the state of the s								

		変	更前	(現行)			変見	更後((補正後)		備考
川表第6	放射線測定機器	<u>及び</u> 測定箇		第22条関係) 略)	· · ·	別表第6 放射線測定機器			<u>使用方法</u> (第22条関係) なし)		記載の適正化
			(18)	吨				(友文	./4.0/		
	. •					*					== +0 == >+ == 11.
	放射線測定機器					別表第7 放射線測定機器				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	記載の適正化
機器種別				测定目的	測定線種	機器種別	設置箇所		測定目的	測定線種	
ハンド	フットクロスモニタ	管理区域出 入口	1	手、足、衣服等の表面密度の <u>検査</u>	ペータ線	ハンドフットクロスモニタ	管理区域出 入口	1	手、足、衣服等の表面密度の <u>測定</u>	ハータ線	
表面汚り	や検査用サーベイメ		1	床及び機器等の表面密度の測定	ベータ線	表面汚染検査用サーベイメ	除染施設内	1	床及び機器等の表面密度の測定	ベータ線	
	泉サーベイメータ	1	1	線量当量率の測定	ガンマ線	ガンマ線サーベイメータ	•	1	線量当量率の測定	ガンマ線	
					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
リ表第 8	· (省略)					別表第8 (変更なし)					
148 277 0	(1.712 yr 0 (2.2.7a 0)				14°	•
図第1	~別図第2 (その)2) (省	省略)			別図第1~別図第2(その)2) (3	変更な	:し)		* .
											- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	•										
					•						
						4					*
								5			
• •									•		
	•										
						*					
											*
•											
									•		
										•	
٠.	**										

第5編 JMTRの管理

変更前(現行)	照条文(下線部分は変更部分) 変更後(補正後)	備考
第5編 JMTRの管理	第5編 JMTRの管理	
第1章 通則	第1章 通則	
§1条 (省略)	第1条 (変更なし)	•
(材料試験炉部品質保証技術検討会)_		部の検討会は下部要領
	第2条 <u>削除</u>	規定するため削除
材料試験炉部品質保証技術検討会は、次の各号に掲げる事項について材料試験炉		
部長の諮問に応じ審議する。		
(1) 第4条第1項に定める運転手引		·
(2) 第14条第1項に定める特殊試験計画(以下この編において「特殊試験計画」		
<u>という。)</u>		
(3) 第38条第2項に定める修理及び改造		
(4) JMTR原子炉施設の品質保証に関する事項		e transfer and the second
(5) JMTR原子炉施設の定期的な評価に関する事項		
材料試験炉部長は、材料試験炉部品質保証技術検討会の審議の結果を尊重する。		
r o trumb	数 9 久 · 樊 □ 久 · (亦 亩 + 。) \	
3条~第5条 (省略)	第3条~第5条 (変更なし)	
(to 00 \mathred \tau \)	(年間運転計画)	
(年間運転計画) 第6条 材料試験炉部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明		
30条 材料試験が部長は、毎年度、自該年度に元立ら、人の行うに拘りる事項を切り らかにしたJMTRの年間運転計画(以下この編において「年間運転計画」という。)	のかにしたJMTRの年間運転計画(以下この編において「年間運転計画」という。)	
を作成し、環境センター長の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。	を作成し、環境センター長の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。	
(1) 運転の予定期間	(1) 運転の予定期間	**
(2) 施設定期自主検査の予定期間	(2) 定期事業者検査の予定期間	法令改正に伴う記載の
(4) <u>爬政及別日王恢且</u> 少了及为旧	(a) <u>Permander Destri</u>	正化
(3) 法第27条に定める認可申請(以下この編において「設計及び工事の方法の認	(3) 法第27条に定める認可申請を伴う本体施設等、照射設備及び放射線管理施設	記載の適正化
可申請」という。)を伴う本体施設等、照射設備及び放射線管理施設の修理及び改	の修理及び改造の項目並びに予定期間	
造の項目並びに予定期間		
Zer XII III o II - / C/Air I	(4) 試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づく特別な措置を講ずる場合は、そ	
	の予定期間及び内容	に伴う号の追加
? 環境センター長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意	2 環境センター長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意	
を得る。	を得る。	
3 材料試験炉部長は、第1項の承認を得た場合は、所長に報告するとともに、技術	3 材料試験炉部長は、第1項の承認を得た場合は、所長に報告するとともに、技術	
課長、原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。	課長、原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。	
1.	第7条~第14条 (変更なし)	
第7条~第14条 (省略)		
	/=====================================	設計相定車象が発生
(新設)	(設計想定事象が発生した場合の措置) 第14条の2 米裁事免が発生した場合の措置)	
(新設)	第14条の2 当該事象が発生した場合の措置については、運転手引に定め実施す	設計想定事象が発生し 場合の措置の追加
(新設)	TOTAL COLUMN	
(新設)	第14条の2 当該事象が発生した場合の措置については、運転手引に定め実施する。	設計想定事象が発生し場合の措置の追加
(新設)	第14条の2 当該事象が発生した場合の措置については、運転手引に定め実施す	

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
第2章 運転管理	第2章 運転管理	
第16条~第29条 (省略)	第16条~第29条 (変更なし)	•
第4節 運転	第4節 運転	
第30条~第33条 (省略)	第30条~第33条 (変更なし)	
ついて1日1回以上巡視し、点検する。	(運転中の巡視) に 第34条 原子炉運転班長は、原子炉の運転中、別表第18に掲げる施設及び設備に ついて1日1回以上巡視する。	法令改正に伴う記載の適 正化
2 照射課長は、原子炉の運転中、別表第19に掲げる設備及び装置について1日 回以上巡視 <u>し、点検</u> する。	1 2 照射課長は、原子炉の運転中、別表第19に掲げる設備及び装置について1日1 回以上巡視する。	
第35条 (省略)	第35条 (変更なし)	
第 3 章 保守管理 <u>(新設)</u>	第3章 保守管理 <u>(施設管理目標の策定)</u> 第35条の2 材料試験炉部長及び放射線管理部長は、JMTRについて、第1編第	法令改正に伴い、施設管理
	1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理 目標を策定する。 2 材料試験炉部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、環境センター長の確認を	追加
	受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。 3 材料試験炉部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知する。	
	(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定) 第35条の3 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目	法令改正に伴い、重要度が高い系統に対する定量的な
	標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設 管理目標を策定する。 2 原子炉課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確	追加
	<u> </u>	
	3 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。	
	4 原子炉課長は、第2項の承認を得た場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に 通知する。	
(新設)	<u>(施設管理実施計画等の策定)</u> 第35条の4 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機	法令改正に伴い、施設管理 実施計画等の策定に関する
	器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。 (1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。	事項を追加
	(2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 (3) 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。	
	(4) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関すること。	

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
	(5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置	
	に関すること。	
	(6) 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に	
	関すること。	
	(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)	
	に関すること。	
	(8) 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。	
	2 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、	
	次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。	
	(1) 原子炉施設の工事の方法及び時期	
	(2) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期	
	3 第1項及び前項において、第6条の定めにより作成する年間運転計画において特	
	別な措置を講ずる期間とその内容を示した上で、試験炉規則第9条第1項第7号の	
	規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び特別な検査	•
	<u>要否整理表を定めることができる。</u>	
	4 原子炉課長は、第1項から前項までの施設管理実施計画並びに設備保全整理表及	
	び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、材料試験	
	<u>炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</u>	
	5 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意	
	<u>を得る。</u>	
	6 原子炉課長は、第4項の承認を得た場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に	
	<u>通知する。</u>	
V¢C≅L\	(保全活動の実施)	 法令改正に伴い、保全活動
(新設)	- <u>(休主は動の美地)</u> 第35条の5 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機	Mark
	器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定める	の矢旭に因りる事項と追加
	金ころにより、保全活動を実施する。	·
	<u>とこうにより、休主伯男で夫爬する。</u>	•
(新設)	(保全活動の有効性評価及び改善)	 法令改正に伴い、保全活!
	第35条の6 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機	
	器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効	
	性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善	N J D T X C ZZA
	を行う。	
(施設定期自主検査)	(定期事業者検査)	法令改正に伴い、定期事
第36条 原子炉課長は、次の各号に掲げるところにより本体施設等に係る施設定期		
自主検査を行う。ただし、第38条第2項に規定する修理及び改造中の施設、設備、	各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任	を追加
装置、機器等についてはこの限りでない。	技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1	
(1) 計測制御系統施設の緊急遮断検査を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこ	号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、こ	
<u>Ł.</u>	の限りでない。	
と。ただし、施設定期自主検査及び第38条第2項に基づく修理及び改造により	イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称	
緊急遮断のための性能検査ができない場合は、この限りでない。	<u>ロ 検査の項目及び実施体制</u>	
المنصورين والمراج ومسوو والمراوون والمراجين والمواصور والمسورو والمراج المراجع والمراجع والمراجع والمراجع	ハー予定期間	
(3) 別表第20及び別表第26に掲げる計器の校正を施設定期検査を受ける時期ご		
(3) 別表第20及び別表第26に掲げる計器の校正を施設定期検査を受ける時期ご とに行うこと。	二 定量的な施設管理目標	f .
		f .

変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
(4) 別表第21に掲げるところにより、保安上特に管理を必要とする設備の性能が		
維持されているかどうかについての検査を施設定期検査を受ける時期ごとに行う		
<u>こと。</u>	ロ 検査の項目及び検査場所	
2 照射課長は、次の各号に掲げるところにより照射設備に係る施設定期自主検査を		
行う。ただし、第38条第2項に規定する修理及び改造中の施設、設備、装置、機		t in the second
器等についてはこの限りでない。	ホ 検査の判定基準	
(1) 別表第22に掲げる計器の校正を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。		
(2) 別表第23に掲げるところにより保安上特に管理を必要とする装置の性能が維	<u>応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</u>	
持されているかどうかについての検査を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこ		
<u> 논.</u>	<u> 査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。</u>	
	4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、原子炉課長、	
	照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。	
	5 原子炉課長及び照射課長は、前項の通知を受けた場合は、材料試験炉部長に、放	
	射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。	
(おまなおようななにま)		定期事業者検査の実施に
(施設定期自主検査の実施計画) 2017年 - 1917年 - 1918	些 9 7 久 到限	関する事項を第36条に対
第37条 原子炉課長及び照射課長は、前条の施設定期自主検査(前条第1項第2号		定することから削除
に定める緊急遮断のための性能検査については除く)を行おうとする場合はそれぞれ、次の各号に掲げる事項を明らかにした本体施設等施設定期自主検査実施計画及		LE A O C C W O HIM
び照射設備施設定期自主検査実施計画を作成し、材料試験炉部長の承認を得る。 こ		
<u>の無利設備施設と明日主候宜美施計画を作成し、物料試験が静設の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第3号に定める予定期間につ</u>		
11を変更しようとする場合も、回像とする。たたし、第3号に足める了足期間に 2 いては、この限りでない。		
(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称		
(2) 検査の項目及び実施体制		
(3) 予定期間		
2 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意		
2 材料映象が印文は、前項の外部をしようこうる場合は、水子が工工技術者の同志 を得る。		·
3 照射課長は、第1項の承認を得た場合は、原子炉課長に通知する。		
3 無別株式は、第1点の不能で付た物目は、原1が株式に超加する。		
(修理及び改造)	(修理及び改造)	•
	第38条 原子炉課長は本体施設等、照射課長は照射設備について、修理及び改造が	
必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。	必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。	
	2 原子炉課長は本体施設等、照射課長は照射設備について、修理及び改造を行おう	
とする場合において、その修理及び改造が設計及び工事の方法の認可申請を伴う場		法令改正に伴う記載の過
合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした本体施設等の修理及び改造計画並びに		
照射設備に係る修理及び改造計画を作成し、材料試験炉部長の承認を得る。これを		修理及び改造に関する事項
変更しようとする場合も、同様とする。		の明確化
(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称	(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称	
(2) 修理及び改造の内容	(2) 修理及び改造の内容	
(3) 予定期間	(3) 予定期間	
3 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、環境センター長の確認を	3 材料試験炉部長は、前項の <u>同意をした</u> 場合は、環境センター長の確認を受けたの	
受けたのちに、所長の承認を得る。	ちに、所長の承認を得る。 <u>これを変更しようとする場合も、同様とする。</u>	
4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。	4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。	
	5 原子炉課長は、第3項の承認を得た場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に	
	通知する。	
<u>5</u> 照射課長は、第 <u>2</u> 項の承認を得た場合は、原子炉課長に通知する。	6 照射課長は、第 <u>3</u> 項の承認を得た場合は、原子炉課長 <u>及び放射線管理第2課長</u> に	
	通知する。	

変更前(現行)		変更後(補正後)	備考
新設)	•	(使用前事業者検査)_	 法令改正に伴い、使用前
<u>粉[[文 / _</u>		<u>へに用いず来も後年/</u> 第38条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、	
	No. of the second secon	次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉	
		主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、	- 人名と追加
		第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、	•
		この限りでない。	•
		(1) 使用前事業者検査計画	
		イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称	
		口検査の内容	
		<u>□ 後載の刊書</u> ハ 予定期間	
		(2) 使用前事業者検査要領	
		<u>(1) </u>	
		コー 検査の項目及び検査場所	
		つ 検査の項目及の検査場所 ハ 検査前条件	
		<u>ハー快車削米性</u> 二 検査の確認方法及び検査手順	
		- 快重の確認力伝及の快重子順 ホ 検査の判定基準	
		2 原子炉課長及び照射課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事	
	÷ ,	2	
		3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者	
		検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。	1
		4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、原子炉課長	
		及び照射課長に通知する。	
		5 原子炉課長及び照射課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受け	
		た場合は、材料試験炉部長に報告する。	
(保守結果の通知等)		(保守結果の通知等)	
	施設定期白主検査を終	第39条 原子炉課長及び照射課長は、第36条の定期事業者検査を終了した場合は、	法令改正に伴い、保守
した場合又は前条第2項の修理及び改造計画に基づく作業を			
結果を材料試験炉部長に報告するとともに、照射課長は原う		線管理施設に係る定期事業者検査結果の通知を受けた場合も、同様とする。	L
子炉課長が第2編第36条第2項の定めにより放射線管理が			
検査等結果の通知を受けた場合も、同様とする。			
		2 放射線管理第2課長は、第36条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果	:
		を放射線管理部長に報告するとともに、原子炉課長に通知する。	
		3 原子炉課長及び照射課長は、第38条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並	
		びに第38条の2の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部	
		長に報告する。原子炉課長が第2編第38条第5項の定めにより放射線管理施設に	
		係る修理及び改造計画に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査の終了結果の通	
		知を受けた場合も、同様とする。	
		4 原子炉課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、照射課長及び放射線管理第	
		2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射	.]
		線管理第2課長への通知を省略できる。	,
		5 照射課長は、第1項及び第3項の報告をする場合は、原子炉課長及び放射線管理	
		第2課長に通知する。	
		6 材料試験炉部長は、 <u>第1項及び第3項</u> の報告を受けた場合は、原子炉主任技術者	
もに、所長及び環境センター長に報告する。ただし、第36	5条第1項第2号に定	に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。	第36条の変更に伴う
			し書きの削除

変更前(現行)	変更後 (補正後)	備考
める緊急遮断のための性能検査については、所長及び環境センター長への報告を省		
略することができる。		
(停止中の巡視及び点検)	(停止中の巡視)	法令改正に伴う記載のi
540条 原子炉課長は、原子炉の停止中、別表第24に掲げる施設及び設備について1日1回以上巡視 <u>し、点検</u> する。	第40条 原子炉課長は、原子炉の停止中、別表第24に掲げる施設及び設備につい て1日1回以上巡視する。	正化
第4章 燃料要素等の管理	第4章 燃料要素等の管理	
541条 (省略)	第41条 (変更なし)	
(燃料要素等の貯蔵)	(燃料要素等の貯蔵)	
	第42条 原子炉課長は、燃料要素及びJMTRCで使用した燃料(以下この編にお	
いて「燃料要素等」という。)を貯蔵する場合は、別表第25に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵しない。	いて「燃料要素等」という。)を貯蔵する場合は、 <u>臨界に達しないようにするため、</u> 別表第25に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵しな	
V1、ルン、同文に1977の同似里で起えて知風の/3V1。	が改治なるにはいる知識地域で11~4、パン、阿女に1900の阿松里を超れて知識しない。	171日日で明しることで足)
原子炉課長は、燃料要素等を貯蔵している貯蔵施設に制限量を表示する。	2 原子炉課長は、燃料要素等を貯蔵している貯蔵施設に制限量を表示する。	
原子炉課長は、未使用燃料要素の貯蔵施設に施錠し、原子炉施設の運転保守業務 及び核燃料管理の業務に従事する者以外の者が立ち入る場合には、核燃料管理の業		
及び核燃料自住の未続に低争する有め外の有が立ち入る場合には、核燃料自住の未務に従事する者の指示に従わす。	: 及い核燃料管理の果物に促すする者の外の者が立ち入る場合には、核燃料管理の果 務に従事する者の指示に従わす。	
原子炉課長は、燃料要素等を貯蔵している貯蔵施設の目に付きやすい場所に貯蔵	4 原子炉課長は、燃料要素等を貯蔵している貯蔵施設の目に付きやすい場所に貯蔵	
上の注意事項を掲示する。 「原子信護」は、原子信貸」はなった。 「原子信護」は、原子信貸」はなった。	│ 上の注意事項を掲示する。 │5 原子炉課長は、原子炉停止中において炉プール、カナル、SFCプール及びCF	*
プールの水位を基準水位より50mm以上低下させないように努める。ただし、あ		
らかじめ本体施設等運転実施計画又は本体施設等炉停止中作業計画で定められた場		
合は、この限りではない。	合は、この限りではない。	
4 3 条~第 4 7 条 (省略)	第43条~第47条 (変更なし)	
mt rate at a selection of the management	庶て去 ナ、プレリなの禁 用	
第5章 キャプセル等の管理	第5章 キャプセル等の管理	
48条~第52条 (省略)	第48条~第52条 (変更なし)	
第6章 異常時の措置	第6章 異常時の措置	
5 3 条~第 6 2 条 (省略)	第53条~第62条 (変更なし)	
第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 (運転中の巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置)	第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 (運転中の巡視等において異常を認めた場合の措置)	 記載の適正化
	第63条 原子炉運転班長は、第34条第1項の運転中の巡視及び第69条の地震又	
条の地震後の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因		の措置を追加(以下同じ。
の除去及び拡大防止等の措置を講じる。この場合において、その原因及び状況が原子炉の運転継続に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、	除去及び拡大防止等の措置を講じる。この場合において、その原因及び状況が原子 炉の運転継続に支障を及ばし、又は支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、原	
原子炉課長に通報する。	子炉課長に通報する。	
	2 照射課長は、第34条第2項の運転中の巡視及び第69条の地震又は火災時の点	
点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡	★ 検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大	*

変更前 (現行)	変更後(補正後)	備考
大防止等の措置を講ずるとともにその原因及び状況並びに講じた措置を原子炉運転 班長に通報する。		WIN 2
	3 原子炉運転班長は、前項の通報を受けた場合、及び第2編第39条の定めにより 放射線管理第2課長から巡視の結果、異常を認めた旨の通報を受けた場合において、	記載の適正化
あると認めた場合は、原因の除去及び拡大防止等の措置を講ずるとともに、原子炉 課長に通報する。	あると認めた場合は、原因の除去及び拡大防止等の措置を講ずるとともに、原子炉 課長に通報する。	
動スクラムにより原子炉の停止を行うことができる。	4 原子炉運転班長は、第1項及び前項の状況が緊急性を要する場合においては、手動スクラムにより原子炉の停止を行うことができる。	
5 原子炉課長は、第1項及び第3項の通報を受けた場合において、その異常が原子 炉の運転継続に支障を及ぼすと認めた場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術 者に通報する。	5 原子炉課長は、第1項及び第3項の通報を受けた場合において、その異常が原子 炉の運転継続に支障を及ぼすと認めた場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術 者に通報する。	
よう原子炉課長に指示するとともに、所長及び環境センター長に通報する。	6 材料試験炉部長は、前項の通報を受けた場合は、原子炉の停止等の措置を講ずるよう原子炉課長に指示するとともに、所長及び環境センター長に通報する。	
7 材料試験炉部長は、前項の措置を指示する場合は、原子炉主任技術者の同意を得 る。	7 材料試験炉部長は、前項の措置を指示する場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。	
8 原子炉課長は、第6項の指示を受けた場合は、原子炉の停止等の措置を講じる。	8 原子炉課長は、第6項の指示を受けた場合は、原子炉の停止等の措置を講じる。	
(停止中の巡視及び点検において異常を認めた場合の措置) 第64条 原子炉課長は、第30条第1項の運転開始前の措置、第35条の運転停止	(停止中の巡視等において異常を認めた場合の措置) 第64条 原子炉課長は、第30条第1項の運転開始前の措置、第35条の運転停止	記載の適正化
後の措置 <u>並びに</u> 第40条第1項の停止中の巡視 <u>及び点検</u> の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。	後の措置 <u>及び</u> 第40条第1項の停止中の巡視 <u>並びに第69条の地震又は火災時の点</u> <u>検</u> の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大	
 2 照射課長は、第30条第1項の運転開始前の措置の結果、異常を認めた場合は、	防止等の措置を講じる。 2 照射課長は、第30条第1項の運転開始前の措置並びに第69条の地震又は火災	
その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。この場合 において、その原因及び状況並びに講じた措置を原子炉課長に通報する。		
3 原子炉課長は、前項の通報を受けた場合、第1項及び前項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めた場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報する。	3 原子炉課長は、前項の通報を受けた場合、第1項及び前項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めた場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報する。	
講ずるよう指示するとともに、所長及び環境センター長に通報する。	4 材料試験炉部長は、前項の通報を受けた場合は、JMTRの保安に必要な措置を 講ずるよう指示するとともに、所長及び環境センター長に通報する。	
5 材料試験炉部長は、前項の措置を指示する場合は、原子炉主任技術者の同意を得 る。	5 材料試験炉部長は、前項の措置を指示する場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。	1 2
第65条~第68条 (省略)	第65条~第68条 (変更なし)	
第6節 地震 <u>後</u> の措置 (地震後の措置)	第6節 地震 <u>又は火災時</u> の措置 (地震又は火災時の措置)	火災時の措置を追加
	第69条 地震又は火災が発生した場合は、原子炉課長は本体施設等、照射課長は照	
設備 <u>を点検し、JMTRの保安に影響がないことを確認する</u> 。	について次の措置を講ずる。 (1) 震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、JMTRの保安	
	17. 多郷がかいてしたな辺する	•

V-7

認する。

に影響がないことを確認する。 (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるととも に、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、JMTRの保安に影響がないことを確

			変更前	介(現行)					-			. :	変更後	(補正後	()						備考	***************************************
2 放射級	食理第	2課長は、前	「項の確認		子炉課長に	通報すん	<u></u> る。	2 放	射線管	理第	2課長	は、前項				課長に	角報する			-	· · · · · · · · ·	
3 原子均	課長は、	、第1項の確	認を行っ	た場合及び前	前項の通幸	を受けれ	。 た場合、照射課	3 原	子炉課	長は	、第1	項の確認	を行った	た場合及	アバ前項	の通報	を受けた	· ·場合、「	照射課			
長は、第	第1項の	確認を行った	場合は、	材料試験炉	部長及び原	子炉主	任技術者に通報	長は	、第1	項の	確認を	行った場合	合は、	材料試験	炉部長	及び原	子炉主任	技術者	に涌報			
する。				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				する		71		1.5 7.2 %	Д .о	14 1 1 11-4-4	(// pape and	.,,,	4 //		. – , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
									T .													
第70条	(省略))		•				第70	条 (変更	なし)				-							
		•		ž																,		
贸	57章	放射線管理							第7	章	放射線	管理										
								-"												,		
第71条~	第739	条 (省略)						第71	条~第	7 3	条 (変更なし)									
								1		•												
																				-		
						, .									•							
	•						* . *															
	•								•												•	
	•						*				•									A		
							*															
				•																		
																			. •			
					. •																	
'				•									-									
				•.																1 .		
																					•	
								-	* •								•			'		
				•										•					•		•	
																·						
				•																		
								}												•		
													•			/						
												-										
																				•		
	•																					
															-			:				
																٠.		I ·				
					,		• "															
		*.		4							•											
									*								11 v		•			
								1														

	変更前	(現行)			変更後(補正後	<u>(</u>)		備考
別表第1~別表第17	(省略)			別表第1~別表第1	7 (変更なし)			
引表第18 原子炉運転	中の本体施設等の	 巡視 <u>及び点検</u> (第3	4条関係)	別表第18 原子炉	- 運転中の本体施設等の巡視((第34条関係)		法令改正に伴う記載の
施設等	系統及び設備			施設等	系統及び設備			正化
原子炉冷却系統施設	一次冷却系統			原子炉冷却系統施設	一次冷却系統	•		
	二次冷却系統	T 64:	•	1 1	二次冷却系統 プールカナル循環系統			
	プールカナル循環 UCL系統	<u> </u>		· II	UCL系統		**	
制御材駆動設備等	計装設備		,	制御材駆動設備等	計装設備			
100000000000000000000000000000000000000	制御設備				制御設備			
	バックアップスク	ラム			バックアップスクラム	5		
AN LIE L. TY MAKE LIE CT. LEE	装置			STATE OF THE CONTRACTOR	装置			
電源、給排水及び給排気施 設等	電源系統 排水系統			電源、給排水及び給排 設等	‡気施 電源系統 排水系統			
INC T	タンクヤード			IX T	タンクヤード			
	純水系統		e e		純水系統			
	給排気系統				給排気系統			
	空気系統				空気系統			
	N ₂ ガス系統				N2ガス系統		4	
主幣10 原乙烷 東起	1の四目乳港の20	/担取が占給(答り /	久朋友)	別表第19 原子炉	運転中の照射設備の巡視(第	21冬胆低)		法令改正に伴う記載の
表第19 原子炉運転 設備 装置	サの照例設備の辺	《視 <u>及び点検</u> (第34	宋舆保/	別衣先19 原丁かり 設備 装置	建転中の無利設備の巡視(条	504米民际/		正化
照射設備* キャプセル照象	大装置		,		セル照射装置		• •	111111111111111111111111111111111111111
BOCA照射装					A照射装置		* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
OSF-1照射	寸装置			OSF-	- 1 照射装置			
水カラビット!		- 41			ビット照射装置	11A		
*:「照射設備運転実施計画	画」に基づき停止中	の装置を除く。		*:「照射設備運転実	『施計画』に基づき停止中の装置を	除く。		
J表第20 施設定期自	上給杏 (笠36条	至1項筆3层関係)		別表第20 削除				第36条の変更に伴うる
	B名	WINDLE O CKN-1 CK		7714CSJ 2 0 H3MK				第30米の変更に任うる
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							Hilky
	め系ペリオド計							
<u>対数</u>	<u> </u>					1000		
<u>at</u>	女出力系ペリオド							
<u> </u>	メ田刀ポペリュト							
線用	5出力系線形出力			-		•		
<u>計</u>								
	<u> </u>							1
	<u>ア炉出口圧力計</u>	·		·			et e	
	- ジタンク圧力計 公差圧計							
	子炉入口流量計 ·			·		*		
	ポンプ出口流量		• .					
<u></u>								
	-ジタンク液面計	*			•		•	1
	<u>子炉出入口温度計</u>	•					•	
	子炉出入口温度差					r		
<u></u>	上 出力計							
	ランク圧力計						1 **	
	(タンク入口流量							
計	4-10-0-14-							1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
<u> 充均</u>	真ポンプ出口流量	* * *						
					<u></u>	9		1

•		The section of the Court day of			
•		変更前 (現行)		変更後(補正後)	備考
·	脱	気タンク液面計			
		理水タンク液面計 イズンタンク圧力			grand and a second
	その他 計	1 人 フタ フク 圧 力			
	光	イズンタンク差圧			
	計	「ハンノンノ足圧			
	ポ	イズンタンク液面			
	計				•
	ポ	イズンタンク温度			•
	計				
		プール液面計			
		水系貯槽液面計			
		室内圧計			•
		<u>液タンク水位計</u> ンプピット水位計			• •
	1 12	<u>ンノヒット水位計</u>			4
築り	1 木体協設等	の施設定期自主検査(第36条第1項第	/ 是即仏)	即主第9.1 附於	第36条の変更に伴う
設	1 <u>本体施設等</u> 系統又は設備	▽ 施設と知日土役員 (第30米第1項第 装置又は機器	<u>4万国际/</u> 検査項目		別のロネジを文に行う 削除
	<u> 示航 スペ 設 間</u> 原子炉本体	<u> </u>			יואו נים.
<u> </u>			外観検査		•
	備	使用済燃料ラック	外観検査		
	主循環系統	圧力バウンダリ構成機器	漏えい検査		•
			作動検査		
			作動検査		•
	*		作動検査		
		圧力サージタンク安全弁 主要弁	作動検査 作動検査		
		主循環ポンプ、緊急ポンプ配電盤	<u>作</u> 類恢宜 絶縁抵抗検査		
		<u>土曜条小ンク、景志小ンクに電益</u> 熱交換器	漏えい検査		
	精製系統		漏えい検査		
	非常用冷却設備	一次冷却系統配管破損検出系の関連機器	動作確認検査		
	燃料破損検出系の		動作確認検査		
	計核計装		設定値確認検査		4.7
	<u>プロセス計装</u>	原子炉停止回路に信号を発信する計装	設定値確認検査		Control of the Control
	制		設定値確認検査		•
	<u>錮</u> <u>系</u>	出系に信号を発信する計装	- シール・シール シール・シール シール・シール かっぱん かいま		**
	統	その他の主要な安全保護回路に信号を発信す る計装	設定値確認検査		
	設 安全保護回路	原子炉停止回路	安全動作検査		
	備	その他の主要な安全保護回路	インターロック検査		
			警報作動検査		
	制御設備	制御棒駆動装置	切離し遅れ時間測定		
			落下加速度測定		•
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	112 2 112 2 112	駆動速度検査		
	バックアップスク		<u>濃度分析検査</u>		
	<u>ラ</u> <u>ム系統</u>		作動検査 絶縁抵抗検査		
	<u> </u>	<u>巴里金</u>	心冰热机快宜		
	第1排水系	排水ポンプ	作動検査		
	21 4/1 /4+/15	主要弁	作動検査		
-			外観検査		
		配電盤	絶縁抵抗検査		
	原子炉格納施設	原子炉建家	漏えい検査		
			<u>負圧確認検査</u>		
	of an day co-		作動検査		•
定施	二次冷却系統*	循環ポンプ	作動検査		• '
	<u> </u>	冷却塔	外観検査		

	変更前(現行)			変更後(補正後)		備考
*	主要弁	作動検査				
And the second second	主配管	外観検査				-
	補助ポンプ	作動検査		* -		
4 4	循環ポンプ、補助ポンプ配電盤	絶縁抵抗検査				
排排気筒		外観検査				* .
気 主ダクト		外観検査] ' ' ,			
設非常用排気設	排風機	作動検査				
備 備	フィルタバンク	捕集効率検査				
	主要弁	作動検査			•	
	配電盤	絶縁抵抗検査				
非常用電源設備	ディーゼル発電機	<u> 絶縁抵抗検査</u>				1
·		負荷検査		₩		
		発電機切換検査	[·]	en en en en en en en en en en en en en e		
	蓄電池	機能検査				
電源系統	受配電盤(主循環ポンプ配電盤に関連す					
starter at the 12 No. No. and	配電盤)	開閉器作動検査				
空気系統(非常用	- 空気圧縮機	作動検査				*
排気設備及び燃料	王配官	漏えい検査		• •		
<u>破損検出系の関連</u> 系)		<u>絶縁抵抗検査</u>	* .			
	 と胸腫のため、一切が打で伏の選むユシグニ	ナルンフレめた枠がナフ	J.			1.
. 二次作列未就の行列や	<u> 拷倒壊のため、二次冷却系統の運転が行え</u>	とはいてのかの际外りる。				
	•		•		r ·	
第99 取針塾供の	旋弧空期白于烩木 (第96	百笛 1 早朋校)	Dill to Maria	^		第36条の変更に伴う
	施設定期自主検査(第36条第25	以	別表第22 削	<u>ボ</u>		削除
	5名 24 年 - 1					עא נינו
マプセル照射装置 真空	2排気装置モニタ		. [× .	. •
研究	元系トリチウムモニタ エペナスエカミ		the second second			
プレム照射表直 局力	E給水系圧力計 Eニタ					
			1			
3 c 一 四极级道 137			1	•		1
	可水流量計 19第3 日 日 土 計					
炉内	内管入口圧力計		1			
炉 炉	内管入口圧力計 内管出口圧力計					
炉 炉 炉 炉 水モ	内管入口圧力計 内管出口圧力計 5二夕					
ゲア 炉 か せ か も か う ビッ ト 照射 装置 冷 去	内管入口圧力計 内管出口圧力計 5三夕 引水流量計					
炉炉 炉炉 水モ ウラビット照射装置 冷去 冷去	内管入口圧力計 内管出口圧力計 モニタ 即水流量計 即水モニタ					
がた がで 水モ カラビット照射装置 冷ま 冷ま	内管入口圧力計 内管出口圧力計 5三夕 引水流量計					
炉炉 炉炉 水モ カラビット照射装置 <u>冷</u> 去 冷去 ラヒ	N管入口圧力計 N管出口圧力計 Eニタ 明水流量計 明水モニタ ピット水中チェックモニタ	6年9月間底)		^		年 96条の亦再に座る
炉炉 炉炉 水モカラビット照射装置 冷ま 冷ま ラヒ	N管入口圧力計 N管出口圧力計 Eニタ 別水売量計 別水モニタ ビット水中チェックモニタ 施設定期自主検査(第36条第25		別表第23 <u>削</u> [<u> </u>		1
がた カラビット照射装置 冷ま 冷ま ラヒ 第 2 3 照射設備の 機器等	N管入口圧力計 内管出口圧力計 Eニタ 切水流量計 切水元二タ ビット水中チェックモニタ 施設定期自主検査(第36条第2項	検査項目	別表第23 <u>削</u> [<u> </u>		第36条の変更に伴う 削除
がた カラビット照射装置 かま カラビット照射装置 かま ラヒ 第23 照射設備の 機器等 DCA照射装置 計測能	N管入口圧力計 N管出口圧力計 Eニタ 即水流量計 即水二二夕 ごット水中チェックモニタ 施設定期自主検査(第36条第2項 所開発に関係を発信する		別表第23 <u>削</u> [<u> </u>		1
がた。	N管入口圧力計 内管出口圧力計 Eニタ 型水流量計 型水モニタ ごット水中チェックモニタ 施設定期自主検査(第36条第2項 動物系(安全保護回路に信号を発信する	検査項目 設定値確認検査	別表第23 <u>削</u> [<u>ĉ</u>		1
がた。	内管入口圧力計 内管出口圧力計 Eニタ 刺水流量計 刺水モニタ ビット水中チェックモニタ 施設定期自主検査(第36条第2項 動御系(安全保護回路に信号を発信する 計	検査項目 設定値確認検査 作動検査	別表第23 <u>削</u> [£		1
	内管入口圧力計 内管出口圧力計 三二夕 却水流量計 即水モニタ ジット水中チェックモニタ 施設定期自主検査(第36条第2項 動側解系(安全保護回路に信号を発信する 合	検査項目 設定値確認検査 作動検査 絶縁抵抗検査	別表第23 <u>削</u> 隊	<u>₹</u>		1
がた。	内管入口圧力計 内管出口圧力計 Eニタ 却水流量計 却水モニタ ピット水中チェックモニタ 施設定期自主検査(第36条第2項 整理 関連系(安全保護回路に信号を発信する ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	検査項目 設定値確認検査 作動検査	別表第23 <u>削</u> [<u>₹</u>		1
がた。	内管入口圧力計 内管出口圧力計 Eニタ 却水流量計 却水モニタ ビット水中チェックモニタ 施設定期自主検査(第36条第2項 整 制御系(安全保護回路に信号を発信する 合 ポンプ電源盤 制御系(安全保護回路に信号を発信する	検査項目 設定値確認検査 作動検査 絶縁抵抗検査 設定値確認検査	別表第23 <u>削</u> [<u> </u>		1
がた から から から から から から から から から から から から から	内管入口圧力計 内管出口圧力計 Eニタ 即水流量計 即水モニタ ごット水中チェックモニタ 施設定期自主検査(第36条第2項 長 開御系(安全保護回路に信号を発信する ・ ・ ポンプ電源盤 剛御系(安全保護回路に信号を発信する	検査項目 設定値確認検査 作動検査 絶縁抵抗検査 設定値確認検査 漏えい検査	別表第23 <u>削</u> [\hat{\hat{\hat{\hat{\hat{\hat{\hat{		1
が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	内管入口圧力計 内管出口圧力計 Eニタ 即水流量計 即水モニタ ごット水中チェックモニタ が設定期自主検査(第36条第2項 長 開御系(安全保護回路に信号を発信する で で ポンプ電源盤 開御系(安全保護回路に信号を発信する	検査項目 設定値確認検査 作動検査 絶縁抵抗検査 設定値確認検査 漏えい検査 作動検査	別表第23 <u>削</u> [₹		1
が が が が が が が が が が が が が が が が が が か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま ま り で か ま で か で か で か で か で か で か で か で か で	内管入口圧力計 内管出口圧力計 Eニタ 即水流量計 即水モニタ ビット水中チェックモニタ 施設定期自主検査(第36条第2項 動御系(安全保護回路に信号を発信する でプ電源盤 別御系(安全保護回路に信号を発信する 関御系(安全保護回路に信号を発信する	検査項目 設定値確認検査 作動検査 絶縁抵抗検査 設定値確認検査 漏えい検査 作動検査	別表第23 <u>削</u> [È		1
原	内管入口圧力計 内管出口圧力計 上二夕 却水流量計 却水モニタ ジット水中チェックモニタ 施設定期自主検査(第36条第2項 動御系(安全保護回路に信号を発信する 合 ペンプ電源盤 側御系(安全保護回路に信号を発信する	検査項目 設定値確認検査 作動検査 絶縁抵抗検査 設定値確認検査 漏えい検査 作動検査 作動検査 作動検査	別表第23 <u>削</u> 隊	£		1
原	内管入口圧力計 内管出口圧力計 上二夕 引水流量計 引水モニタ ビット水中チェックモニタ 施設定期自主検査(第36条第2項 動御系(安全保護回路に信号を発信する 社 ポンプ電源盤 同御系(安全保護回路に信号を発信する を ポンプ電源盤 同御系(安全保護回路に信号を発信する	検査項目 設定値確認検査 作動検査 超之値確認検査 アラストル検査 作動検査 作動検査 作動検査	別表第23 削瓜	₹		1
が から から から から から から から から から から から から から	内管入口圧力計 内管出口圧力計 Eニタ 初水流量計 初水モニタ ピット水中チェックモニタ 施設定期自主検査(第36条第2項 整調御系(安全保護回路に信号を発信する 社 ペンプ電源盤 制御系(安全保護回路に信号を発信する を の の の の の の の の の の の の の	検査項目 設定値確認検査 作動検査 絶縁抵抗検査 設定値確認検査 漏えい検査 作動検査 作動検査 作動検査	別表第23 <u>削</u> [₹		
がたが、水子 から から から から から から から から から から から から から	内管入口圧力計 内管出口圧力計 Eニタ 却水流量計 却水二字 ごット水中チェックモニタ 施設定期自主検査(第36条第2項 整 側御系(安全保護回路に信号を発信する ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	検査項目 設定値確認検査 作動検査 絶縁抵抗検査 設定値確認検査 漏えい検査 作動検査 作動検査 作動検査 作動検査 作動検査 企動検査	別表第23 <u>削</u> [€		第36条の変更に伴う 削除
原 から から から から から から から から から から から から から	内管入口圧力計 内管出口圧力計 Eニタ 却水流量計 却水二字 ごット水中チェックモニタ 施設定期自主検査(第36条第2項 整 側御系(安全保護回路に信号を発信する ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	検査項目 設定値確認検査 作動検査 超之値確認検査 アラストル検査 作動検査 作動検査 作動検査	別表第23 <u>削</u> [₹		1
がたが、	内管入口圧力計 内管出口圧力計 Eニタ 却水流量計 却水二字 ごット水中チェックモニタ 施設定期自主検査(第36条第2項 整 側御系(安全保護回路に信号を発信する ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	検査項目 設定値確認検査 作動検査 絶縁抵抗検査 設定値確認検査 漏えい検査 作動検査 作動検査 作動検査 作動検査 作動検査 企動検査	別表第23 <u>削</u> [<u>*</u>		

	変更前(現行	方)				·	変更後(補〕	正後)				備考	
表第24 原子炉停止中	の本体施設等の巡視	及び点検(第	(40条関係)		別表第24 原子	子炉停止中の2	本体施設等の巡る	規(第409	を関係)		•	法令改正に伴	う記載の
施設等		勤務日 休日等			施設等		た及び設備	勤務日休				正化	
原子炉冷却系統施設	一次冷却系統	0 0			原子炉冷却系統施		(冷却系統		0				
	二次冷却系統	<u> </u>	-				 (冷却系統	0					
	プールカナル循環系統	<u> </u>			}		-ルカナル循環系統						
	UCL系統	0 0					L系統		0				
	計装設備	<u> </u>			制御材駆動設備等		長設備	1 . 👱			-		
	制御設備 バックアップスクラム	0 0					⊉設備 √クアップスクラム		0 .				
	ハツクテツノスクラム 装置					ハッ			- -				
	電源系統	0 0			電源、給排水及び		系統	- 0					
	排水系統				設等		スポール ス系統		5				
• •	タンクヤード	 					クヤード		ŏ , .				
	純水系統	<u> </u>					く系統・		<u> </u>				
	給排気系統	0 0					気系統	0	<u>o</u>				
	空気系統	0 0			1		系統		<u>O</u> ·				
	N2ガス系統	<u> </u>				N ₂	ガス系統	0					
):巡視及び点検を行う。	 ○:点検を行う。	<u>│</u>	 i 絵を行わわい			2/// 3E	を行わない。						
』:巡視 <u>及ひ点使</u> を行う。 <u>:二次冷却系統の冷却塔↓</u>				及び倒壊し	- 旦・処況を行う。	一. 巡伤	1 C 1 1 4 / / & V 1 o						-
	犬態における保安のため			~ C 21 mx C									
											*		
												i .	:
第25 (省略)					別表第25 (変	変更なし)		-					
						_							
	検査(プロセスモニ		6条第1項第		別表第26 <u> 削除</u>	<u> </u>						第36条の変更	に伴う:
器種別 測定箇所		数 測定目的		測定線	,							削除	
/g/A 却ルエーカ /b/^ 4日:		<u>k</u>	中央体人到中中世	種									
次冷却水モニタ 一次冷却	£ 10 ⁻¹ ~10 ⁵	<u>a</u>	中の核分裂生成物										
- 次冷却水モニタ 一次冷却		<u>2</u> 一次冷却水 から放出さ	れる遅発中性子の										
次冷却水モニタ 一次冷却	£ 10 ⁻¹ ~10 ⁵	<u>a</u>	れる遅発中性子の										
	$\frac{1 \cdot 0^{-1} \sim 1 \cdot 0^{-5}}{s^{-1}}$	₹	れる遅発中性子の	線						*			
	$\frac{1 \cdot 0^{-1} \sim 1 \cdot 0^{-5}}{s^{-1}}$	型 一次冷却水から放出さ線束密度の 1 一次冷却系	れる遅発中性子の 連続監視 -	線									
気ガスモニタ 一次冷却	$\frac{10^{-1} \sim 10^{5}}{s^{-1}}$ $\frac{10^{-1} \sim 10^{5}}{s^{-1}}$ $\frac{10^{-1} \sim 10^{5}}{s^{-1}}$	立 一次冷却水から放出さ線束密度の 1 一次冷却系射性物質濃	れる遅発中性子の 連続監視 の脱気ガス中の放 度の連続監視	<u>線</u> <u>ガンマ</u> <u>線</u>						•			
気ガスモニタ	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	型 一次冷却水から放出さ線束密度の 1 一次冷却系射性物質濃 1 プールカナ	れる遅発中性子の 連続監視 の脱気ガス中の放 度の連続監視 ル系の水中放射性	線ガンマ線はガンマ									
気ガスモニタ 一次冷却	$\frac{10^{-1} \sim 10^{5}}{s^{-1}}$ $\frac{10^{-1} \sim 10^{5}}{s^{-1}}$ $\frac{10^{-1} \sim 10^{5}}{s^{-1}}$	2 一次冷却水から放出さ線束密度の 1 一次冷却系射性物質濃	れる遅発中性子の 連続監視 の脱気ガス中の放 度の連続監視 ル系の水中放射性	<u>線</u> <u>ガンマ</u> <u>線</u>									
気ガスモニタ	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	 型 2 一次冷却水から放出を線束密度の 1 一次冷却系射性物質濃 1 ブールカナ物質濃度の 	れる遅発中性子の 連続監視 の脱気ガス中の放 度の連続監視 ル系の水中放射性 連続監視	タ ガンマ 線									
気ガスモニタ	$\begin{array}{c c} & \frac{10^{-1} \sim 10^{5}}{s^{-1}} & \frac{2}{s^{-1}} \\ & & \frac{10^{-1} \sim 10^{5}}{s^{-1}} & \frac{1}{s^{-1}} \\ & & \frac{10^{-1} \sim 10^{5}}{s^{-1}} & \frac{1}{s^{-1}} \\ & & & \end{array}$	 型 一次冷却水から放出さ線束密度の 1 一次冷却系射性物質濃 1 プールカナ物質濃度の 1 ブールカナ 	れる遅発中性子の 連続監視 の脱気ガス中の放 度の連続監視 ル系の水中放射性 連続監視 ル系のイオン交換	② <u>線</u> 数 <u>ガンマ</u> 線 上 ガンマ 線 単 ガンマ									
気ガスモニタ	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	1 一次冷却水から放出さ線束密度の 1 一次冷却系射性物質濃 1 プールカナ物質濃度の 1 ブールカナ塔の放射性	れる遅発中性子の 連続監視 の脱気ガス中の放 度の連続監視 ル系の水中放射性 連続監視	② <u>線</u> 数 <u>ガンマ</u> 線 上 ガンマ 線 単 ガンマ									
気ガスモニタ 一次冷却 ナル水モニタ プールカル系 脂塔モニタ プールカル系	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	型 2 一次冷却水から放出さ線束密度の 1 一次冷却系射性物質濃 1 プールカナ物質濃度の 1 ブールカナ塔の放射性視	れる遅発中性子の 連続監視 の脱気ガス中の放 度の連続監視 ル系の水中放射性 連続監視 ル系のイオン交接 物質濃度の連続監	一線 ガンマ 線 ガンマ 線 ガンマ 線 ガンマ 線 ガンマ 線 ガンマ 線 カルマ 線 カルマ りゅう りゅっ									
気ガスモニタ 一次冷却 ナル水モニタ プールカル系 脂塔モニタ プールカル系	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	型 2 一次冷却水から放出さ線束密度の 1 一次冷却系射性物質濃 1 プールカナ物質濃度の 1 ブールカナ塔の放射性視	れる遅発中性子の 連続監視 の脱気ガス中の放 度の連続監視 ル系の水中放射性 連続監視 ル系のイオン交接 物質濃度の連続監 水中放射性物質濃	一線 ガンマ 線 ガンマ 線 ガンマ 線 ガンマ 線 ガンマ 線 ガンマ 線 カルマ 線 カルマ りゅう りゅっ									
気ガスモニタ 一次冷却 ナル水モニタ ブールカル系 脂塔モニタ ブールカル系 液タンク水モニ 廃液貯槽	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	 型 一次冷却水から放出度の 線束密度の 1 一次冷却系射性物質 1 ブールカナ物質濃度の 1 ブールカナ塔の放射性視 7 廃液中槽の度の連続監 	れる遅発中性子の連続監視 の脱気ガス中の放度の連続監視 ル系の水中放射性連続監視 ル系のイオン交接物質濃度の連続監 水中放射性物質濃度	線 ガンマ 線 ガシマ 接 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガタマ 対線 ガタマ 対象 ガタマ カラマ カ									
気ガスモニタ 一次冷却 ナル水モニタ ブールカル系 脂塔モニタ ブールカル系 液タンク水モニ 廃液貯槽	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	記 一次冷却水から放出度 線束密度の 1 1 一次冷却系射性物質濃度の 1 ブールカナ物質濃度の 1 ブールカナ塔の放射性視 7 廃液貯槽の度の連続監 1 二次冷却水	れる遅発中性子の 連続監視 の脱気ガス中の放 度の連続監視 ル系の水中放射性 連続監視 ル系のイオン交接 物質濃度の連続監 水中放射性物質濃 視	線 ガンマ 線 ガシマ 接 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガタマ 対線 ガタマ 対象 ガタマ カラマ カ									
気ガスモニタ 一次冷却 ナル水モニタ ブールカル系 脂塔モニタ ブールカル系 液タンク水モニ 廃液貯槽	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	 型 一次冷却水から放出度の 線束密度の 1 一次冷却系射性物質 1 ブールカナ物質濃度の 1 ブールカナ塔の放射性視 7 廃液中槽の度の連続監 	れる遅発中性子の 連続監視 の脱気ガス中の放 度の連続監視 ル系の水中放射性 連続監視 ル系のイオン交接 物質濃度の連続監 水中放射性物質濃 視	線 ガンマ 線 ガシマ 接 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガタマ 対線 ガタマ 対象 ガタマ カラマ カ									
大ル水モニタ	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	記 一次冷却水から放出度 線束密度の 1 1 一次冷却系射性物質濃度の 1 ブールカナ物質濃度の 1 ブールカナ塔の放射性視 7 廃液貯槽の度の連続監 1 二次冷却水	れる遅発中性子の 連続監視 の脱気ガス中の放 度の連続監視 ル系の水中放射性 連続監視 ル系のイオン交接 物質濃度の連続監 水中放射性物質濃 視	線 ガンマ 線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガンマ ガシマ ガンマ									
気ガスモニタ 一次冷却 ナル水モニタ ブールカール系 脂塔モニタ ブールカール系 液タンク水モニ 廃液貯槽	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	記 一次冷却水から放出度 線束密度の 1 1 一次冷却系射性物質濃度の 1 ブールカナ物質濃度の 1 ブールカナ塔の放射性視 7 廃液貯槽の度の連続監 1 二次冷却水	れる遅発中性子の 連続監視 の脱気ガス中の放 度の連続監視 ル系の水中放射性 連続監視 ル系のイオン交接 物質濃度の連続監 水中放射性物質濃 視	線 ガンマ 線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガンマ ガシマ ガンマ									
気ガスモニタ	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	記 一次冷却水から放出度 線束密度の 1 1 一次冷却系射性物質濃度の 1 ブールカナ物質濃度の 1 ブールカナ塔の放射性視 7 廃液貯槽の度の連続監 1 二次冷却水	れる遅発中性子の 連続監視 の脱気ガス中の放 度の連続監視 ル系の水中放射性 連続監視 ル系のイオン交接 物質濃度の連続監 水中放射性物質濃 視	線 ガンマ 線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガンマ ガシマ ガンマ									
気ガスモニタ 一次冷却 ナル水モニタ ブールカール系 脂塔モニタ ブールカール系 液タンク水モニ 廃液貯槽 次冷却水モニタ 二次冷却	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	 型 一次冷却水から放出度の 線束密度の 1 一次冷却系 線束密度の 1 一次分類系 射性物質。 1 ブールカナックを である。 1 ブールカナ性 視のである。 2 アルカナ性の である。 3 アルカナ性の である。 4 アルカナ性の である。 5 アルカナ性の である。 6 アルカナ性の である。 7 上海の連続監 1 二次の連続監 	れる遅発中性子の 連続監視 の脱気ガス中の放 度の連続監視 ル系の水中放射性 連続監視 ル系のイオン交接 物質濃度の連続監 水中放射性物質濃 視	線 ガンマ 線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガンマ ガシマ ガンマ 即主幣27 並	十分 羽(守 松) 田 /	7.御令体元.正 ン゙ト	市田 七	\$7. 久 期1	<u>د)</u>				
気ガスモニタ 一次冷却 ナル水モニタ ブールカール系 脂塔モニタ ブールカール系 液タンク水モニ 廃液貯槽 次冷却水モニタ 二次冷却	系 10 ⁻¹ ~10 ⁵ 2 系 10 ⁻¹ ~10 ⁵ 1	 型 一次冷却水から放出度の 線束密度の 1 一次冷却系 線束密度の 1 一次分類系 射性物質。 1 ブールカナックを である。 1 ブールカナ性 視のである。 2 アルカナ性の である。 3 アルカナ性の である。 4 アルカナ性の である。 5 アルカナ性の である。 6 アルカナ性の である。 7 上海の連続監 1 二次の連続監 	れる遅発中性子の 連続監視 の脱気ガス中の放 度の連続監視 ル系の水中放射性 連続監視 ル系のイオン交接 物質濃度の連続監 水中放射性物質濃 視	線 ガンマ 線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガンマ ガシマ ガンマ 別表第27 放射	寸線測定機器 <u>@</u>	D測定箇所及び6		572条関係	я́)		記載の適正化		
2気ガスモニタ 一次冷却 コナル水モニタ ブールカール系 対脂塔モニタ ブールカール系 逐液タンク水モニ 廃液貯槽 た次冷却水モニタ 二次冷却	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	 型 一次冷却水から放出度の 線束密度の 1 一次冷却系 線束密度の 1 一次分類系 射性物質。 1 ブールカナックを である。 1 ブールカナ性 視のである。 2 アルカナ性の である。 3 アルカナ性の である。 4 アルカナ性の である。 5 アルカナ性の である。 6 アルカナ性の である。 7 上海の連続監 1 二次の連続監 	れる遅発中性子の 連続監視 の脱気ガス中の放 度の連続監視 ル系の水中放射性 連続監視 ル系のイオン交接 物質濃度の連続監 水中放射性物質濃 視	線 ガンマ 線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガンマ ガシマ ガンマ 別表第27 放射	寸線測定機器 <u>6</u>	<u>D</u> 測定箇所及び値 (変更なし		572条関係	系)				
2気ガスモニタ 一次冷却 コナル水モニタ ブールカール系 対脂塔モニタ ブールカール系 逐液タンク水モニ 廃液貯槽 た次冷却水モニタ 二次冷却	系 10 ⁻¹ ~10 ⁵ 2 系 10 ⁻¹ ~10 ⁵ 1	 型 一次冷却水から放出度の 線束密度の 1 一次冷却系 線束密度の 1 一次分類系 射性物質。 1 ブールカナックを である。 1 ブールカナ性 視のである。 2 アルカナ性の である。 3 アルカナ性の である。 4 アルカナ性の である。 5 アルカナ性の である。 6 アルカナ性の である。 7 上海の連続監 1 二次の連続監 	れる遅発中性子の 連続監視 の脱気ガス中の放 度の連続監視 ル系の水中放射性 連続監視 ル系のイオン交接 物質濃度の連続監 水中放射性物質濃 視	線 ガンマ 線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガンマ ガシマ ガンマ 別表第27 放射	寸線測定機器 <u>6</u>			572条関係	系)				
プラガスモニタ 一次冷却 コナル水モニタ プールカー ル系 対脂塔モニタ ブールカー	系 10 ⁻¹ ~10 ⁵ 2 系 10 ⁻¹ ~10 ⁵ 1	 型 一次冷却水から放出度の 線束密度の 1 一次冷却系 線束密度の 1 一次分類系 射性物質。 1 ブールカナックを 2 ブールカナ性視 7 廃液の連続監 1 二次の連続監 1 二次の連続監 	れる遅発中性子の 連続監視 の脱気ガス中の放 度の連続監視 ル系の水中放射性 連続監視 ル系のイオン交接 物質濃度の連続監 水中放射性物質濃 視	線 ガンマ 線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガンマ ガシマ ガンマ 別表第27 放射	寸線測定機器 <u>6</u>			9.7.2条 関係	系)				
2気ガスモニタ 一次冷却 コナル水モニタ ブールカール系 対脂塔モニタ ブールカール系 逐液タンク水モニ 廃液貯槽 た次冷却水モニタ 二次冷却	系 10 ⁻¹ ~10 ⁵ 2 系 10 ⁻¹ ~10 ⁵ 1	 型 一次冷却水から放出度の 線束密度の 1 一次冷却系 線束密度の 1 一次分類系 射性物質。 1 ブールカナックを 2 ブールカナ性視 7 廃液の連続監 1 二次の連続監 1 二次の連続監 	れる遅発中性子の 連続監視 の脱気ガス中の放 度の連続監視 ル系の水中放射性 連続監視 ル系のイオン交接 物質濃度の連続監 水中放射性物質濃 視	線 ガンマ 線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガンマ ガシマ ガンマ 別表第27 放射	寸線測定機器 ₫			第72条 関化	<u>~)</u>				
2気ガスモニタ 一次冷却 コナル水モニタ ブールカール系 対脂塔モニタ ブールカール系 逐液タンク水モニ 廃液貯槽 た次冷却水モニタ 二次冷却	系 10 ⁻¹ ~10 ⁵ 2 系 10 ⁻¹ ~10 ⁵ 1	 型 一次冷却水から放出度の 線束密度の 1 一次冷却系 線束密度の 1 一次分類系 射性物質。 1 ブールカナックを 2 ブールカナ性視 7 廃液の連続監 1 二次の連続監 1 二次の連続監 	れる遅発中性子の 連続監視 の脱気ガス中の放 度の連続監視 ル系の水中放射性 連続監視 ル系のイオン交接 物質濃度の連続監 水中放射性物質濃 視	線 ガンマ 線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガシマ 対線 ガンマ ガシマ ガンマ 別表第27 放射	寸線測定機器 <u>《</u>			572条関化	系)				

	亦王	î Atr /	祖行)		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	水田が	幺 /4	金元後)		備考		
変更前(現行) 別表第28 放射線測定機器 <u>及び</u> 設置箇所(第72条関係)					変更後(補正後)							
					別表第28 放射線測定機	•	記載の適正化					
機器種別	設置箇所		測定目的	測定線種	機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種			
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入 口	2	手、足、衣服等の表面密度の <u>検査</u>	ベータ線	ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入 口	2	手、足、衣服等の表面密度の <u>測定</u>	ベータ線			
表面汚染検査用サーベイメ		2	床及び機器等の表面密度の測定	ベータ線	表面汚染検査用サーベイメ		2	床及び機器等の表面密度の測定	ベータ線			
一夕				アルファ 線			2		アルファ	数量の記載の適正化		
ガンマ線サーベイメータ	-	2	線量当量率の測定	ガンマ線	ガンマ線サーベイメータ	<u> </u>	2	線量当量率の測定	線 ガンマ線			
<u>カンマ森サーベイスーター</u>			林里ヨ里学の例と	カンマが	J 7 7 1 7 7		,2	林里コ里中の間に	77 7 187			
				-	*							
表第29~別表第30	(省略)				別表第29~別表第30	(変更なし)	~					
	•											
図第1~別図第2(そ <i>0</i>	112) (省略)			 別図第1~別図第2(その	\ 1.9\ <i>(7</i>	かまり	51				
		日曜け) I 3) (2	文文/	4 <i>0)</i>				
								•				
					*							
4												
	*, *			•								
-							·					
	1											
				6.3								
	•								* 5			
9				•								
		*							•			
4				٠.								
•												
•			•									

第6編 HTTRの管理

し日本原子力研究開発機構大洗研究所			
	(北地区)	原子炉施設保安規定	新旧対照条文(下線部分は変更部分)

〇国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 (北地区)原子炉施設保安規定 新旧 変更前 (現行)	変更後(補正後)	備考
第6編 HTTRの管理	第6編 HTTRの管理	E. DINI
第1章 通則	第1章 通則	
第1条 (省略)	第1条 (変更なし)	
(HTTR品質保証委員会)	Mr. O. Ar. WURA	部の委員会は下部要領で
第2条 <u>高温工学試験研究炉部にHTTR品質保証委員会を設置する。</u> 2 HTTR品質保証委員会は、次の各号に掲げる事項について高温工学試験研究炉	第2条 <u>削除</u>	規定するため削除
<u> 部長の諮問に応じ審議する。</u>		
(1) 第4条第1項に定める手引		
(2) 第14条第1項に定めるHTTR特殊試験計画(以下この編において「特殊		1
試験計画」という。)		
(3) 第37条第2項に定める修理及び改造計画		
(4) HTTR原子炉施設の品質保証に関する事項		
(5) HTTR原子炉施設の定期的な評価に関する事項 3 高温工学試験研究炉部長は、HTTR品質保証委員会の審議結果を尊重する。		
5 同価工子試験例允別部では、ロIIK加貝体証安貝云の金融結末で専里する。		
第3条~第5条 (省略)	 第3条~第5条 (変更なし)	·
(年間運転計画)	(年間運転計画)	
第6条 高温工学試験研究炉部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる		•
事項を明らかにしたHTTR年間運転計画(以下この編において「年間運転計画」	事項を明らかにしたHTTR年間運転計画(以下この編において「年間運転計画」	
という。)を作成し、高温ガス炉センター長の承認を得る。これを変更しようとす	という。)を作成し、高温ガス炉センター長の承認を得る。これを変更しようとす	
る場合も同様とする。 (1) 運転の予定期間	る場合も同様とする。 (1) 運転の予定期間	
(1) 建転の子足列向 (2) 施設定期自主検査の予定期間	(1) 産転のアた列間 (2) 定期事業者検査の予定期間	 法令改正に伴う記載の適
(3) 法第27条に定める設計及び工事の方法の認可申請又は設計及び工事の方法	(3) 法第27条に定める設計及び工事の計画の認可申請を伴う本体施設等の修理	
の変更の認可申請(以下この編において「設計及び工事の方法の認可申請等」と	及び改造の項目並びに予定期間	記載の適正化
<u>いう。)</u> を伴う本体施設等の修理及び改造の項目並びに予定期間		
	(4) 試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づく特別な措置を講ずる場合は、	第34条の4第3項の追加
0 专用设计层层的 居住 芒西西京部北下区上中文明人区 医艾尼斯氏性体炎	<u>その予定期間及び内容</u>	に伴う号の追加
2 局温ガス炉センター長は、削損の承認をしようとする場合は、原土炉土仕技術者 の同意を得る。	2 高温ガス炉センター長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。	
	い回恩を持る。 3 高温工学試験研究炉部長は、第1項の承認を得た場合は、所長に報告するととも	
に、HTTR計画課長、HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理	に、HTTR計画課長、HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理	1.
第2課長に通知する。	第2課長に通知する。	
		The state of the s
第7条~第8条 (省略)	第7条~第8条 (変更なし)	
(炉停止中作業計画) 第9条 HTTR運転管理課長は、次の各号に掲げる事項を明らかにしたHTTR本	(炉停止中作業計画) 第 0 条 ロアアト海転管理調点は、次の条具に掲げる車項を明らればしたロアアト本	
第3宋 日11R運転官理課長は、次の合写に拘りる事項を明らかにした日11R本 体施設等炉停止中作業計画(以下この編において「本体施設等炉停止中作業計画」	第3宋 日11R連転官理課長は、次の合写に掲りる事項を明らかにした日11R本 体施設等炉停止中作業計画(以下この編において「本体施設等炉停止中作業計画」	
という。)を作成し、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようと	という。)を作成し、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようと	
する場合も同様とする。ただし、第7号の炉停止中作業工程表の変更については、	する場合も同様とする。ただし、第7号の炉停止中作業工程表の変更については、	
この限りでない。	この限りでない。	
(1) 予定期間	(1) 予定期間	

- (2) 燃料体の取出し及び挿入に関すること。
- (3) 制御棒の取出し及び挿入に関すること。
- (4) 炉心構成要素 (燃料体及び制御棒を除く) の取出し及び挿入に関すること。
- (5) 作業前及び作業後の炉心配置に関すること。
- (6) 本体施設等の施設定期自主検査、第37条第2項に定める修理及び改造に関 すること。
- (7) 炉停止中作業工程表
- 2 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術 2. 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術
- TR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。

第10条~第15条 (省略)

(新設)

第2章 運転管理 第1節 運転上の制限

第16条 (省略)

(高温試験運転の制限)

第17条 HTTR運転管理課長は、高温試験運転を行おうとする場合は、法第29 第17条 HTTR運転管理課長は、高温試験運転を行おうとする場合は、法第29 条に定める施設定期検査の直近の検査において冷却材飽和値確認検査が高温試験運 転で実施されていなければ運転してはならない。ただし、高温試験運転での施設定 期検査のための運転を除く。

第18条~第29条 (省略)

第4節 運転

第30条・第32条 (省略)

(運転中の巡視及び点検)

第33条 原子炉運転班長は、原子炉の運転中、別表第15に掲げる施設及び設備等|第33条 原子炉運転班長は、原子炉の運転中、別表第15に掲げる施設及び設備等|正化 について、1日1回以上巡視し、点検する。

第34条 (省略)

第3章 保守管理

(新設)

- (2) 燃料体の取出し及び挿入に関すること。
- (3) 制御棒の取出し及び挿入に関すること。
- (4) 炉心構成要素(燃料体及び制御榛を除く)の取出し及び挿入に関すること。
- (5) 作業前及び作業後の炉心配置に関すること。
- (6) 本体施設等の定期事業者検査、第37条第2項に定める修理及び改造に関す「決会改正に伴う記載の適 ること。
- (7) 炉停止中作業工程表
- 者の同意を得る。
- 3 HTTR運転管理課長は、第1項の承認を得た場合は、HTTR計画課長、HT│3 HTTR運転管理課長は、第1項の承認を得た場合は、HTTR計画課長、HT TR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。

第10条~第15条 (変更なし)

(設計想定事象等が発生した場合の措置)

第15条の2 当該事象が発生した場合の措置については、運転再開時に定める。

設計想定事象等が発生した 場合の措置については運転 再開までに定めることを追

正化

第2章 運転管理 第1節 運転上の制限

第16条 (変更なし)

(高温試験運転の制限)

条に定める定期事業者検査の直近の検査において冷却材飽和値確認検査が高温試験 法令改正に伴う記載の適 運転で実施されていなければ運転してはならない。ただし、高温試験運転での定期 正化 事業者検査のための運転を除く。

第18条~第29条 (変更なし)

第4節 運転

第30条・第32条 (変更なし)

(運転中の巡視)

について、1月1回以上巡視する。

法令改正に伴う記載の適

第34条 (変更なし)

第3章 保守管理

(施設管理目標の策定)

第34条の2 高温工学試験研究炉部長及び放射線管理部長は、HTTRについて第│目標の策定に関する事項を 1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施 追加 設管理目標を策定する。

法令改正に伴い、施設管理

(新設)

(新設)

- 2 高温工学試験研究炉部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、高温ガス炉セン ター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も 同様とする。
- 3 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知す

(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)

- 第34条の3 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長 は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものに目標の策定に関する事項を ついて、定量的な施設管理目標を策定する。
- 2 HTTR計画課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部 長の確認を受けたのちに、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しよ うとする場合も同様とする。
- 3 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術 者の同意を得る。
- 4 HTTR計画課長は、第2項の承認を得た場合は、HTTR運転管理課長、HT TR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。

(施設管理実施計画等の策定)

- 第34条の4 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長 は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計 事項を追加 画を策定する。
 - (1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。
 - (2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること。
 - (3) 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に 関すること。
 - (4) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及 び運転停止中の区別を含む。) に関すること。
 - (5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための 措置に関すること。
 - (6) 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方 法に関すること。
 - (7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含 か。) に関すること。
 - (8) 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。
- 2 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する 設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要 否整理表を策定する。
 - (1) 原子炉施設の工事の方法及び時期
 - (2) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期
- 3 第1項及び前項において、第6条の定めにより作成する年間運転計画において特 別な措置を講ずる期間とその内容を示した上で、試験炉規則第9条第1項第7号の 規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整 理表を定めることができる。
- 4 HTTR運転管理課長は、第1項から前項までの施設管理実施計画並びに設備保 全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのち に、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も同様と する。

法令改正に伴い、重要度が 高い系統に対する定量的な 追加

法令改正に伴い、施設管理 実施計画等の策定に関する (新設)

(新設)

(施設定期自主檢查)

- る施設定期自主検査を行う。
 - (1) 計測制御系統施設について、緊急しゃ断のための性能検査を毎月1回以上行 うこと。ただし、施設定期自主検査並びに第37条に基づく修理及び改造により 緊急しゃ断のための性能検査ができない場合は、この限りでない。
 - (2) 計測制御系統施設の緊急しゃ断検査を施設定期検査ごとに行うこと。
 - (3) 本体施設等の保安に直接関連を有する計器の校正(別表第16に掲げる放射 線測定機器を含む。)を施設定期検査ごとに行うこと。
 - (4) 保安上特に管理を必要とする本体施設等の設備について、別表第17に掲げ るところにより施設定期検査ごとに検査を行うこと。

- 5 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術 者の同意を得る。
- 6 HTTR運転管理課長は、第4項の承認を得た場合は、HTTR計画課長、HT TR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。

(保全活動の実施)

の実施に関する事項を追加 第34条の5 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長 は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検 **査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。**

(保全活動の有効性評価及び改善)

第34条の6 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長 は、所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する 関する事項を追加 事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要 と認める場合には改善を行う。

法会改正に伴い. 保全活動 の有効性評価及び改善に

法令改正に伴い、保全活動

(定期事業者検査)

第35条 HTTR運転管理課長は、次の各号に掲げるところにより本体施設等に係 第35条 原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の 者検査の実施に関する事項 各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任「を追加」 技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。ただし、第1号 ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この 限りでない。

(1) 定期事業者檢查計画

- イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称
- ロ 検査の項目及び実施体制
- ハ 予定期間
- 二 定量的な施設管理目標
- (2) 定期事業者檢查要領
 - イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称
- ロ 検査の項目及び検査場所
- 八 檢查前条件
- 二 検査の確認方法及び検査手順
- ホ 検査の判定基準
- 2 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、原子力施 設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。
- 3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検 査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。
- 4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、HTTR運 転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。
- 5 HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、前項の通知を受けた場合は、高 温工学試験研究炉部長に、放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、 放射線管理部長に報告する。

法令改正に伴い、定期事業

(施設定期自主検査の実施計画)

第36条 HTTR運転管理課長は、前条の施設定期自主検査(前条第1項第1号に |第36条 削除 定める緊急しゃ断のための性能検査を除く。)を行おうとする場合は、次の各号に 掲げる事項を明らかにしたHTTR本体施設等施設定期自主検査実施計画を作成

定期事業者検査の実施に 関する事項を第35条に規 定することから削除

- し、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も同様と する。ただし、第3号に定める予定期間については、この限りでない。
- (1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称
- (2) 検査の項目及び実施体制
- (3) 予定期間
- 2 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術 者の同意を得る。
- 3 HTTR運転管理課長は、第1項の承認を得た場合は、HTTR計画課長、HT TR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。

(修理及び改造)

- 第37条 HTTR運転管理課長は、本体施設等について、必要と認めた場合は、修「第37条 HTTR運転管理課長は本体施設等、HTTR技術課長は所掌する施設に「修理及び改造に関する事項 理及び改造を行うことができる。
- 2 HTTR運転管理課長は、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、そ の修理及び改造が設計及び工事の方法の認可申請等を伴う場合は、次の各号に掲げ る事項を明らかにしたHTTR本体施設等の修理及び改造計画(以下この編におい て「本体施設等の修理及び改造計画」という。)を作成し、高温工学試験研究炉部 長の承認を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。ただし、第3号に定 める予定期間については、この限りでない。
- (1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称
- (2) 修理及び改造の内容
- (3) 予定期間
- 3 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、高温ガス炉セン 3 高温工学試験研究炉部長は、前項の同意をしようとする場合は、高温ガス炉セン ター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。
- 4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。
- TR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。

(新設)

(修理及び改告)

ついて、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。「の明確化

2 HTTR運転管理課長は本体施設等、HTTR技術課長は所掌する施設につい て、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前 法令改正に伴う記載の適 事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画「正化」 を作成し、高温工学試験研究炉部長の同意を得る。

なお、HTTR技術課長が本計画を作成する場合は、HTTR運転管理課長の同様理及び改造に関する手続 意を得たのちに、作成する。

- (1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称
- (2) 修理及び改造の内容
- (3) 予定期間
- ター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も 同様とする。
- 4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。
- 5 HTTR運転管理課長は、第2項の承認を得た場合は、HTTR計画課長、HT「5 HTTR運転管理課長又はHTTR技術課長は、第3項の承認を得た場合は、H TTR計画課長、HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課 長に通知する。

(使用前事業者検査)

第37条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合 は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原「項を追加 子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。ただ し、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更につい ては、この限りでない。

(1) 使用前事業者検査計画

- イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称
- ロ 検査の内容
- ハー予定期間
- (2) 使用前事業者検査要領
 - イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称
 - ロ 検査の項目及び検査場所
- ハ 検査前条件
- ニ 検査の確認方法及び検査手順
- ホ 検査の判定基準
- 2 HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、原子力施設検査室長の求めに応 じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。

きの明確化

法令改正に伴い、使用前事 業者検査の実施に関する事

(保守結果の報告等)

びに前条第2項の修理及び改造計画に基づく作業を終了した場合は、その結果を高 温工学試験研究炉部長に報告するとともに、HTTR計画課長、HTTR技術課長 及び放射線管理第2課長に通知する。HTTR運転管理課長が第2編第36条第2 項の定めにより放射線管理施設に係る施設定期自主検査等の結果の通知を受けた場 合も同様とする。

知するとともに、所長及び高温ガス炉センター長に報告する。ただし、第35条第 1項第1号に定める緊急しゃ断のための性能検査については、所長及び高温ガス炉 センター長への報告を省略することができる。

(原子炉停止中の巡視及び点検)

- 第39条 HTTR運転管理課長は、原子炉の停止中、別表第15に掲げる施設及び|第39条 HTTR運転管理課長は、原子炉の停止中、別表第15に掲げる施設及び|正化 設備等について、1日1回以上巡視し、点検する。
- 第40条~第43条 (省略)

(燃料体の貯蔵)

- 施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。
- 2 HTTR技術課長は、燃料体を貯蔵する場合は、貯蔵施設の目に付きやすい場所 に、貯蔵上の注意事項並びに別表第20に掲げる貯蔵場所ごとに貯蔵制限量を掲示 する。
- 3 HTTR技術課長は、燃料体の貯蔵に従事する者以外の者が、別表第20の燃料│3 HTTR技術課長は、燃料体の貯蔵に従事する者以外の者が、別表第20の燃料│ 体の貯蔵施設で作業する場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。た だし、燃料体が貯蔵されていない場合は、この限りでない。

第45条~第50条 (省略)

- 3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者 検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。
- 4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、HTTR運 転管理課長及びHTTR技術課長に通知する。
- 5 HTTR運転管理課長及がHTTR技術課長は、前項の通知のうち、第1項の同 意に係る通知を受けた場合は、高温工学試験研究炉部長に報告する。

(保守結果の報告等)

第38条 HTTR運転管理課長は、第35条の施設定期自主検査を終了した場合並 |第38条 HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、第35条の定期事業者検 |法令改正に伴い、保守結果 | 査を終了した場合は、その結果を高温工学試験研究炉部長に報告し、HTTR計画 | の報告に関する事項の見直 課長に通知する。HTTR運転管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設 し に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も同様とする。

- 2 放射線管理第2課長は、第35条の定期事業者検査を終了した場合は、放射線管 理部長に報告するとともに、その結果をHTTR運転管理課長に通知する。
- 3 HTTR運転管理課長及びHTTR技術課長は、第37条第2項の修理及び改造 に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を高温工 学試験研究炉部長に報告し、HTTR計画課長に通知する。HTTR運転管理課長 が第2編第38条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基 づく作業並びに第2編第38条の2の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた 場合も同様とする。
- 4 HTTR計画課長は、第1項から前項の通知を受けた場合は、HTTR運転管理 課長、HTTR枝術課長及び放射線管理第2課長に通知する。ただし、通知を発信 した課長への通知は省略できる。
- 2 高温工学試験研究炉部長は、前項の報告を受けた場合は、原子炉主任技術者に通「5 高温工学試験研究炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、原子炉主 任技術者に通知するとともに、所長及び高温ガス炉センター長に報告する。

第35条の変更に伴うただ し書きの削除

(原子炉停止中の巡視)

設備等について、1日1回以上巡視する。

法令改正に伴う記載の適

第40条~第43条 (変更なし)

(燃料体の貯蔵)

- 第44条 HTTR技術課長は、燃料体を貯蔵する場合は、別表第20に掲げる貯蔵 第44条 HTTR技術課長は、燃料体を貯蔵する場合は、臨界に達しないようにす 貯蔵において臨界に達しな るため、別表第20に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えてい措置を講じることを追加 貯蔵してはならない。
 - 2 HTTR技術課長は、燃料体を貯蔵する場合は、貯蔵施設の目に付きやすい場所 に、貯蔵上の注意事項並びに別表第20に掲げる貯蔵場所ごとに貯蔵制限量を掲示
 - 体の貯蔵施設で作業する場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。た だし、燃料体が貯蔵されていない場合は、この限りでない。

第45条~第50条 (変更なし)

第5章 異常時の措置

第51条~第58条 (省略)

第3節 点検等において異常を認めた場合の措置

第59条 (省略)

(運転中の巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置)

- 第60条 原子炉運転班長は、第33条の運転中の巡視及び点検並びに第65条の地 第60条 原子炉運転班長は、第33条の運転中の巡視及び第65条の地震又は火災 火災時に異常を認めた場合 震後の措置の結果、異常を認めた場合は、ただちにその原因及び状況を調査し、原 因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずるとともに、HTTR運転管理課長に 涌報する。
- 結果、異常を認めた旨の通報を受けた場合は、ただちにその原因及び状況を確認 し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずるとともに、HTTR運転管理 課長に通報する。
- 動スクラムにより原子炉の停止を行うことができる。
- 4 原子炉運転班長は、前項の措置を行った場合は、HTTR運転管理課長に通報す るとともに、第51条第3項第1号及び第2号の措置を講ずる。
- 5 HTTR運転管理課長は、第1項及び第2項の通報を受けた場合は、その原因、 状況及びとられた措置の内容を確認し、その異常が原子炉の運転継続に支障を及ぼ すと認めた場合は、原子炉を停止する。
- び第2号の措置を講ずる。
- 場合は、第51条第4項の措置を講ずる。
- 9 高温工学試験研究炉部長は、第7項の通報を受けた場合は、第51条第6項の措 9 高温工学試験研究炉部長は、第7項の通報を受けた場合は、第51条第6項の措 置を讃ずる。

(原子炉停止中の巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置)

- めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講ず
- (1) 第30条の運転開始前の措置
- (2) 第34条の運転停止後の措置
- (3) 第35条の施設定期自主検査
- (4) 第39条の原子炉停止中の巡視及び点検
- (5) 第65条の地震後の措置
- 2 HTTR運転管理課長は、第2編第39条の定めにより放射線管理第2課長から 点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けた場合は、その原因及び状況を調査し、 原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずる。

第5章 異常時の措置

第51条~第58条 (変更なし)

第3節 点検等において異常を認めた場合の措置

第59条 (変更なし)

(運転中の巡視等において異常を認めた場合の措置)

- 時の措置の結果、異常を認めた場合は、ただちにその原因及び状況を調査し、原因の措置を追加 の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずるとともに、HTTR運転管理課長に通 報する。
- 2 原子炉運転班長は、第2編第39条の定めにより放射線管理第2課長から点検の「2 原子炉運転班長は、第2編第39条の定めにより放射線管理第2課長から巡視の「 結果、異常を認めた旨の通報を受けた場合は、ただちにその原因及び状況を確認 し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を謹ずるとともに、HTTR運転管理 課長に涌報する。
- 3 原子炉運転班長は、第1項及び前項の状況が緊急性を要する場合においては、手 3 原子炉運転班長は、第1項及び前項の状況が緊急性を要する場合においては、手 動スクラムにより原子炉の停止を行うことができる。
 - 4 原子炉運転班長は、前項の措置を行った場合は、HTTR運転管理課長に通報す るとともに、第51条第3項第1号及び第2号の措置を講ずる。
 - 5 HTTR運転管理課長は、第1項及び第2項の通報を受けた場合は、その原因、 状況及びとられた措置の内容を確認し、その異常が原子炉の運転継続に支障を及ぼ すと認めた場合は、原子炉を停止する。
- 6 HTTR運転管理課長は、前項の措置を行った場合は、第51条第3項第1号及 6 HTTR運転管理課長は、前項の措置を行った場合は、第51条第3項第1号及 び第2号の措置を讃ずる。
- 7 HTTR運転管理課長は、第4項の通報を受けた場合又は第5項の措置を行った 7 HTTR運転管理課長は、第4項の通報を受けた場合又は第5項の措置を行った 場合は、第51条第4項の措置を講ずる。
- 8 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けた場合は、第51条第5項の措置を講 8 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けた場合は、第51条第5項の措置を講
 - 置を講ずる。

(原子炉停止中の巡視等において異常を認めた場合の措置)

- 第61条 HTTR運転管理課長は、次の各号に掲げる事項の点検の結果、異常を認│第61条 HTTR運転管理課長又はHTTR技術課長は、次の各号に掲げる事項の│異常を認めた場合の措置に 措置等の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び「係る記載の適正化 拡大防止等の措置を講ずる。
 - (1) 第30条の運転開始前の措置
 - (2) 第34条の運転停止後の措置
 - (3) 第35条の定期事業者検査
 - 第39条の原子炉停止中の巡視
 - (5) 第65条の地震又は火災時の措置
 - 2 HTTR運転管理課長は、第2編第39条の定めにより放射線管理第2課長から □の措置を追加 巡視の結果、異常を認めた旨の通報を受けた場合は、その原因及び状況を調査し、 原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずる。

記載の適正化

記載の適正化

法令改正に伴う記載の適 正化

火災時に異常を認めた場合

- 術者、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通報する。
- **炉ヤンター長に通報する**
- 5 高温工学試験研究炉部長は、前項の措置を指示する場合は、原子炉主任技術者の 5 高温工学試験研究炉部長は、前項の措置を指示する場合は、原子炉主任技術者の 同意を得る。

第62条~第64条 (省略)

第5節 地震後の措置

(地震後の措置)

第65条 HTTR運転管理課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長は、震 度4以上の地震が発生した場合は、それぞれが次表の区分に応じて施設を点検し、 異常がないことを確認する。

放射線管理第2課長	別表第22及び別表第23に掲げる放射線管理設備
HTTR技術課長	新燃料組立検査室(組立作業期間中のみ。)
HTTR運転管理課長	本体施設等

- 2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果をHTTR運転管理課長に通報する。
- 3 HTTR運転管理課長は、第1項の確認の結果及び前項の結果を高温丁学試験研 3 HTTR運転管理課長は、第1項の確認の結果及び前項の結果を高温丁学試験研 究炉部長に通報する。
- 4 HTTR技術課長は、第1項の確認の結果を高温工学試験研究炉部長及びHTT R運転管理課長に涌報する。

第66条 (省略)

第6章 放射線管理

第67条~第69条 (省略)

- 3 HTTR運転管理課長は、第1項及び前項の調査の結果、その異常がHTTRの 3 HTTR運転管理課長は、第1項及び前項の調査の結果、その異常がHTTRの 運転工程に支障を及ぼすと認めた場合は、高温工学試験研究炉部長、原子炉主任技 │ 運転工程に支障を及ぼすと認めた場合は、高温工学試験研究炉部長、原子炉主任技 術者、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通報する。
- 4 高温工学試験研究炉部長は、前項の通報を受けた場合は、その状況を確認し、必 4 高温工学試験研究炉部長は、前項の通報を受けた場合は、その状況を確認し、必 要がある場合は、あらたな措置を講ずるよう指示するとともに、所長及び高温ガス 要がある場合は、あらたな措置を講ずるよう指示するとともに 所長及び高温ガス **炉センター長に涌報する。**
 - 同音を得る。

第62条~第64条 (変更なし)

第5節 地震又は火災時の措置

(地震又は火災時の措置)

第65条 地震又は火災が発生した場合は、HTTR運転管理課長は本体施設等、H TTR技術課長は新燃料組立検査室(組立作業期間中のみ。)、放射線管理第2課 長は別表第22及び別表第23に掲げる放射線管理設備について次の措置を講ず る。

(1) 震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、HTTRの保安 に影響がないことを確認する。

- (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるととも に、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、HTTRの保安に影響がないことを確 認する。
- 2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果をHTTR運転管理課長に通報する。
- 究炉部長に通報する。
- 4 HTTR技術課長は、第1項の確認の結果を高温工学試験研究炉部長及びHTT R運転管理課長に涌報する。

第66条 (変更なし)

第6章 放射線管理

第67条~第69条 (変更なし)

火災時の措置を追加

別表第1~別表第14 (省略)

別表第15 本体施設等の巡視及び点検(第33条及び第39条関係)

リ衣券10	<u> </u>	<u>又ひ只使</u> (弟33条及ひ弟3	9余民	(徐)	
施設		設備等	原子	原子炉停	止中
· ·			炉運	勤務日	休日等
İ			転中		
本体施設	原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	0	0 -	0
		2次ヘリウム冷却設備	0	0	0
	1 .	加圧水冷却設備	0	0	
		補助冷却設備	0	- 0	-
		炉容器冷却設備	0	. 0	-
	•	1次ヘリウム純化設備	0	. 0	_
		2次ヘリウム純化設備	0	. 0	
		1次ヘリウム貯蔵供給設備	0	0	
		2次へリウム貯蔵供給設備		0 .	-
		1次ヘリウムサンプリング設備	0	0	_
		2次ヘリウムサンプリング設備	0	0	_
	制御材駆動設備	中性子計装	0	0	. —
1		制御棒位置計装	0	. 0	0
		制御棒駆動制御装置盤	0	0	
	使用済燃料貯蔵設備	貯蔵プール (原子炉建家内)	0.	0	0
	1	貯蔵セル(使用済燃料貯蔵建家	0	0	
		内)	·		
	電源、給排水及び排気	気体廃棄物の廃棄施設	0.	0	_
	設備	液体廃棄物の廃棄設備	0	0	0
		非常用空気浄化設備	0	0	
特定施設		電気施設(非常用電源設備)	0	O	0
		換気空調設備	0	0	0
		補機冷却水設備	0	0	0
1		一般冷却水設備	0	. 0	0
		制御用圧縮空気設備	0	0	0
		窒素供給設備	0	0	0

- : 巡視及び点検を行わない。

別表第1~別表第14 (変更なし)

別表第15 本体施設等の巡視(第33条及び第39条関係)

施設		設備等		原子炉停	
			炉運 転中	勤務日	休日等
本体施設	原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	Q	0	0
		2次ヘリウム冷却設備	0	0	0
		加圧水冷却設備	.0	0	_
+ 1		補助冷却設備	. 0	0	
		炉容器冷却設備	0	-0	. —
		1次ヘリウム純化設備	0	0	
		2次ヘリウム純化設備	0	. 0	_
		1次ヘリウム貯蔵供給設備	0	0	
	-	2次へリウム貯蔵供給設備	0	0	
		1次ヘリウムサンプリング設備	. 0	0.	
		2次へリウムサンプリング設備	0	. 0	
•	制御材駆動設備	中性子計装	0	0	. —
		制御棒位置計装	0	0	0
	* *	制御棒駆動制御装置盤	0	0	. —
	使用済燃料貯蔵設備	貯蔵プール(原子炉建家内)	0	0	0
	in the second se	貯蔵セル(使用済燃料貯蔵建家 内)	0	0	
	電源、給排水及び排気	気体廃棄物の廃棄施設	0	Ο.	_
	設備	液体廃棄物の廃棄設備	-0	Ö	0
		非常用空気浄化設備	0	. 0 "	_
特定施設		電気施設(非常用電源設備)	()	0.	0
		換気空調設備	0	0,	0
· . ·	* *	補機冷却水設備	0	0	0
-		一般冷却水設備	.0	0	0
		制御用圧縮空気設備	Ō	0	0
	• •	窒素供給設備	0	0	,0

〇:巡視を行う。

- : 巡視を行わない。

<u>別表第16 放射線測定機器及び測定箇所(プロセスモニタ等)(第35条第1項第</u> 別表第16 <u>削除</u>

3	<u>号関係)</u>		·				
	機器種別	測定箇所	指示範囲	<u>数</u> 量	測定目的	測定線種	٠
	1次冷却材放 射能モニタ	<u>1次ヘリ</u> <u>ウム純化</u> 設備	$0 \sim 0. 3 \text{ MB q/c m}^3$	3	1次冷却材中の放射 性物質濃度の監視	ガンマ線	
	格納容器内放 射能モニタ	<u>格納容器</u> 内	$1 \times 10^{-1} \sim 1 \times 10^{-5} \text{ s}^{-1}$	3	<u>格納容器内空気中の</u> 放射性希ガスの監視	ガンマ線	
	<u>サービスエリ</u> <u>ア内放射能モ</u> ニタ	<u>サービス</u> エリア	$1 \times 10^{-1} \sim 1 \times 10^{-5} \text{ s}^{-1}$	3	サービスエリア内空 <u>気中の放射性希ガス</u> の監視	ガンマ線	
	<u>2次へリウム</u> 放射能モニタ	<u>2次へリウム冷却</u> <u>設備</u>	$\frac{3. 7 \times 10^{-2} \sim 3. 7 \times 1}{0^{2}}$ Bq/cm ³	1	2次ヘリウム冷却材 中の放射性物質濃度 の監視	ガンマ線	
	<u>加圧水放射能</u> モニ <u>タ</u>	加圧水冷 却設備	10~1×10 ⁷ min ⁻¹	1	加圧水冷却材中の放 射性物質の監視	ガンマ線	
	<u>気体廃棄物放</u> 射能モニタ	<u>気体廃棄</u> 物の廃棄 施設	$\frac{3. 7 \times 10^{-2} \sim 3. 7 \times 1}{0^{2}}$ <u>Bq/cm³</u>	1	気体廃棄物中の 放射性物質濃度の監 視	ガンマ線	

第35条の変更に伴う表の

法令改正に伴う記載の適

		(第35条第1項第4	
施設	系統又は設備	装置又は機器	検査項目
本体施	原子炉本体	全体	·原子炉停止余裕検査
設			· 最大反応度添加率検査
			• 反応度制御能力検査
		.	
		· ·	· 過剩反応度檢查
	1		· 冷却材飽和値確認検査
			·線量当量率測定検査
			·放射性物質濃度測定検査
1			・総合検査
		原子炉圧力容器	漏えい検査
	1	スタンドパイプ	・外観検査
	•	放射線遮へい(1次上	・外観検査
			<u>* 7 院便宜</u>
-		部遮へい体、上部生体	
		<u>遮へい体、上部リング</u>	
		遮へい体)	
	核燃料物質取扱設備	燃料交換機	・作動検査
		燃料出入機	
	新燃料貯蔵設備		・外観検査(未臨界性確認検査)
		貯蔵セル(貯蔵ラック	777 戰快宜(不屬乔性傩祕恢复
	per est franchische de d'article est la Principal	<u>)</u>	
	原子炉建家内使用済燃料	貯蔵ラック	· 外観検査(未臨界性確認検査
	貯蔵設備	貯蔵プール(ライニン	・漏えい検査
		グ)	
		プール水冷却浄化設備	・作動検査
		2 777(1) 24(1) (Lux lin	・漏えい検査
	法田沙梅纳卧地林/3 中法	Brit He - In	
	使用済燃料貯蔵建家内使	<u>貯蔵ラック</u>	· 外観検査(未臨界性確認検査
	用済燃料貯蔵設備		
	1次冷却設備	ヘリウム循環機	<u>・作動検査</u>
. •			・漏えい検査
		中間熱交換器	・漏えい検査
		1次加圧水冷却器	Will Company
	i .	主要弁	・作動検査
		<u>工安开</u>	
) T7 M4	・漏えい検査
		<u>主配管</u>	・漏えい検査
		バネ式安全弁	・作動検査
	2次ヘリウム冷却設備	ヘリウム循環機	・作動検査
			・漏えい検査
		2次加圧水冷却器	・漏えい検査
	1		
		主配管	・漏えい検査
		バネ式安全弁	・作動検査
	補助ヘリウム冷却系	ヘリウム循環機	<u>・作動検査</u>
	-	•	・漏えい検査
		補助冷却器	・漏えい検査
	1	主要弁	· 作動検査
		- 	・漏えい検査
	[子和姓	
	Lorent Lore det St. 100	主配管	・漏えい検査
	加圧水冷却設備	循環ポンプ	・作動検査
	補助冷却水系	加圧器	・漏えい検査
	· -	空気冷却器	・作動検査
		主要弁	・作動検査
			・漏えい検査
٠	1	子和郊	
		主配管	・漏えい検査
		バネ式安全弁/逃し弁	・作動検査
	補助冷却設備	全体	・作動検査
	炉容器冷却設備	循環ポンプ	・作動検査
	The second second	サージタンク	・漏えい検査
		水冷管パネル	・漏えい検査
	I *	冷却器	・漏えい検査

別表第	1	7	削除

第35条の変更に伴う表の 削除

					•								
-		主配管	・漏えい検査				• .				\ \ \.		
		バネ式安全弁	・作動検査		4 · *						1.		
	1次ヘリウム純化設備	ガス循環機	・作動検査				5						
1 1 -			・漏えい検査					•					
	-	加熱器	・漏えい検査	The second second				. •					
	1.		・絶縁抵抗検査	-1									
	1	冷却器	・漏えい検査										
		主要弁	・作動検査				•						
		<u>工女开</u> 主和座				•							
		主配管	・漏えい検査										
		コールドチャコールト	・漏えい検査				-						
1	•	ラップ (CCT)											
-		<u>モレキュラーシーブト</u>	·	•		7.		:					
	-	<u>ラップ(MST)</u>	·				· ·						
	,	酸化銅反応筒(CuO	・漏えい検査									•	
11.	•	T)											
	1次ヘリウム貯蔵供給設	ヘリウム移送圧縮機	作動検査										
	備	主要弁	作動検査										
	2次ヘリウム貯蔵供給設	-27	- 漏えい検査										
	備	主配管	・漏えい検査	•							İ		
	<u></u>	<u> </u>	<u>₩₩ / . ४ * 1次 且.</u>									,	
1.1													
11		<u>供給タンク</u>					100				1		
1.1													
1 1													
	1次ヘリウムサンプリン	圧縮機	・作動検査				•						
	<u> グ設備</u>		・漏えい検査										
		主要弁	· 作動検査										
	1	1	- 漏えい検査				**						
		主配管	・漏えい検査										
	計測制御系統施設	計装設備	・スクラム検査										
			· 設定値確認検査(安全保護回路			•					ľ		
I - I .			及び別表第9の項目)										
			・警報検査(安全保護回路及び別										
			表第9の項目)										
			·作動検査(制御棒引抜き阻止回				•				1.		
		,	路)		* 1						1		
			・作動検査(運転モード選択装							* - 1	1 .		
			・行助快宜(連転で一下選択表										
			置)					*					
		•	· 絕緣抵抗檢查(中性子検出器、										
		that the SP this	高温プレナム部計装の熱電対)								,		
1 1		制御設備	· 作動検査										
1 1		(制御棒駆動装置)	C -							•			
1		非常用制御設備	· 作動検査								-		
1 .		(後備停止系駆動装置	1										
		<u> </u>	·						•				
11		燃料破 ガス圧縮機	・作動検査			•					1		
11		損 検出器	・点検校正検査										
		<u>検出装</u>									1		
		置											
	気体廃棄物の廃棄施設	排風機	・作動検査							•		*	
	ALT DE A TO TO DE A TO TO	圧縮機	11 301 DC-EL								1 .		
I. I .		フィルタユニット	・フィルタ捕集効率検査								1 .		
	·										[
		主要弁	・作動検査								<u> </u>		
1 -		減衰タンク	・外観検査				1.						
			・漏えい検査								1		
		主配管	- 漏えい検査										
		バッファタンク	<u> </u>		1.						1		
		排気筒	・外観検査										
] - [· .	全体	・処理能力検査								1		
	液体廃棄物の廃棄設備	廃液槽	· 外観検査								1		
	(原子炉建家)	2012 III	・漏えい検査							- 1			
	(か)が足が/	L	NH / L Y * / DC EL				*				1		

		液体廃棄物の廃棄設備	廃液槽	・外観検査
		(使用済燃料貯蔵建家)		・漏えい検査
		原子炉格納容器及び附属	原子炉格納容器	・漏えい率検査
		施設	隔離弁	• 作動検査
		<u> </u>		
		サービスエリア	全体	- 気密検査
		非常用空気浄化設備	フィルタユニット	・絶縁抵抗検査
				・フィルタ捕集効率検査
			排風機	・作動検査
			主要弁(主ダンパ)	・作動検査
		•	排気管	・外観検査
	特定施	電気施設	非常用発電機	・作動検査
	<u>設</u>	(非常用電源設備)	蓄電池(蓄電池、充電	・作動検査
			器、安全保護系用交流	
			無停電電源装置)	· ·
٠		換気空調設備	原子炉建家【系換気空	<u>・作動検査</u>
		<u>(原子炉建家)</u>	調装置排気A系統排風	
			機	
		* *	中央制御室系換気空調	・作動検査
			装置循環送風機	
			中央制御室系換気空調	・フィルタ捕集効率検査
			装置循環フィルタユニ	
			<u>ット</u>	
		換気空調設備	管理区域換気空調装置	・作動検査
		(使用済燃料貯蔵建家)	<u>貯蔵セル排気系統排風</u>	
			機	
		補機冷却水設備	循環ポンプ	<u>・作動検査</u>
			冷却塔ファン	
			主配管	・漏えい検査
- 1		制御用圧縮空気設備	圧縮機	・作動検査
			空気貯槽	・漏えい検査
i			主配管	

別表第18~別表第21 (省略)

| 別表第22 | 放射線測完機製及び測完偽所(第68条関係)|

別	刊表第22 放射線測定機器 <u>及び</u> 測定箇所(第68条関係)					
	機器種別	測定箇所	指示範囲	数	測定目的	測定線
				量		種
	排気ガス	原子炉建家排気	1 × 1 0 ⁻¹ ~1 × 1 0 ⁵ s	1	排気中の放射性ガス濃	ベータ
	モニタ	系主ダクト	-1		度の連続監視	線
i						
			3. 7×10 ⁻² ~3. 7×	1	排気中のトリチウム濃	1
			1 0 ²		度の連続監視	
			B q ∕ c m³			
		使用済燃料貯蔵	$1 \times 10^{-1} \sim 1 \times 10^{5}$ s	1	排気中の放射性ガス濃].
		建家排気系主ダ	-1	- '	度の連続監視	
		クト			100	
	排気ダス	原子炉建家排気		1	排気中の放射性塵埃濃	ベータ
	トモニタ	系主ダクト	-1		度の連続監視	線
-		*	* .			
- 1				1	排気中の放射性よう素	ガンマ
					濃度の連続監視	線
ı		使用済燃料貯蔵		1	排気中の放射性塵埃濃	ベータ
		建家排気系主ダ			度の連続監視	線
		クト	<u> </u>			
ł		l ,	$1 \times 10^{-1} \sim 1 \times 10^{5}$ s	1	事故時の非常用空気浄	ガンマ
			-1		化系の連続監視	線

別表第18~別表第21 (変更なし)

J表第22 放射線測定機器 <u>の</u> 測定箇所 <u>及び使用方法</u> (第68条関係)							
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種		
排気ガス モニタ	原子炉建家排気 系主ダクト	$1 \times 10^{-1} \sim 1 \times 10^{5}$ s	1	排気中の放射性ガス濃 度の連続監視	ベータ 線		
		3. $7 \times 10^{-2} \sim 3$. 7×10^{2} Bq/cm ³	1	排気中のトリチウム濃 度の連続監視			
	使用済燃料貯蔵 建家排気系主ダ クト	1×10 ⁻¹ ~1×10 ⁵ s	1	排気中の放射性ガス濃 度の連続監視			
排気ダス トモニタ	原子炉建家排気 系主ダクト	$1 \times 10^{-1} \sim 1 \times 10^{5}$ s	1	排気中の放射性塵埃濃 度の連続監視	ベータ 線		
			1	排気中の放射性よう素 濃度の連続監視	ガンマ 線		
	使用済燃料貯蔵 建家排気系主ダ クト		1	排気中の放射性塵埃濃 度の連続監視	ベータ 線		
		$1 \times 10^{-1} \sim 1 \times 10^{5}$ s	1	事故時の非常用空気浄 化系の連続監視	ガンマ 線		

記載の適正化

事故時排	非常用空気浄化				
気ガスモ	設備排風機出口	$1 \times 10^{-12} \sim 1 \times 10^{-6}$	1		
ニタ	ダクト	A			
室内ガス	原子炉建家内	$1 \times 10^{-1} \sim 1 \times 10^{5}$ s	2	管理区域内空気中の放	ベータ
モニタ		-1]射性希ガスの監視	線
			2		ガンマ
	原子炉格納容器		1	原子炉格納容器内空気	線
	内			中の放射性希ガスの監	Ì
				視	
		3. $7 \times 10^{-2} \sim 3$. $7 \times$	1	原子炉格納容器内空気	ベータ
		1 0 2		中の <u>放射性希ガス</u> の監	線
		Bq∕cm³	1	視	
室内ダス	原子炉建家内	$1 \times 10^{-1} \sim 1 \times 10^{5}$ s	1	管理区域内空気中の放	ベータ
トモニタ		-1		射性塵埃濃度の監視	線
	原子炉格納容器		1	原子炉格納容器内空気	
	内			中の放射性塵埃濃度の	
		•		監視	
ガンマ線	原子炉建家内	$1 \times 1 \ 0^{-4} \sim 1 \times 1 \ 0$	1 .	管理区域内の線量当量	ガンマ
エリアモ		mSv/h	. 0	率の連続監視	線
ニタ			١		
	原子炉格納容器	$1 \times 1 0^{-2} \sim 1 \times 1 0^{-4}$	1	原子炉格納容器内の線	
	内	mSv/h		量当量率の連続監視	
	*	,			
:	使用済燃料貯蔵	$1 \times 10^{-4} \sim 1 \times 10$	2	使用済燃料貯蔵建家内	1
	建家内	mSv/h		の線量当量率の連続監	
1.0			<u></u>	視	
中性子線	原子炉格納容器	1 × 1 0 ⁻² ~ 1 × 1 0 ²	1	原子炉格納容器内の中	中性子
エリアモ	内	mSv/h	1 .	性子線線量当量率の連	線
ニタ			<u> </u>	続監視	
事故時ガ	原子炉格納容器	1 × 1 0 ⁻² ~ 1 × 1 0 ⁴	2	事故時の放射能障壁健	ガンマ
ンマ線エ	内	S v / h		全性把握のための線量	線
リアモニ				当量率の連続監視	
タ	2		1	1	1

事故時排 非常用空気浄化	
気ガスモ 設備排風機出口 1×10 ⁻¹² ~1×10	-6 1
$\begin{vmatrix} 1 & 1 & 1 \\ 1 & 2 & 4 \\ 1 $	
室内ガス 原子炉建家内 1×10 ⁻¹ ~1×10 ⁻¹	- - - - - - - - - -
モニタ	射性希ガスの監視 線
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	カンマ ガンマ
原子炉格納容器	1 原子炉格納容器内空気 線
内	中の放射性希ガスの監
$3.7 \times 10^{-2} \sim 3.$	7× 1 原子炉格納容器内空気 ベータ
102	中のトリチウム濃度の 線
Bq/	
室内ダス 原子炉建家内 1×10 ⁻¹ ~1×10 ⁻¹	
トモニタ	射性塵埃濃度の監視 線
原子炉格納容器	1 原子炉格納容器内空気
[[]] [] [] [] [] [] [] [] []	
内	中の放射性塵埃濃度の
	監視
ガンマ線 原子炉建家内 1×10 ⁻⁴ ~1×10	
1-11	v / h 0 率の連続監視 線
<i>L</i>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
原子炉格納容器 1×10 ⁻² ~1×10	4 │1 │原子炉格納容器内の線 │ │ │
内 mS·	v / h 量当量率の連続監視
使用済燃料貯蔵 1×10-4~1×10	2 使用済燃料貯蔵建家内
建家内加入	
1 2211	視
中性子線 原子炉格納容器 1×10 ⁻² ~1×10 ⁻³	
1 1 12 3 /03 / 20 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13	v/h 性子線線量当量率の連 線
	が
ニタ	
13 30 37 37 37	. - - - - - - - - -
	v/h 全性把握のための線量 線
リアモニ	当量率の連続監視
タ	

記載の適正化

別表第23 放射線測定機器及び設置箇所 (第68条関係)

13.1	AND WINKING MILE AND CHARLES OF THE BOY CHARLES OF					
	機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種	
	ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入	3	手、足、衣服等の表面密度の検査	ベータ線	
					* -	
	表面汚染検査用サーベイメ	原子炉建家内	2	床及び機器等の表面密度の <u>検査</u>	ベータ線	
	ータ				·	
	ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定	ガンマ線	
	•					

| 別表第23 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法(第68条関係)

农第23 放射脉识定域的 <u>切</u> 改直固剂 <u>及0使用力位</u> (第00条因际)							
機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種			
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入 口	3	手、足、衣服等の表面密度の <u>測定</u>	ベータ線			
表面汚染検査用サーベイメ ータ	原子炉建家内	2	床及び機器等の表面密度の <u>測定</u>	ベータ線			
ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定	ガンマ線			

記載の適正化

別表第24 (省略)

別図第1~別図第2(その6) (省略)

別表第24 (変更なし)

|別図第1~別図第2(その6) (変更なし)

附則

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設保安規定 新旧 変更前(現行)	変更後(補正後)	備考
	附 <u>則</u> この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。	附則の追加